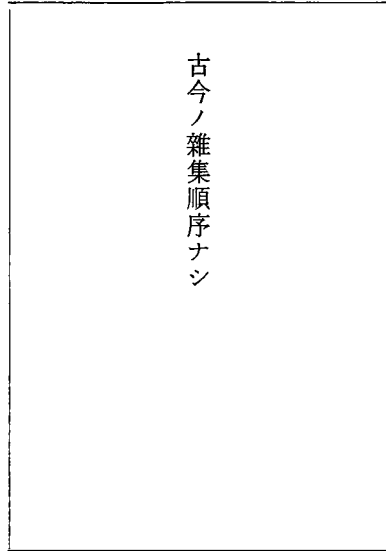


古今ノ雜集順序ナシ



琉球渡海之軍衆御法度之条々

- 一物主被仰付候衆、以談合可申出儀不可致違背事、
- 一喧嘩口論之儀、雖不新御法度候、今度者別而可相嗜事
- 一肝要候、縦不計喧嘩出来候共、兼而如御法度、私ニ而
- 不相果可致披露候、若此旨を相背破事候ハ、如何様
- 之理雖在之、不及理非之沙汰、一組可有御變之事、
- 一鉄炮持候衆、或し・・とりをねらひ、或者たてものを
- 射、徒ニ玉藥盡すまじき事、
- 一舟之出入おもひくニ無之様ニ、惣別同前ニ可有之事、

一下知衆被仰付候間、彼衆可申儀相背まじき事、

一其組を相離、他之手ニ付まじき事、

一屬御手たる嶋々の於百姓者、少も狼藉いたすまじき事、

但大嶋よりこのかた泊々、右同前たるべき事、

一堂宮寺等あらずまじき事、

一可相働時、類船を不待合、無人にて先懸いたすまじき事、

一經其外書籍等、むさと取散まじき事、

一無罪者殺害、一切停止たるへき事、

一町人・百姓之類、曾而取まじき事、

一順風能不見定候而、出船いたすまじき事、

惣高四拾萬弍千百八拾石五斗

内高七万五千石 琉球渡海衆

此人數千五百人 但百石ニ付二人役

一高三拾弍萬七千石 在國衆

此出銀百七貫九百目 但一石ニ付三分三リ宛

内一銀子拾三貫目 玉藥代

一銀子壹貫五百六拾目 普請具代

合拾四貫五百六拾目

一米千七拾五石 琉球渡海衆 壹石ニ付三合二勺七オツ、

但千五百人五ヶ月分 飯米出銀之外也、

一鉄炮七百三十四挺 軍衆方より出 三百石ニ付一挺ツ、

付玉薬三萬七千貳百放 但一挺ニ付三百放ツ、

一弓百十七張貳百石ニ付壹張ツ、 軍役方より出

付箆百十七腰 但九ツから

絃三百五十一筋 一張ニ付三筋宛

一鍬三百九十七具 軍役方より出 但一具ニ付百七十文

ツ、

一よき・なた・岩桴(マサ)三百九十八同 但一ツニ付百三十文

ツ、

残而

銀子九拾三貫三百四拾目、伏見番衆・駿河質人入

目ニ宛置也、
慶長十三年九月六日

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四九四号文書ト同文ナリ)

琉球渡衆

- 軍役五十四人外六人合六十人 軍役六十一人
- 椀山権左衛門殿 平田太郎左衛門殿
- 右同十人外五人合十五人 右同十三人
- 本田与兵衛殿 市来織部佐殿
- 右同七人外十一人合十八人 右同廿七人
- 穎娃主水佐殿 本田弥六殿
- 右同八人外四人合十二人 役三人外一人合四人
- 白坂式部少輔殿 美代九郎右衛門殿
- 役二人外四人合六人 右同一人外式人合四人
- 相良民部左衛門 西俣兵部左衛門殿
- 右同一人外一人合三人 市来八左衛門
- 日高与一左衛門 右同十一人外十人合廿一人
- 役三人外三人合六人 役一人外一人盛夫一人合四人
- 法元式右衛門殿 野津安右衛門
- 役六人外十五人合廿一人 役一人外三人盛夫一人合五人
- 村尾源左衛門入道 立山安右衛門
- 右同八拾四人
- 肝付越前守殿
- 右同六人外五人合十一人
- 相原周防入道殿
- 右同七人外三人合十人
- 長谷場十郎兵衛殿
- 役三人外一人合四人
- 貴嶋采女正殿
- 右同一人外一人合二人
- 日高喜四郎殿
- 右同三人外式人合五人
- 勝目兵右衛門
- 右同十人外七人合十七人
- 大慈寺
- 役三人外二人正月十七日宛合五人
- 海江田十兵衛

右同一人外一人、二人
 岩本弥右衛門
 役一人外武人三人
 照存坊
 役一人外一人、武人
 橋口彦兵衛尉
 役十人外五人、十五人
 伊地知四郎兵衛尉
 役十一人外七人、十八人
 山鹿弥助、但高二百十七石ノ申候
 役一人外一人、二人
 有馬吉左衛門
 役一人外一人、二人
 塚田表左衛門
 役一人外四人、五人
 橋本助右衛門
 役一人外三人、五人
 熊本善兵衛
 役一人外一人、合二人
 黒葛原弥三郎
 役一人外二人、三人
 郡山七郎殿
 役一人盛一人、二人
 友野甲斐入道
 役十四人外卅一人、四十五人
 西郷岩崎守
 役一人外一人、合二人
 宇多弁七
 役八人外七人、正月十七日承
 有馬次右衛門
 右同
 縣之大工
 役一人
 尾上二右衛門
 役一人外武人盛夫一人、四人
 染川帯刀左衛門
 役一人外吾人盛夫一人、三人
 正哲
 役一人外一人、二人
 本田弥四郎殿
 役三人外二人、五人
 鈴木宇左衛門
 役二人外五人、七人
 甲斐勝介
 役六人
 佐多吉之允
 役三人外二人、五人
 中嶋藤左衛門
 役一人
 平田次介
 役一人外一人、二人
 染郷才介
 自身主從三人
 桑波田二左衛門
 役十四人外七人、合九人
 友野次郎右衛門
 役十人
 鎌田又七郎
 向之嶋船大工
 二人之盛夫可被下由候山川衆
 内田常休
 役一人外一人、武人
 色紙九兵衛
 役一人外武人三人
 新納小右衛門
 同四人外武人六人
 鎌田八兵衛尉
 同三人外一人、四人
 久留伴五左衛門
 同五人外二人、七人
 市成左介
 役一人外四人、五人
 中村勘左衛門
 役一人外一人、二人
 長田休左衛門
 役十一人
 平民部左衛門
 役廿人外五人、合廿五人
 毛利内膳殿
 役五人外二人、合七人
 八木新次郎
 役一人外二人、三人
 伊地知平次郎
 盛夫七人、卅七人
 御道具衆、卅人
 三人之内盛夫一人山川衆
 五代休庵
 正月十二日承衆
 市成与五郎
 正月廿二日承
 坊之大工

ノ人数七百十三人

右正本、圓清坊へ有之候、今度依懇望、乍悪筆如此ニ候、以上、

大迫六郎兵衛

元録
元録七年甲戌九月八日

内田才右衛門殿
参

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四九六号文書トホボ同文ナリ)

80

軍衆一紙目録

一三百人 乗馬衆

一三千五十人 陸衆

一八千二百五十人 道具衆 一千五百人 手明さし物持

一五千人夫丸

合巻萬八千百人

此外船頭加子五千人

一のほり三百八十本 一鉄炮八千五十挺

一弓二千五十張 一鍵二千五百本

合道具数一萬二千九百三十

(本文書ハ「旧記録録後編四」九八二号文書ト同文ナリ)

81

御分國中諸侍高人数付并兵具数之事

一高三拾二万五千五百四拾七石五舛七合五夕

一人數老萬二千二百式拾人

外老所衆又被官未相究、

一鎧八百九拾式領此外不被付出諸所有之、一甲百二合五劔

一弓八千七百七拾張 一箠三千五百拾三

一鉄炮七千式百九拾六挺 一玉葉三万九千六百三拾壹放

一塩硝式千六百三十七斤三拾匁 一玉地かね廿九貫四百八拾匁

一鍵四千八百四本 一長太刀二百六拾壹振

已上

慶長十七年十二月晦日

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」九八三号文書ト同文ナリ)

82 慶長十八年十二月朔日

衆 人數賦之帳

一番備

式百人 昇拾本 乘馬拾疋

六十六人

二百七十二人 昇拾四本 乘馬拾四疋

『原本高付無之、後人此年ノ高帳ヲ以テ書入レシト見エ、朱ニテカキ入レテモ、イマタ行届ス、故ニ季安モ亦同高帳ヨリ増補シオキヌ、然レトモ悉クハカキ入ザル也』

『高老萬八石』

牛菊丸

『高一万三千五百八拾石八斗式升』

伊集院衆 野州

十四人

宮之城衆

六拾人

昇三本
乘馬一疋

伊集院半右衛門

百人

乘馬二疋

大口衆

五拾五人

昇三本
乘馬三疋

樺山久太郎

二百九拾人

乘馬五疋

出水衆

〔ハリ紙〕
拾人

乘馬一疋

敷根仲兵衛尉

十七人

山野衆

〔ハリ紙〕
二百六十七人
昇十三本
乘馬十三疋

〔高〕一萬三千三百五拾石
四斗六升

北郷加賀守

〔ハリ紙〕
廿三人

昇一疋
乘馬一疋

相良玄番助

六十五人

隈城衆

拾三人

山田衆

四拾一人

昇二本
乘馬二疋

〔高〕千五拾八石三斗九升

新納次郎四郎

三拾一人

馬越衆

十八人

飯野衆

拾人

乘馬壹疋

〔高〕四百五拾石

阿多甚左衛門尉

廿五人

栗野衆

拾人

乘馬一疋

〔高〕四百八拾貳石

上原昌拾郎

十四人

吉松衆

十人 乘馬一疋

『高五百石』

平野六郎左衛門入道

四人

吉田衆

四拾三人

高尾野衆

十一人

高城衆

拾人

羽月衆

九人

敷根衆

五人

加久藤衆

八人

甌嶋衆

十六人

阿久根衆

六拾七人

昇三本
乘馬三疋

『高三千三百七拾式石壹斗六升』

根占右近大夫

七拾四人

鹿見嶋衆

横目衆

八人

『高三百四石四斗三升』
乘馬一疋

佐多越後守

拾人

『高六百拾五石』
乘馬一疋

高崎大炊助

拾人

右同

五代勝左衛門

十二人

『高六百四拾四石四斗五升』
右同

本田伊賀守

十六人

『高七百九拾六石壹斗四升』
右同

額娃長左衛門

御使番衆

三拾三人
『高千六百四拾式石五斗五升』
昇三本
乘馬一疋

十四人
『高五百四拾四石七升』
乘馬一疋
右
宮原吉左衛門尉

十三人
『高五百四十四石七斗八升三合』
乘馬一疋
重存坊

備并普請奉行

六人
『高三百石式斗』
乘馬一疋
後醍院喜兵衛尉

十人
『高五百石』
右同
米良縫殿助

九人 『高三百五拾五石』 藺田清左衛門尉 二人 『二百卅六石六斗七升』 葛西茂右衛門尉

六人 『高貳百八拾四石』 右同 相良五左衛門尉

合人数二千八 昇五拾一本 乘馬衆七拾三騎

以上

二番備

三百七拾人 昇十八本 乘馬十八本

『高壹萬八千六百八拾九石三斗六升』 又四郎殿

百廿六人 昇六本 乘馬六本

『高六千貳百八拾七石六斗五升』 渋谷石見守

三拾九人

清敷衆

七百貳拾六人 昇三十八本 乘馬三十八本

『高四万三千三百五拾石七斗七升』 北郷譚岐守衆

貳拾人 昇一本 乘馬一疋 桂山城守

六拾八人

高山衆

貳拾二人 右同 高千百拾貳石九斗六升 大膳亮

拾九人

高原衆

貳拾九人 昇二疋 高千三百九石 吉利左右衛門

三拾貳人

市来衆

七人 右同 高千四百壹石壹斗 相良勘解由次官

貳人

根占衆

貳拾八人 昇一本 乘馬一疋 高千五百石 村田刑部少輔

貳拾人

田布施衆

三拾二人 昇一本 乘馬一疋 高千五百石 新納右衛門佐

貳拾人

川邊衆

貳拾二人 昇一本 乘馬一疋 高千百拾石七斗八升 鎌田玄蕃助

三拾一人

清水衆

拾四人 『高四百石』
乘馬二疋 本田大炊太夫 貳拾一人 曾於郡衆

拾人 『高五百石三斗老斗』
乘馬一疋 猿渡新助 六人 横川衆

拾人 『高三百六拾三石』
右同 寺山出羽守 十二人 恒吉衆

貳拾人 『高五百石』
昇一本
乘馬一疋 喜入吉兵衛尉 貳百拾一人乘馬三疋 國分衆

八拾四人 『高四千九拾老石式斗』
昇四本
乘馬三疋 肝付長三郎 三拾一人 野尻衆

貳拾二人 小林衆 六十四人 伊作衆

三拾二人 市来衆 拾七人 阿多衆

八人 百次衆 四拾九人 財部衆

拾三人 松山衆 五拾四人 大崎衆

拾三人 内之浦衆 六拾九人 末吉衆

貳拾人 串良衆 四人 始良衆

四百八拾九人 内御使番衆三人
備并普請奉行三人 加治木衆

外百四十六人
七拾五人
横目衆

貳拾六人 『高千三百石九斗八升』
昇一本
乘馬一疋 川上式部少輔 五拾人 『高貳千五百石』
昇二本
乘馬一疋 敷根中務少輔

貳拾人 『高千四百老石老斗』
昇一本
乘馬一疋 村田三郎右衛門 八人 『高四百石老斗五升』
乘馬一疋 諏訪神七

九人 『高三百六石』 乘馬一疋 伊地知四郎兵衛尉 十四人 『高五百貳石四斗九升』 右同 伊勢内記

御使番衆

十四人 『高四百七拾四石壹斗四升』 乘馬一疋 伊集院助右衛門 四人 『高貳百九拾三石』 右同 川上右京亮

三人 加治木衆

備并普請奉行

貳拾人 昇一本 乘馬一疋 土持左馬權頭 七人 乘馬一疋 柏原周防入道

三人 加治木衆

合人数三千人 昇七拾七本 乘馬衆八拾五騎

已上

三番

左備之分

八拾人 『高四千石八斗』 中書イニ正 昇四本 乘馬二疋 中務太輔 貳拾人 『高千四百拾石』 昇一本 乘馬一疋 川上上野守

四拾人 昇二本 乘馬一疋 『高貳千貳百石壹斗六升』 三原諸右衛門尉 拾人 『高五百石』 乘馬一疋 桂民部少輔

三人 『高五百拾九石五斗九升』 伊集院藏人 拾二人 『高六百石貳斗五升』 右同 伊地知平三郎

八人 右同 『高四百八拾五石一升』 高陽仲三郎 拾人 右同 『高五百十一石貳斗九升』 豊前守家欵

九人 右同 『高四百八拾五石一升』 丹生新三郎 七人 右同 『高四百四石六斗六升』 高城主馬首

六人 右同 『高三百石四斗八升』 寶泉坊 六人 右同 『高三百石壹升』 大田新太郎

六人	『高三百石式斗三升』 右同	一和	六人	『高三百二十石』 右同	國分拾右衛門尉
七人	『高三百六拾石六斗七升六合、觀三五郎也』 右同	平山三郎五郎 三五郎 <small>イニ</small>	四人	『高貳百貳拾七石五斗』 右同	本田隼人佑
四人	『高貳百五拾貳石六斗八升』 乘馬一疋	市來清十郎	六人	『高貳百拾七石』 乘馬一疋	宍岐勝三郎
五人	『高貳百五拾石』 右同	國分但馬守	四人	『高貳百貳拾壹石三斗』 右同	隈岡茂兵衛尉
五人	『高貳百四拾三石六斗八升、甚右工門家歎』 右同	勝目志摩介	四人	『高貳百拾八石二斗九升七合、助兵衛家歎』 右同	肥後与次兵衛尉
四人	『高貳百三石五升』 右同	徳永助右衛門尉	四人	『高貳百廿九石二斗七升七合、五郎左工門家歎』 右同	上井甚三郎
四人	『高貳百四石壹升』 右同	長井弥三郎	拾一人	『高貳百九拾石五斗八升四合、六郎召入候跡也』 右同	吉田貞左衛門尉
七人	『高貳百五拾一石三斗四升、民部左衛門家歎』 右同	八木丹後守	四人	『高百八拾壹石』 右同	伊地知治左衛門尉
六人	『高三百石六斗五升八合』 右同	小野左京亮	六人	『高三百廿石六斗壹升』 右同	堀弥右衛門尉
四人	『高貳百石』 右同	下村主水佐	四人	右同	町田縫殿助
四人	『高貳百貳石九斗六升』 右同	遠矢金兵衛尉	四人	右同	鎌田主鈴
六人	『高三百拾石六斗』 右同	米良休右衛門入道	五人	『高百九石八斗壹升』 右同	法元二右衛門
四人	『高百九拾石』 右同	平田吉左衛門尉	五人	『高貳百拾貳石四斗四升』 右同	右松慶丞
四人	『高貳百貳拾五石』 乘馬一疋	猪俣為右衛門尉	四人	『高貳百石』 乘馬一疋	大久坊
四人	右同	藤井助四郎	四人	『高百五拾石』 右同	帖佐弥左衛門尉

四拾二人〔高式字七拾六石卷斗式并〕
昇一本
乘馬一疋〔一本無之〕北郷宮千世人數計

後備

五拾八人昇二本
乘馬一疋
喜入撰津守

横目衆

式拾六人〔高千式百貳石卷斗七并〕
昇一本
乘馬一疋
渋谷周防介
式拾人〔高五百九拾石卷斗〕
右同
本田甚兵衛尉

御使番衆

式拾人〔高千三百石〕
昇一本
乘馬一疋
諏訪治部少輔
十四人〔高七百拾貳石九斗八并〕
乘馬一疋
市来八左衛門

八人
乘馬一疋
平田藤七郎兵衛尉
六人
右同
平山藏人

八人
右同〔高四百貳拾壹石四斗〕
有川大炊左衛門尉
拾人
右同〔高五百拾五石八斗七并〕
野村但馬守

備并普請奉行

六人〔高貳百九拾六石三斗貳并〕
乘馬一疋
白坂式部少輔
八人
右同
村尾源左衛門入道

三人
右同〔高五百拾石〕
鈴木宇左衛門尉

鉄炮奉行

式拾三人〔十三才〕
〔高六百五拾四石四斗〕
乘馬一疋
菱刈大膳亮
六人
右同〔高三百石六斗壹并〕
新納四郎右衛門尉

拾人
右同〔高三百七拾三石〕
東郷拾左衛門尉

弓奉行

六人〔高三百五石四斗六并〕
乘馬一疋
町田甚兵衛尉
四人
右同〔高貳百五石〕
平田狩野介

鐘奉行

拾一人 乘馬一疋 平田民部左衛門尉 五人 右同 高三百石卷斗 三原七左衛門尉

昇奉行

拾八人 乘馬一疋 野村市右衛門尉

玉葉渡奉行

四人 乘馬一疋 関主殿助

五人 高式百拾石 乘馬一疋 入佐郷左衛門尉

六人 右同 勝目兵右衛門尉

左備之分

以上人数六百七拾七人 昇拾式本 乘馬六拾六騎

三番

右備之分

五拾人 高式千五百石 昇二本 佐多伯耆守 乘馬一疋

六拾二人 高三千百廿一石三斗五升 昇二本 鎌田又七郎 乘馬一疋

式拾人 高千三百七石七斗一升 昇一本 本郷伊与守 乘馬一疋 川イ

式拾三人 高千百卅石式斗八升 昇一本 相良彦次郎 乘馬一疋

拾六人 高七百卅六石式斗壹升 平イ 乘馬一疋 野村弥兵衛

拾式人 高式百六拾式石 乘馬一疋 鹿嶋典次郎

廿六人 高千式百九拾八石式斗 右同 吉田長四郎

八人 高五百石四斗壹升 右同 比志嶋彦太郎 高三百六拾五石六斗九升 右同 鬼塚典藏

拾人 高三百廿石 右同 岩切与次郎

七人 高三百六拾六石八斗 右同 伊東源四郎

九人 高四百一石五斗六升 筑右衛門跡 右同 飯嶋孝左衛門

跡備

六人	右同	『高三百拾四石五斗三升』	六人	右同	『高三百拾三石六斗壹升』
八人	右同	『高四百壹石八斗壹升』	『高三百一石壹斗壹升、伴十郎跡』	伊地知勝八郎	
六人	右同	『高三百八拾五石』山イ	『高二百一石壹斗壹升、伴十郎跡』	肝付甚作	
四人	右同	『高六百六拾五石』	『高二百一石』	否笠新次郎	
四人	右同	『高六百六拾五石』	『高五百五拾三石式斗九升』	有川仲右衛門尉	
四人	右同	『高式百廿五石四斗式升』	『高式百廿五石四斗式升』	猿渡嘉左衛門尉	
五人	右同	『高式百三拾九石五斗』	『高三百式石六斗六升』	川上彦左衛門尉	
五人	右同	『高式百八拾九石九斗五升』	『高式百式石五斗式升』	土持平右衛門尉	
八人	右同	『高式百四石壹升』	『高式百式拾七石式斗六升』	有川源五郎	
拾一人	右同	『高五百五十石』	『高式百三拾九石式斗七升二合』	肥後長次郎	
六人	右同	『高二百石式斗式升』	『高式百拾六石九斗四升』	相良民部左衛門尉	
六人	右同	『高三百三石六斗五升』	『高式百石』	野村才右衛門	
四人	右同	『高三百拾四石』	『高式百六拾石五斗三升』	山田土佐守	
四人	右同	『高百九拾八石八斗九升』	『高百八拾石八斗式升』	日置吉兵衛尉	
四人	右同	『高百三拾五石』	右同	鎌田典左衛門尉	
		鳥原掃部介	『高百五拾七石三斗六升六合』	東郷長門守	
			右同		

三拾六人 〔高千八百六拾石四斛〕
見一本
乘馬一疋

山田民部少輔

横目衆

拾五人 〔高貳千五百三拾壹石〕
乘馬一疋 伊勢弥九郎

十六人 乘馬一疋 別府舍人助

御使番衆

貳拾七人 〔高千三百七十七斗壹斛〕
見一本
乘馬一疋 本田弥六

貳拾人 〔高千石九斛〕
見一本
乘馬一疋 毛利内膳正

四人 乘馬一疋 税所弥右衛門尉

十人 〔高四百石壹斗四斛〕
乘馬一疋 伊地知理兵衛尉

五人 乘馬一疋 川越右近将監

備并普請奉行

拾人 〔高三百七拾九石〕
乘馬一疋 弟子丸治助

七人 〔高四百三石四斗八斛〕
乘馬一疋 二階堂城之助

五人 〔高貳百卅貳石九斛〕
右同 伊地知猷右衛門尉

鉄炮奉行

拾四人 〔高千石貳斛〕
乘馬一疋 平田安房介

四人 〔高貳百廿石〕
右同 大野左近将監

五人 〔高貳百五拾四石貳斗〕
右同 児玉四郎兵衛尉

弓奉行

拾人 〔高五百四石八斗貳斛、三左衛門跡也〕
乘馬一疋 伊東二右衛門尉

鍵奉行

六人 〔高三百石壹斛〕
乘馬一疋 和田乗助

四人 〔高貳百石壹斗九斛〕
右同 鮫島大藏丞

昇奉行

八人 『高四百拾壹石三斗七升』
乘馬一疋 田代刑部少輔

玉葉渡奉行

四人 『高百三拾五石』
乘馬一疋 大野少外記

右備之分

小以上人数六百廿四人 昇拾一本 乘馬六拾貳疋

左右備之分

合人数三千六百八拾四人
『三百一人』
『廿一人』

昇廿二本

乘馬百三十疋

外御昇百本 三拾本

鹿兒嶋陸小姓衆

『廿石四升』

一人 願娃早左衛門
一人『六十五石』
川上彦十郎

一人 山本六左衛門尉

始良新次郎

竹下主膳正

五人

『高貳百七拾貳石四斗貳升』
乘馬一疋 渡邊市左衛門

一人 『廿一石六升九合』
新納助右衛門
一人 『廿一石六升九合』
神三右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
井尻荒允

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
井尻荒允

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

一人 『八十七石三斗一升』
白濱分右衛門

迴弓五

一人 『六十九石六斗六升』
竹迫吉兵衛尉

一人 『九十九石三斗』
築瀬二左衛門

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人 『九十九石三斗』
川野大炊介

一人
川上九郎右衛門尉

長倉藤五兵衛

一人「六十八石二斗八升」
一人「六十八石」
黒田百左衛門

二人「八拾石」
長江休右衛門

一人「七十五石」
長濱弥三郎

一人「六十五石」
山田弥兵衛尉

一人「六十石」
血良善助

一人「七十石」
國分民部左衛門尉

一人
井尻藤太郎

一人
湯地三次郎

一人「六十石」
川上治郎右衛門尉

一人
大迫九郎次郎

一人
鎌田筑後守

一人
本田与藤兵衛尉

一人
岩切監右衛門

一人「四十四石九斗三升」
和田与介

一人
関十郎

一人「七千九百五斗一升」
上別府甚六

一人「七十石」
慶阿弥

一人
谷山宮内左衛門

一人「六十石一斗七升」
梶原七左衛門

一人「六十五石二升七合」
大内田内匠

一人
平田二兵衛尉

一人
東郷寛右衛門尉

一人「五十四斗四升」
伊地知吉右衛門

一人「六十石六斗七升三合」
初山種兵衛尉

一人「四十四石七斗二升三合六藏跡款」
益満平七

一人
新納大藏丞

一人
坂元孫左衛門

一人
敷根拾郎左衛門

一人「五十石」
山下兵左衛門

一人
松田佐太右衛門

一人
岩永弥七

渡邊安房介

二人「九十四斗七升相右衛門款」
塚田加右衛門

一人「四十一石」
津曲八郎三郎

一人「七拾三石九斗五升三合」
浦川金左衛門

一人
肝付大右衛門

一人
染川源允

一人「六十石七斗八升」
平田弥平次

一人「四拾石」
新納式部少輔

一人「六十石」
岩切彦七

一人「五十四石三升八合」
村岡城介

一人「六十石五斗」
重信丹波守

一人
勝目助左衛門

一人「四十七石」
倉野平次郎

一人「四拾三石壹升五合」
岡村治右衛門尉

一人「重一」
金田彦右衛門

一人「五十六石四斗四升三合」
肝付金右衛門

一人「六十三石八斗三升」
丸田伊豆守

三人「勸一」
「六十七石五斗二升三合」
染郷甚左衛門

一人「八十六石三升」
種子田掃部介

一人
石神善吉

一人
蘆田弥四郎

一人
木藤帯刀長

一人
武助五郎

一人「五十二石四斗五升」
池上平右衛門

一人「五十七石六斗八升」
末弘甚兵衛尉

一人「五十一石四斗二合」
鎌田弥右衛門

一人「五十五石九升三合」
宇多小左衛門

一人「四十五石五斗三升」
純可

一人
染河帯刀左衛門

慶養坊

『三十石四斗貳合』

岩城与次左衛門

『太一石』

一人 芋生与八郎

一人 加治屋六丞

一人『六石』 德田大兵衛尉

一人 山内源介

一人『四拾石』 宮内六兵衛尉

『百五十石考外』

久保七兵衛

二人 伊十院新五郎

三人 野村織部佑

二人 林藤七兵衛尉

二人 津留佐丞

二人 宮原仙太郎

三人 友野左近将監

三人 川野主税助

一人『四十五石四斗一升』 赤松彦市

一人『四十七石七斗五升』 染川彦兵衛尉

一人『四十一石三斗六合』 塚田喜右衛門

善

一人 河内織部佑

別府金石衛門

『卅一石九斗八升』 有川藤七郎

宮里弥平次

『卅二石五斗五升』

梶原善左衛門

一人 内山平次郎

『三十石八斗』

『下イニ也』

『本』 岩元彦右衛門

玉利竹兵衛尉

橋本助右衛門

梶原孫二郎

『廿七石五斗』

木藤次郎介

『廿三石三斗八合』

大迫清三郎

一人『三十三石』 吉井郷右衛門

一人『百拾六石』 高崎民部少輔

稻村甚允

一人 西郷八郎左衛門

野間勘之丞

一人『四拾五石三斗九升』 田中源八左衛門尉

二人 高城正左衛門

三人 阿多對馬守

三人『百五十一石三斗六升』 木原七郎左衛門

三人 川上与十郎

二人 奈良原狩野介

二人 平田与九郎

二人 相良彦八郎

二人 井尻勝右衛門

三人 渋谷忍兵衛尉

一人 瀬戸山儀左衛門

『卅石六斗九升』 相良弾兵衛尉

一人『四十一石』 宮之原拾郎左衛門

尾上二左衛門

一人『四十六石六斗貳合』 愛甲次兵衛尉

『卅二石二升五合』 枝次九郎左衛門

田中文蕃允

一人 有馬寸右衛門

藤崎善介

『卅三石三斗老外』

有田清之丞

『卅九石五斗五升』

『右イ』

否笠彦左衛門尉

『卅八石四斗』

川上泰介

上野吉左衛門

『廿三石四斗三升』

竹下弥六

上村助七

三人 貴嶋調兵衛尉
 三人 久留伴五左衛門尉
 三人 海江田乘兵衛尉
 三人 肥後弥八郎
 一人 平田次左衛門尉
 二人 市来半右衛門尉
 一人 宮内源助
 二人 鳥丸利兵衛尉
 二人 佐久間勘右衛門
 二人 賣阿弥
 二人 伊地知助五郎
 二人 相良淡路守
 二人 四十八石五斗四升九合
 三人 三嶋林右衛門
 二人 百十五石
 為阿弥
 中江主水佑
 二人 七拾石
 川野文右衛門
 二人 百石
 岩切与平次

『廿三石一升』
 大迫清太左衛門尉
 一人 桐野葉右衛門
 一人 新原新次郎
 折田利兵衛尉
 海老原銀兵衛尉
 二人 西侯彦右衛門
 二人 宇都弥七
 三人 祁答院二郎兵衛尉
 三人 三原仲右衛門
 『左』
 『上』
 友野休兵衛尉
 一人 西原甚兵衛尉
 二人 『源』
 有川助丞
 二人 野元源左衛門尉
 二人 山田半助
 二人 百石五斗四升
 家村采女正
 二人 百石八升三合
 税所全允
 二人 宅間弥十郎

『百四拾石老斗八升』
 町田弥兵衛尉
 二人 伊集院宮内左衛門
 二人 伊十院小右衛門
 二人 谷山李左衛門
 二人 久永吉左衛門
 三人 荒武寛右衛門
 二人 松山次右衛門尉
 二人 湯地五郎次郎
 二人 築瀬兵右衛門
 二人 休阿弥
 二人 山口主水左衛門
 二人 郷田源七兵衛尉
 三人 八十石二升四合
 永吉半兵衛尉
 三人 市来宗七
 三人 百六十石
 阿多源左衛門
 二人 百二十石八升六合
 福屋七介
 三人 川野不知右衛門

『四十石五升』
 丸田新作
 押川権兵衛尉
 『尾』『五』是也
 丸野善太郎
 二人 『井』
 祁答院平介
 二人 武与七兵衛尉
 二人 谷山官兵衛尉
 二人 中村藤八
 三人 日高大左衛門尉
 三人 町田源六
 二人 川上藤七郎
 二人 本田治部左衛門
 二人 池上平右衛門
 二人 百壹石三斗六升三合
 長濱与一兵衛尉
 三人 東郷三左衛門尉
 二人 百十七石五斗三升
 柳田六左衛門尉
 二人 六十六石
 岩切仲右衛門尉
 三人 中野新吉

合人躰二百八人

外内之者九拾六人

從外城之陸小姓衆

三拾五人外夫三拾五人 帖佐衆

三拾人外夫二十九人

福山衆

四拾三人外夫四拾六人^三 加世田衆

七人外夫六人

向嶋衆

四人外夫三人 牛根衆

壹人外夫一人

大村衆

八人外夫七人 串木野衆

拾七人外夫十六人

穎娃衆

四拾三人外夫四十二人 指宿衆

一四拾八人外夫四十七人

谷山衆

三人外夫一人 水引衆

合人躰貳百三拾九人

外夫貳百三拾七人^{「一イ」}

從外城之御道具持衆

拾八人 谷山 貳拾人 伊作

九人 川邊

九人 阿多

拾五人 市来 九人 田布施

廿三人 加世田

拾九人 指宿

拾人 穎娃 壹人 永吉

拾三人 伊集院

拾八人 清敷

三拾八人 蒲生 貳拾人 帖佐

廿人 串木野

拾七人 隈城

七人 山田 五人 百次

拾二人 高城

八人 宮之城

二人 大村 六人 横川

拾八人 栗野

拾六人 清水

拾一人 曾於郡 廿一人 國分 五人 敷根 廿二人 福山
 拾九人 財部 貳拾八人末吉 拾人 松山 六人 恒吉
 六人 向嶋 廿人 根占 拾五人 高山 拾三人 大崎
 八人 串良 二人 牛根 廿人 馬越 六人 吉田
 九人 吉松 廿人 小林 廿三人 高原 九人 内之浦
 合五百八拾六人

但衆中拾人間一人ツ、人役

鹿兒嶋御道具衆

合貳百貳拾五人

御道具持又内より出分

十人 新納殿 二人 伊地知平右衛門跡
 一人 百梅 一人 向井弥右衛門跡
 『高百貳拾石三斗』 一人 上原源右衛門入道
 山口相左衛門跡 一人 野添弥吉跡
 一人 古後平七郎 『高百石』 一人 鎌田右兵衛尉
 阿多周防入道 一人 有川七左衛門
 合五拾一人

二人 伊十院左近跡 『高九十三石九斗六合』
 一人 大山稻助 『高四百六拾四石老斗』
 『高三百九拾三石七斗八升六合式才』 一人 伊十院弥七
 『高四百六拾四石老斗』 三人 有馬次右衛門
 『高百八拾壹石七斗六升六合』 一人 有川七左衛門

『高百三石五斗』 一人 桑幡刑部少輔
 『高三拾貳石六升六合』 一人 土持若狭守
 二人 有馬熊千世 『高三百廿五石七升式合』
 一人 別府主殿介 『高貳千六百九十四石三升』
 拾四人 町田勝兵衛尉

諸所之町のほりさし之賦

三人加世田 二人川邊 三人田布施 二人阿多 二人伊作
 二人市来 五人伊十院 六人清敷 六人高城 三人蒲生
 四人横川 六人栗野 一人串良 二人大崎 六人末吉
 式人高原 三人財部 三人高山
 合六拾一人

御小者衆 合式拾八人 御中間衆 合三拾五人

御臺所付衆合式拾五人

夫賦

『高千五拾八石三斗九升』
拾老人 新納殿

内一人大迫清三郎 一人大迫清太左衛門 一人上村助七 一人丸田新作

一人桐野兼右衛門 一人新原新二郎 一人坂元巻岐孫 一人丸尾善五郎

一人折田理兵衛尉 二人うき

『高百三拾五石壹斗貳合、内三石殿役分』
式人 百梅内一人岩本彦右衛門 一人竹下弥六

『高三百石八斗貳升五合、内六石右同』
四人 伊十院左近跡内一人橋本助右衛門 一人川上泰助 一人梶原孫二郎
一人うき

『高貳百石八斗八升七合、内五石右同』
四人 妙春内一人岩本彦右衛門 一人玉利竹兵衛尉 一人有田清丞
一人否笠彦右衛門

『高三百九拾三石七斗八升四合貳斗、内九石右同』
四人 伊集院孫七内一人廻弓五 一人柳三右衛門 一人始良新二郎
『弥七』

一人うき

『高五拾老石、内一石右同』
一人 有馬鶴千世一人相良弾兵衛尉

『高二百石七舛、弥六兵衛子也』
二人 有馬熊千世内一人白濱才右衛門 一人竹下主膳正

『高百五拾老石』
式人 上原源右衛門入道内一人岡村治右衛門尉 一人慶養坊

『高百四拾六石五斗九舛内、四石右同』
式人 古後平七郎内一人長倉藤五兵衛尉 一人渡邊安房介

『高八拾四石四斗八舛六合、内二石右同』
式人 伊勢上總跡内一人稻津甚丞 一人野間勘允

『高三百拾四石三斗、内八石右同』
四人 野添弥吉跡内一人上野吉左衛門 一人川野監右衛門 一人頼娃早左衛門

『高二百武拾三石五斗、内五石右同』
式人 伊地知平右衛門跡内一人山本勝右衛門 一人うき

『高九拾八石四斗八舛、内一石右同』
老人 向井弥右衛門跡内一人山下兵右衛門

八人 一乘院内一人尾上二左衛門 一人枝次九郎左衛門 一人有川藤七郎
一人堀原善左衛門 一人うき

『高千六百八拾三石三舛六合、内五石殿役分、三百石御免許、三百石護摩』
九人 談議所内一人新納助右衛門 一人白濱分右衛門 一人川野大炊介

一人築瀬二左衛門 一人井尻薫允 一人梶原七左衛門 三人うき

『高千七百三拾七石八斗七舛、内武拾石殿役分、三百石御免許』
式拾八人 福昌寺内一人宮之原助八郎 一人日高主税助 一人関十郎

一人竹迫吉兵衛尉 一人川上彦十郎 一人重田彦右衛門 一人上別府甚六

一人肝付金右衛門 一人黒田百左衛門 一人丸田伊豆守 一人谷山宮内左衛門

一人染郷勘左衛門 一人種子田掃部守 一人大内田内匠助 一人石神源兵衛

一人川上

一人

一人平田二兵衛尉 一人園田源太左衛門 一人東郷寛右衛門 一人木藤帶刀長

一人伊地知吉右衛門 一人武助五郎 一人初山利兵衛尉 六人うき

『高五百四拾石右四弁九合、内拾四石殿役分、百石御免許』

九人 淨光明寺 内一人坂元孫左衛門 一人敷根十郎左衛門 一人宇多小左衛門
一人藤山藤右衛門 一人松田佐太右衛門 一人和田与助

一人染川帶刀左衛門 二人うき

『高二百五拾石老弁八夕、内拾石殿役分、五十石御免許』

拾二人 奉平寺 内一人別府金左衛門 一人愛甲次兵衛尉 一人有馬才右衛門
一人内山利右衛門 一人山元六左衛門 一人竹内盛右衛門

一人中嶋孫左衛門 一人河上九郎右衛門 一人岩永弥七 一人押河権兵衛

二人うき

『高五百式拾一石三斗七升、内百石御免許』

八人 南林寺内一人慶阿弥 一人津曲八郎二郎 一人春成兵右衛門

一人長濱弥三郎 一人浦川金左衛門 一人山田弥兵衛尉 一人肝付大右衛門

一人うき

『高百六拾三石老斗九升、内三石七升、内百石御免許』
一人 宝持院皿良善介 一人 大興寺染川源允

『高五拾七石九斗七升七合、内老石殿役分』
一人 多賀領国分民部左衛門 一人 大明寺平田弥平次

『高五百式拾石三升七合、内五石殿役分、百石御免許』
八人 妙谷寺 内一人井尻藤太郎 一人新納式部少輔 一人湯地五郎次郎
一人岩切彦七 一人川上治部右衛門 一人調所内記

二人うき

『高式百式拾石三升七合、内八石殿役分、百石御免許』
四人 興國寺 内一人村岡城介 一人大迫九郎次郎 一人重信丹波介

『高五拾石五斗五升三合、内老石殿役分、拾石御免許』

一人 不断光院勝目助左衛門 二人笑岳寺 一人鎌田筑後守
一人本田与藏兵衛尉

『高六拾石四升九合』

一人 惠燈院岩切監右衛門 一人上山寺倉野平次郎

拾人 妙圓寺内一人純質 一人吉井郷右衛門 一人岩城与次右衛門
一人青山休左衛門 一人高崎民部少輔 一人芹生与八郎

一人野村玄蕃助 三人うき

拾人 廣濟寺内一人加治屋六丞 一人西郷八郎左衛門 一人徳田大兵衛尉
一人山田源介 一人田中源八左衛門 一人宮内六兵衛尉

一人染河彦衛尉 一人赤松彦市 二人うき

一人木村玄蕃跡末弘甚兵衛尉 一人松田龜介瀬戸山休左衛門

一人洲村甚兵衛尉跡塚田表右衛門 一人江月跡宮之原十郎左衛門

一人木村平「太夫」右衛門跡河内織部佐 一人宍岐千世跡益満平七

一人奈良原源十郎跡新納大藏 一人森乗介跡鎌田弥左衛門

八人有馬次右衛門 三人別府主殿助 二人阿多周防入道 三人土持若狭守

二人鎌田右兵衛尉 三人有川七左衛門 一人桑幡刑部少輔 二人黒田才丞

一人野村内蔵助 一人御乳持 一人本田出雲入道 一人石原嘉右衛門尉

一人御臺屋 一人弁官助八郎 一人勝目甚右衛門 一人丹生龜千世

一人森小右衛門 一人本田右京亮 一人竹崎播磨守 一人肥後乙千世

一人園田与七左衛門 一人篠原善内跡 一人益山八右衛門 一人前田四郎兵衛尉

一人中嶋善左衛門 一人横山長右衛門 一人谷山孫右衛門 一人本田利左衛門跡「寺」

一人大場市兵衛尉 一人家村造右衛門 一人宮原右兵衛尉 一人福崎小左衛門尉

一人向井勘解由左衛門 一人長谷場主水佐 一人泉昌坊 一人松田万右衛門

一人本田李介 一人井尻宗五郎 一人岡本茂右衛門 二人有馬二右衛門

二人川上長門守 二人木上掃部介 一人大山稻介 二人平田九郎右衛門尉

二人蜜乗坊 二人松本彦左衛門 二人中村喜兵衛尉 二人市来善兵衛尉

二人徳永源兵衛尉 一人山口相左衛門跡 一人永闇 一人児玉五右衛門尉

六人吉利李右衛門尉 七人町田勝兵衛尉 六人護摩所領 七人東霧嶋

右式百六拾六人

内百三拾五人賦付 百三拾一人浮夫

七百七拾人 御蔵入より出夫 貳拾人 御荷所付御蔵入より出夫

八拾人 御臺所付より出夫 七拾人 國分御蔵入より出夫

五拾人 加治木方より出夫

右九百九拾人

内式百九拾三人外城より之御道具持衆江渡分

七拾五人 御道具衆へ渡分

貳拾人 のほりさしへ渡分

拾人 御小者衆へ渡分

拾貳人 御中間衆へ渡分

八人 御荷所道具持衆_{渡江分} 五拾人 御番所道具持 五拾人 納殿道具持

百三拾人 御臺所へ渡分 廿人 御廐へ渡分

七拾人 具足持 五拾人 楯持

三拾人 玉葉持

三拾人 百矢臺持

五拾人 引葉持

九拾二人うき夫

三番備之分

合四千三百四十二人

船手

合千人船数大小四拾六艘

右之乗衆

七人

山鹿越右衛門

六人 連長坊

六人 森喜右衛門

八人 奈良原喜左衛門尉

山本勝左衛門

一人 野村玄蕃助

一人 坂元耆岐拯

二人 城井三郎兵衛

川野猷右衛門

三人 新納「加賀守イニ」但馬守

大根上御飯屋 宮里但馬守

小根占御飯屋 播摩屋休兵衛尉「永山家ノ由也」

佐多御飯屋

山川御飯屋 野間口彦左衛門

坊津御飯屋 山崎土佐守

泊御飯屋 山下志摩拯

久志御飯屋

秋目御飯屋 邊牟木勝兵衛尉

片浦御飯屋 宮原典兵衛尉

神川御假屋

岡本茂右衛門

市来湊御飯屋 児玉次左衛門尉

向田町御飯屋 野入備後介

京泊御飯屋 寺田市右衛門

都合老萬三百五十人

昇百八拾一本 乗馬二百八拾八疋

『薩隅諸縣郡高究』

御留守居衆

『京竿』

惣高六拾壹萬石

豊州 新納五郎右衛門入道 伊集院宮内少輔 相良日向守
『俵付惣合百七拾壹萬二千拾七俵』

『内百七拾萬八千俵 京竿 高拾石ニ付廿八俵ツ、』
鎌田加賀守 伊集院肥前入道

『残り四千拾七俵 餘分』
備之賦

『京竿之高ニシテ千四百三拾五石分』

一番

二番

二千人のほり五拾卷本
乘馬七拾三疋

三千人昇七拾七本
乘馬八拾五疋

『慶長十九年三月廿一日』

三番

三千五百五拾人昇五十六本
乘馬百三拾疋

内御道具衆籠

御蔵入之夫

船手御船大小四十六艘

七百五十人并荷馬三百疋 千人

都合卷萬三百人のほり百八拾七本
乘馬二百八十九疋

御馬廻備之次第

一番

二番

引薬玉箱五十荷但五萬はなし 玉薬箱三拾荷

三番

四番

五番

百矢臺三拾荷 具足長持式拾合 楯五拾帖

六番

七番

八番

のほり五拾六本 鉄炮三百挺 弓二百張

九番

拾番

拾一番

鑓式百本

御馬拾五疋

御手廻道具

拾一番

かち小姓外城衆貳百四拾三人 かち小姓鹿兒嶋二百拾三人

御乘馬衆百三拾騎

終

右慶長十八年十二月朔日人數賦帳ノ肩ニ、大坂御出陣ト朱ヲ以テ五字補ヒタル本アリ、季安按ルニ、大坂ノ役十九年ノ冬陣ニハ、十一月十七日 家久公鹿兒島ヲ御出馬アリテ、豊後ノ森江ニ至リ玉寸^(時)、和平ノ左右ヲ聞セラレ御下國ト也、其時ノ御人數賦ハ散失シテ傳ハラス、又元和元年ノ夏陣ニハ、一萬三千八百ノ軍衆ヲ將ヒ玉テ、五月五日ニ鹿兒島ヲ御出馬マシ^ノ、肥前ノ平戸マテ到ラセ玉フ時、大坂落城ノ事ヲ聞カセラレ、軍衆ハ差歸サレ、御馬廻マテ召列ラレ大坂ニ出張シ玉ヒ、此時ノ御人數賦モ散落シテ無シトナン、御家老ニハ伊勢貞昌ナド御供也、折フシ琉人ノ國頭按司魔府ニ質トシ居レルヲバ、倭人ノ姿ニ變ゼラレ、國頭左馬頭ト稱シテ從軍セシト也、又穆佐ノ士四位大藏行盛所ノ衆百五十人ヲ率ヒテ、四月穆佐ヲ發シテ白杵郡赤水マデ到レル時、落城ニテ出陣ニ及バストノ御下知ニヨリ帰國セシトゾ、其家傳ニ見タリ、又横川ノ酒匂平右衛門景明カ覺書ニハ、諸軍勢ハ皆平戸ヨリ召歸サレテ、直ニ 家久様御上洛マシ^ノ、玉フ時、景明御供奉仕也、其時加治木ヨリ川上四郎兵衛殿・阿多内膳正殿・南郷内匠允殿・辻伊左エ門殿・猿渡喜右衛門殿・羽島藏人殿・神戸五兵衛殿・白坂大學坊、都合加治木ヨリ二十人御供申サレタリ、其節 大御所家康様エ京二條御城ニ 家久様御登城被遊候ト見ユ、此加治木ト穆佐トノ人衆ニ據テ右ノ人數賦ヲ校考ルニ、少モ合ハサレハ、夏陣ノ賦ニ非ルハ明ケシ、十九年ノ賦ハ十八年ノ十二月賦置ル、筈ナレハ、冬陣ノ御賦ハ傳ハラストイェトモ、即此御人數賦ニテ御出馬アリシナラン、其故ニ後人追考シテ大坂御出陣ト朱ヲ以テ補ヘルニヤ、今季安粗按シテ斯ノ如ク記オクモノ也、

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇七三号文書トホ本同文ナリ)

慶長十九年日記

十一月十一日己未晴

一奥州様大坂御出張ニ付御談合在之、

一御陣中御法度之条々、

一喧嘩口論堅停止之事、

一防戦ニ可及時、無御下知一人も備之場を罷出間鋪事、

一如何様之騒動之儀雖有之、請取之場慥ニ相固、他ニ

不可混事、

一若大合戦など可在之時者、諸軍衆方々江不走散、御

馬廻を可相固事、

一鉄炮ミたりにうつましく候、若ためしつゝ在之者、

奉行衆へ申理可仕之事、

一對他所衆うてたて過言停止之事、

一惣別他國衆江致入魂、互出入共ニ而無等閑躰可為停

止事、

一傍輩中口論共仕出、深々之遺恨雖有之、此節之儀ハ

致堪忍、蒙言上 公儀之以御噯可達存分候、私とし

て於事破者曲事ニ可被仰付事、

一於陣中縦人々しる候とも大酒停止事、

一諸下知衆之可申旨不可相背事、

一今度御上洛之御供衆、於路次中濫妨・狼藉堅停止之

事、

右條々、於違乱之輩者、可被敲科者也、

一諸外城御置目之事、

一番普請無懈怠可相勤事、

一他行停止之事、

一御留守中辻切可申付候、然を与之内功者を相添、餓

相成儀無之様可致分別事、

一普請帳ニ星をさし、月々の帳を 惟新様可懸御目事、

一他國衆江聊尔ニ宿かすましく候、若不審成もの於有

之留主鹿兒嶋(鹿力)へ可致披露之事、

一海邊之諸所ハ船之出入念を、他所之船於着津者能々

尋究、早々かこしまへ可致披露事、

一他國境之諸所他にかゝり不可致違亂、就中世上さハ

かしき儀雖有之、無御下知不入儀仕まじき事、

一人々留守之宿ニ出入可停止、乍去無余儀用談之義有

之者、其停主之親類歟、又者老者なと致道(同九)道、用談可相達事、

右条々、於達乱之輩者、可被處嚴科者也、

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一一八九号文書トホボ同文ナリ)

大坂陳之事

84の1

一慶長拾九年之冬、大坂籠城之由、任御觸狀、霜月十七日、家久鹿兒嶋を罷立候、人数手廻少々ニ而東目を罷上り候、仁禮藏人仕置候日、記、巳九月廿日書記之、

一先ニ家老三原諸右衛門尉・同左衛門佐差上せ、拾二月十二日至大坂着仕、翌日茶うす山平野ニおひて兩御所様江諸右衛門 御目見得候而、平野御陳より赤ほ

ろの御使番衆御兩人山口駿河守殿御案内者として、駒澤仲左衛門殿・山口内記殿江御兩人ニ而陳場者尼ヶ崎之川中嶋と申所江同月廿日ニ御渡候事浮帖、三原左衛門御案内者駒澤仲左衛門・山口内記兩人ニ而、十二月廿日と寛申候被寛置記之、陳場御

一家久上洛之刻、日州江乗船不廻ニ付滞在之時、十二月五日ニ為秀頼之御使御書を持、武井利兵衛尉と申者飛

脚ニ參候を、家久假屋ニ而東郷肥前守・別府信濃守ニ直ニ擲取せ、則信濃相添差上せ候、同月廿九日至大坂

着仕、則諸右衛門召列、天王寺之御陳場江參、山口駿河守殿江致披露候、左候而石山城和談ニ而 内府様御帰

鞍ニ付而、別府信濃儀者、本田佐渡守殿・山口駿河守殿より佐々井喜兵衛と申案内者ニ被仰付、駿河迄被

差遣、利兵衛尉擲捕候通申上、剩慶長廿年之二月廿二日ニ、於駿河御城本田上野殿(御取)成(を以)、使者信濃致

御目見候、難有仕合ニ候つる事、此時進上物者國之楢柑之類ニ而候、但此使、慶長廿年卯月六日鹿兒嶋ニ罷

帰候事、浮帖ニ仁禮藏人日々記ニ書記之、

一正月二日、豊後之内森江より六里かミ迄家久着仕候処、

本田上野介殿御觸狀可罷帰之由候ニ付、從彼浦罷戻候、黒田右衛門殿・田中筑後殿・細川肥後守殿へ御觸狀被遣候を、家久使罷帰候時、預リニ而罷下、右四人江相届申候、家久江上州御状写、

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一一九一号文書トホボ同文ナリ)

84の2

急度申入候、仍大坂之儀御無事ニ相済候間、何方迄御出船候共、早々御帰國可有旨御意ニ御座候、其御心得候而御國許江御下可被成候、右之通先書ニ茂申入候得共、自然不相届儀可有御座与存、重而如此候、恐々謹言、

十二月廿二日

本田上野介

正純判

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一二二三号文書ト同文ナリ)

84の3

一慶長拾九年十月、従大阪高屋七郎兵衛を被差下候秀頼之御状之写 浮帖、已九月廿二日於御納戸蔵見出写之、

猶々此地様子、能々御聞合肝要候、為其以墨印令申候、以上、

懇申入候、今度大佛供養儀ニ付、駿河機嫌悪敷成申候間、以使種々理申候得共、大佛之儀被指置、以市正此三ヶ條被申懸候、大坂城を明候坎、又屋敷を取、如諸大名在江戸か、是不叶候ハ、母にて候者を入質ニ出候得

84の4

与被申候、市正迄色々理申才覚仕候様ニと申候得共、市正駿府申合候哉覽、一圓ニ取あひ不申、是非々右三ヶ條不調候得者、大坂ハか々(三)く候間、つくり成由急ニ申候、然者能々御分別候へ、此儀一ヶ條も同心不成事ニ候、菟角此元きわまり申候間、市正ハ駿河返事急候条、先々下申候、其方御心(より禮)頼入候、乍去路次遠候(問)、(能)御聞合専用(二候カ)、謹言、

九月廿三日

秀頼墨印

薩摩少将殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一一七一号文書トホガ同文ナリ)

猶々重而高屋遣申候間、御分別專要候、以上、

重而高屋七郎兵衛尉指遣候、然者此元様子ニ付談合申度事候間、早々上洛可有候、此儀うたかひ無之様ニ此長銘正宗脇指貴殿江被参候、(①進之候)委曲高屋口上ニ可申入候、謹言、

九月廿三日

秀頼墨印

薩摩少将殿

右家久御返書之留

不存寄候処、從 秀頼様被成下御書、先以忝奉存候、
抑被恩思立儀御座候ニ付而、早々可致上洛由被仰下、
尤雖可奉應尊意候、先年石田治部少取起弓箭候時節、
老父兵庫入道上方江有合候故、雖不能分別儀候、相守
大閣様御一筋、於関ヶ原雖盡粉骨候、合戦相破、

御所様天下被成御安治、迷惑ニ相究候処、被差捨御遣
恨我等被召出、剩兵庫入道身上迄無異儀被立置候、然
時者大閣様御一筋之御奉公ニ付、當家者一篇仕 御所
様被成御取立、数年種々御高恩之儀、世上ニ無其隱事
候条、背 御當代申儀不能成候、御高察所仰候、随而
正宗長銘之御脇差拜領候、誠々忝雖奉存候、右之御理
候間致返上候、可然様ニ可預御披露候、恐々謹言、

慶長十九年

十月十三日

一慶長廿年卯大坂後之御出陣御觸状写浮帖 已九月廿二日於御南戸蔵見出写之

態申入候、 大御所様一昨日十四日御入洛被成候、

將軍様今月廿三日四日ニハ至伏見御着座被成候、然者

大坂何角被仰分御座候ニ付而、御取詰被成可被仰付旨

御意ニ御座候間、其元御人数被召連御出陣可被成候、

無御上内ニ大坂可相果候得共、御參陣可被成候、右通

先書ニ兩度迄申進候得共、自然不相屆儀茂可有御座与

存、重而令啓候、恐々謹言、

卯月廿日

本田上野介 正純

嶋津陸奥守殿

一家久公五月五日浮帖、仁禮藏人数賦帳被写置、有萬三千八百人鹿兒嶋を罷立、手廻召列候人数尅萬三

千八百人ニ而、平戸之上釜田迄參候処、大坂落城之由

承候、但山口駿河殿書状之写、

尚々御人数者御殘候而、御上洛尤存候、将又此書状

惟新様江早々可被成御届候、頼入存候、以上、

84の8

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一二四七号文書トホゴ同文ナリ)

追而申入候、去五日ニ兩 御所様御出馬被成、則七日ニ御先手之御人数押入、將軍様御自身被成御詰、同七日之申刻ニ 本丸殿主焼申候、翌日八日ニ秀頼御切腹、同御袋御自害、其外女房衆教輩自害候、大野修理も相果申候、又諸牢人并大坂之侍衆悉相果申候、可安御心候、將又越中殿去六月ニ 御目見被成、仕合殘所無御座候、然者貴様之儀、急度御上洛ニ而被成 御目見可然存候、早々御人数者不入儀御座候、不及申候得共御急被成御上洛最存候、猶堀弥右可被申上候、恐惶謹言、

五月九日

山口駿河守(重友)

判

奥州様

參人々御中浮帖ニ 已九月廿六日於御南戸藏見出写之、

一権現様伏見江被成御座候内ニ 家久致參勤、夜中ニ船
 陸ニ而參上仕候由被聞 召上之由ニ而、翌朝此方より不申上内早被下 上使、黒之御馬・鹿毛御馬二浮帖ニ
御馬御拝領之儀者國分帯刀長・伊東 二右衛門・東郷重位寛のま、載之、被遣馬も不參着之由

85

上聞候間、いつれニても目利次第可致拜領旨被仰聞、則鹿毛之御馬致拜受候而、其後 御目見得仕候而忝上意共ニ候つる事、

寛永拾八年九月廿七日

就御出陣御賦之事

高三拾石

玉利竹兵衛殿

高三百石二斗二升九合一和之高加ル

合三百三拾石二斗二升九合

外三石一斗四合不足

人数十人

内卷人乗馬 一人馬取 一人甲もち

一人さし物 一人鉄炮 一人弓

一人鑓 一人草履 二人人足

右如御賦連々用意被成、御觸之日限無相違可有出陣事肝要ニ候、於出陣人数諸道具者可被相糺候、何時も二ヶ月分者可為自賄候、様子ハ御兵具衆中へ御尋尤候、以上、

慶長廿年四月二日

本田伊賀守(親正)

市来八左衛門(家繁)

佐多越後守(忠増)

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一三三二号文書ト同文ナリ)

86

御出陣ニ付御賦之事

高三百四斛三斗八升三合

伊地知治左衛門尉殿

内八拾六斛 國分之親父之高加ル

内四斛三斗八升三合 餘分

人数九人

内一人乗馬 一人馬とり 一人甲持 一人さし物

一人鉄炮 一人弓 一人やり 二人人足

右御賦之こたく連々被成用意、御觸之日限無相違可有

出陳事肝要候、人数諸道具者於陣中可被相糺候、何時

も二ケ月分者可為▽(注)自賄候、さし物者両金之團可為

候、様子者御兵具衆中ニ御尋可有之候、以上、

慶長二十年四月二日

市来八左衛門印(家繁)

本田伊賀守印(親正)

87

御出陣乗馬御賦之事

高三百三石三斗八合五才

勝部志摩丞殿

内三石三斗八合五才余分

人数九人

内一人 乗馬

二人 馬とり

一人 甲持

一人 弓

一人 鉄炮

一人 やり

二人 人足

右如御賦連々被成用意、御觸之定日無相違可有出陳事

簡要ニ候、人数諸道具於陣中可被相糺候、何時も二ケ

月分者自賄之由相定候間、具御心得尤ニ候、乗馬さし

物ハ両金之團たるへく候間、於様子者兵具衆へ可有御

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一三三三号文書ト同文ナリ)

佐多越後守印(忠増)△

尋候、以上、

慶長廿年四月二日

市来(家繁)八左衛門印

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三三三号文書トホボ同文ナリ)

就御出陣御賦事

左備

伊地知四郎兵衛尉殿

高四百七拾壹石九斗七升

内四石三斗四合餘分

人数拾四人

内

一人

馬乘

式人

馬取

一人

草履取

一人

甲持

式人

鉄炮持

一人

さし物持

一人

鍵

一人

弓

一人

手明

三人

夫丸

馬関田衆中

高三百式石八斗五舛九合六才餘分

内二石八斗五舛九合六才餘分

人数九人

内

四人

鉄炮

二人

弓

三人

人そく

右如御賦連々被成用意、御ふれ之日限無相違可有出陣事
尤候、人数諸道具者於陣中可被相改候、何時も二ヶ月分
ハ可為自飯米にて相定候、さし物ハ両金之團たるへく候、
様子者御兵具奉行中へ可有談合候、

慶長廿年卯月八日

本田伊賀守(親正)(花押)

佐多越後守(忠博)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三三四号文書トホボ同文ナリ)

守護御狩左手右手書分事

『道義公御代也』

合 左手馬

税所介

曾郡司

重久加賀房『朝時』

祢寝郡司『弥次郎清
種事カ』

佐多九郎

伊佐敷大掾

修理所

合 右手馬

加治木郡司

下木田大掾

東郷郡司

切手又次郎

木房大掾

牧山大掾

右、任先例書分狀如件、

『今ノ御関狩此等の遺風なり』

惣檢校

河俣大掾『又太郎重明
入道禪心事カ』

向笠諸次郎兵衛尉

佐多弥四郎

田代七郎入道

栗野大進太夫

修理所

上木田大掾

小河郡司

羽坂藤七太夫

姫木弥四郎

田所小太夫

國修行

正應二年八月廿一日『裏ニ宝治より正應ハ
十二年トあり』

右、任先例被注申候之間与判早、仍各無緩怠之儀可被

勤仕狀如件、

同年同月同日

『道忍公御家老記ニアリ、左アレハ
守護代僧唯道』

御三代様ノ時ノ此
唯道任先例ト書ク
ニテ考レハ、御元
祖様ヨリアリシ守
護狩ナル事想知ル
也』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三号文書ト同文ナリ)

90 『全』

守護御狩踏馬之事

税所介 十疋

重久加賀房『朝時』 四疋

曾郡司 三疋

東郷郡司 五疋

切手又次郎 三疋

祢寝郡司 十疋

同九郎 二疋

田代七郎入道 五疋

栗野郡司 六疋

惣檢校 五疋

河俣大掾 五疋

向笠諸次郎兵衛 三疋

羽坂藤七入道 五疋

姫木弥四郎 三疋

佐多弥四郎 五疋

伊佐敷大掾 三疋

小河郡司 六疋

修理所 五疋

加治木郡司 十疋 上木田大掾 五疋

下木田 五疋 木房大掾 五疋

牧山大掾 三疋 田所小太夫 五疋

國修行 三疋

右、先例踏馬次第如件、『裏ニ寶治ヨリ四十二年、正應是ヨリ三十三年、元亨本書ノミエ次第ニ前後書之歟、右通かきあり』

正應二年八月廿一日

右、任先例与判早、仍各無緩怠儀可被勤仕状如件、

同月同日 守護代僧唯道在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」九三三号文書ト同文ナリ〕

91 『全』

御家人分雇狩人之事

税所介 百人 惣檢校 五十人

河侯大掾 五十人 同藤三郎 三十人

向笠諸次郎兵衛 卅人

東郷郡同 四十人 羽坂藤七太夫 四十人

姫木弥四郎 二十人 切午(手カ)又次郎 三十人

修理所 四十人 小河郡司 五十人

木房大掾 四十人 田所小太夫 五十人

右、任先例支配状如件、

正應二年八月廿三日

右、任先例与判了、無懈怠可被勤仕状如件、

『道忍公ノ御代ヨリ御家老記ニアリ』 守護代唯道在判

木原朝追立宿事

東手引

追渡瀬五郎男三郎太郎 三十人案内者左右六八郎

栗野屋形野口藤内成佛二十人案内者源太郎源三郎

渡邊河侯領分弥次郎 二十人案内者 紀藤次

瓦 十五人案内者 十郎

西手引

折尾ホカラノ峰 二十人案内者馬衆弥次郎

カイナサ、ヶ源藤次栗山殿三十人 弥次郎官衆

一坂 十郎 三十人案内者平六藤四郎

守護狩目録次第事

右代(カ)ト雖有目録、先如此、然者長領為知行分、彼狩

人以下案内者、堅所申沙汰也云々、穴手皮任先例、

元亨三年七月十一日

酒太夫季親

取進之候条、文書明白之上者、可守先規候歟、但近

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三四号文書トホボ同文ナリ〕

年者狩庭之鹿子并皮之事、行事為私用事、國面々存

無相違也云々、守護代官方狩沙汰申談趣如此、為後

代於私注置之間、毎年二ケ度之御狩之時、當守護可

来二月五日守護狩事

申上者、不可有子細者歟、

曾野郡

沙弥圓也

税所介

歩兵狩人廿一人

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三四号文書ト同文ナリ〕

惣檢校

十人

曾郡司

五人

河俣大掾

八人

重久〔大據篤兼〕

十人

向笠

五人

同藤二郎

三人

92 〔全〕

来廿五日守護狩事

加治木郷

郡司 歩兵狩人廿人

上木田大掾 十人

下木田大掾 十人

中津河湯原拂晚可有狩聚候、致三ケ日用意、自身早々可有

見參候、若雨降候者、可為次々日候、

有見參候、若雨降候者、可為次々日候、

元亨四年正月廿五日

沙弥圓也

右、任先例支配狀如件、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三七号文書ト同文ナリ〕

94 『全』

来二月五日守護御狩之事

税所介廿一人

曾郡司五人

河侯大掾十人

同藤三郎五人

羽坂藤七太夫十人

姫木弥四郎五人

柵寝郡司廿人

同九郎五人

田代七郎入道十人

栗野郡司十五人

加治木郡司廿人

下木田三郎十人

田所小太夫十人

國修行五人

元亨四年正月廿七日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三八号文書ト同文ナリ)

惣檢校十人

重久大掾十人

向笠諸次郎兵衛五人

東郷郡司十人

切手又次郎十人

木房大掾十人

佐多弥四郎十人

伊佐敷大掾七人

小河郡司十五人

修理所十人

上木田大掾十人

牧山大掾七人

弟子丸五人

95 『全』

来廿一日守護狩事

柵寝院

郡司

佐多弥四郎

同九郎

田代大掾

伊佐敷

中津川湯原拂曉可有狩聚候、致三ヶ日用意、早々可有見

参候、若雨降候者、可為次々日候、

右、任先例支配状如件、

元亨四年四月十八日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三九七号文書ト同文ナリ)

沙彌圓也

96 『全』

守護私領頭役狩人事

重富四人

庄司二人

歩兵狩人廿人

十人

九人

十人

五人

用松四人

光王二人

主丸四人 用丸四人

徳永二人 元行二人

立田二人 三郎太郎二人

太郎大夫二人 吉光二人

政枝二人 安氏十人

三郎丸二人 原木二人

秋松二人

右、先例如件、

元亨四年四月廿二日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二三九八号文書ト同文ナリ〕

97 『山田直五郎殿』

〔殿御國廻共人数〕

國廻狩御共人数 『今ノ御関狩ノ類ならん』

御分

御力者四人 御庇者十二人御馬十疋

御物夫殿(衆カ)

福崎八郎

下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙鶴御前 御舎弟 下三人 馬一疋

市来御前 同 下三人 馬一疋

殿原

東条藤二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽孫七 上下三人 馬一疋

鳥羽右衛門二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽弥六 上下二人 馬一疋

御中間

御弓袋差〔ユタイサン〕 下一人 馬一疋

永田太郎〔三列乙名ノ永田カ〕 下一人 馬一疋

宗五郎 下一人 馬一疋

一惣家子并殿原 次第 不同

式部彦七〔山田〕 上下廿七人 乘馬六疋 雜駄三疋

小山田入道〔彈正忠コトカ〕 上下十人 乘馬三疋 雜駄一疋

式部登々(小三郎カ)

今村七郎 上下七人 乘馬一疋 雜駄一疋

酒匂兵衛入道代〔称阿カ〕 上下卅人 乘馬十一疋

本田孫次郎『久兼入道 兼阿力』 上下廿五人 馬十一疋

益山入道 上下八人 馬三疋

中条六郎 上下廿五人 乘馬七疋 雜駄二疋

本田藤内左衛門尉 上下六人 乘馬一疋 雜駄一疋

直木彦二郎 上下廿人 乘馬七疋 雜駄二疋

本田新兵衛尉 上下十人 馬二疋

仲四郎 上下十人 乘馬二疋 雜駄一疋

市来崎彦六 上下四人 馬一疋

本田四郎兵衛尉 上下六人 馬二疋

源藤左衛門尉 上下八人 乘馬一疋 雜駄一疋

本田又四郎 上下五人 乘馬一疋 雜駄一疋

井入道『武光力』 上下五人 馬一疋

高水彦九郎『武光力』 上下五人 馬一疋

相行殿『頼之』 上下四人 馬一疋

白拍子一人 上下四人 馬一疋

『和泉三郎兵衛尉實忠力』
一 泉殿御分

御馬三疋 御既者五人 御雜色二人 御力者二人

松房御前御分

御馬二疋 御既者三人 御雜色一人

又三郎殿

御馬三疋 上下五人

殿原分

新田又四郎 馬一疋 下二人

式部源四郎 馬一疋 下一人

本田又六 馬一疋 下三人

石塚平三郎 馬一疋 下一人

谷口二郎三郎 馬一疋 下二人

『町田家ナラン』 大隅五郎兵衛尉 馬七疋 上下廿五人 雜駄二疋

『伊集院家ナラン』 大隅助三郎 馬八疋 上下廿五人 雜駄二疋

一 猿渡新左衛門尉 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一 猿渡藤三郎 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

一 姉崎八郎 馬二疋 上下七人 雜駄一疋

一 猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

一 伊藤入道 馬一疋 さう駄一疋

古庄縫殿允殿人数事 上下十八人 馬二疋

脇殿 下二人 馬一疋

『国』廻次 御くにまわりかり御入所しゆくつきの事

一はん 『番』 薩摩郡 さいまごほり

二はん 『番』 ミヤさと

三はん 『番』 『串木野』 『狩』 『日置』 四はん 『南』 『郷』

五はん 『番』 『へぎの庄』 『伊作』

七八ん 『知』 『院』 『願』 『庄』

九はん 『給』 『院』 『多』 『郡』

十はん 『鹿』 『郡』 『谷』 『郡』

元亨五年後正月廿二日

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一四二〇号文書トホゴ同文ナリ〕

98 『敦島日向入道松岳自記』

『立久公』

大岳の御世を継きたまふハ、節山さまと申、その御兄弟

に他腹はらニ式部大夫殿と申て御座候、それこそ御當家

の御先祖にて御座候、それを分限ニつけ御申あらんとて、

其比櫛間は野邊殿の持切ニ而候、関狩ニなつて、大岳

さまくしまへ御光儀にて、野邊殿へくしまを御所望候程

ニ、野邊殿力なく鹿児嶋へ参朝申され候、やかて櫛間へ

移御申あるその時、式部殿老中ハ鎌田殿・三原殿也云々、

『天文以前の狩立は、皆弓箭にて、随分猪鹿の獲もの多かり

しとミゆ、喜入忠誓入道空山の日記、(亨) 亨禄・天文の狩ありし

ことかきて、五六疋くらひハ喜入中の狩倉にても取得候て褒

美す、必狩侯の矢根共取せられし類ミへたり』

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一四二二号文書ト同文ナリ〕

99 『應永記』

同卅四年丁未、屬無為依代始國廻之無滞夏、去程ニ年暮

テ應永モ卅五天ニ成行計利、

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一四二三号文書ト同文ナリ〕

100 『正本在伊地知越右エ門家』

天文廿二年正月朔日、御社参、老中御酒持参被申候、

御酒もりにて候云々、

此間略ス、

廿日、春山の御かり 廿一日

廿二日、妙善寺参候 廿三日、又五郎との御参上候

云々、

以下略ス、末に

伊地知越後守
重實

右、大中様御代古日記
(論事貴久)

101 『大村市兵衛重頼日記』

天正四年丙子

四月、近衛前久様薩摩鹿兒島江御下向被成候、御會尺として、

御歌會 御連歌 御馬追 御鷹野 御関狩 御花見

御濱遊 御川遊 瀬引 御馬揃 御犬追物

御笠懸

御老中より御成被申候、福昌寺より御成被申候、

(本文書ハ「旧記雜録後編」一八四六号文書の一部ト同文ナリ)

『此頃の狩より鉄炮とも用られしならん、さあれと同十五年四月、太閤西征平佐城を攻らるゝ時き、城中にハ只鉄炮貳挺とあり、其後、慶長三年泗川の御大戦に、大手口許に鉄炮二千挺の賦にて射防クとミへれハ、鉄炮の多く成しハ朝鮮以後の事にて、狩も亦其後一變せし』

102 萬治四年二月嶋津新八久馮日記

同二日 晴

一 谷山御狩ニ付、今日七ツ時ニ宿所たち、篠貫村江一宿、あたりニ屋□衆無之候而、徒然にあり、
(笹)

二月三日 晴

一 未明ニさゝ貫の宿を出、狩場へ出、今度者琉球中城主、
『尚貞』
其外澤崎久左衛門等、又入来山江有合旅人共ハ狩御見
『后主ホコトナラン』
せ候故、人数茂かたのことく罷登候様にと被 仰出候
により、以之外之大狩にて候、若き衆ハ様々のしたく
ともいたされ、美々敷事にて候、いづれも家老子之衆
ハ一番与ニ御付候故、我々も其通ニ而狩相濟、すぐニ
帰宅、日入前ニ鹿兒島へ着、

『松崎采女系傳、寛文三年癸卯春御上洛御供大坂御滞留中御
番ノ賦、番頭嶋津清太夫云々、江戸御番賦番頭樺山長門殿・
本田與兵衛・岩切六右エ門・名越清右エ門・平山八右エ門・澤
崎主水・税所弥五右エ門云々、見ゆ、右の萬治四年四月、寛文
と改元にて、三年前にて澤崎久左エ門とミへれハ、其間に主
水と改名被仰付しならん、左あれハ 光久公騎馬の列に召仕

はれしとおもはるゝ也、詳に後章に述おくなり』
享保四亥十二月調之書拔

御関狩之儀、古老之者共申傳候、頼朝公富士牧狩有之候御子孫之儀候間、相残候武備之ならしニ而有之由候、且又 惟新公 家久公朝鮮御帰陣之後、寺澤志摩守様・宇久大和守様鹿尾嶋江御見廻之節、被召列候人数踊有之候間、右之為御返禮御家御旧式之御関狩、於櫻嶋御張行有之、右御兩人江御馳走被成候由申傳候、其外之儀、又者馬追之儀共一所書記有之事候、

『右通、御関狩之基本共ニ可相成事と考付候義、寫集致参考候へ、御四代道義公御時代守護御狩与申事、其以前より之先例ニ而被出来候事、正應二年之古書有之、御五代道鑑公御代相成、元亨三年、四年、五年、毎年二度為有之古書茂有之、國人共より書留候へ、守護御狩・守護狩など相見得、守護御方にて書留候ニハ、國廻狩御供人数或御國廻り狩御入所宿次など候書付相見得、應永卅四年 御九代忠國公御代始國廻之無滞事と相見得、御代々様数百年被遊来候古例ニ而、隣國迄茂年々響聞得候事ニ候、長祿二年比 大岳忠國公日州櫛間之

野辺氏を被為攻伐候時分茂、御関狩ニ事寄せ御人数引立、不意ニ御取為被遊事、鮫島日向入道、右通書置、且天正八年新納武蔵守忠元、肥後新野城為攻取茂、関狩と相唱人数引立、不意ニ攻取候事、大口ニ旧説有之、旁久遠之□式ニ而、現在之練熟格別成事ニ而、天正四年 近衛前久公、慶長十二年比寺澤殿など、萬治四年琉球太子尚貞中城王子ニ而上国等之御馳走ニ茂、皆御張行為被遊事、右之通相見得、就中萬治之度ハ、謙信諸軍学之師範仕、寛陽院様御代被召抱置候澤崎主水ニ茂見物被仰付候処、別而感心にて、吾々師範ハ席上之空論計候処、是程之大勢某之隊伍を不乱、廣野山谷被引廻候、實用能被為整候上、舌論之流義立ハ愧入向ニ為申と歎、自其御暇いたし候哉ニ承傳居、右之日記ニ澤崎久左衛門と相見得候間、其節之事とは史官之調ニ無之事共集置こと爾り、但徳田翁の説ニハ、御関狩は 日新公南郷城を襲取りしの時よりはしまるやうかゝれしと覺ゆ、中々其より久敷事、

右通也』

一御関狩之儀 御家御代々有来御作法、組中之人数行儀

并多人数集候場所、為鍛鍊諸士不撰老若罷上候様被仰

付儀ニ候處、至頃日年長候人者令懈怠、年若面々迄罷

登事候様ニ存、狩立之人数相減之由不可然儀ニ候条、

狩場之步行相叶候人者、不依老若可罷登之事、

『申ノ年火事ハ、延宝八年庚申正月十一日田尻八兵衛失火、類焼宅地ハ百四十九軒、死人五十四人、世ニ田尻火事ト云、此日春山御関狩ニテ、組中惣立ノ留主許ニテ鎮火ナラスト云、寛陽公御代ノ事也』

一鹿兒嶋組中之人数不残與頭召連罷登儀ニ候處、申ノ年

火事以後組分ケを以罷登候筋ニ、今以被仰付儀ニ候、

一與之与頭漸老人宛被罷登節茂有之由候、向後者一与

之與頭何れ茂可罷登候、其與之人数追立罷登儀ニ候

得者、月番之与頭茂尤可罷登候、無據御用於有之者、

其訳御家老中江可被申出置之事、

一外城串目下知騎馬之人、乘馬御棧鋪邊ニ召置、人数引

立候節ハ歩行為稽古出立ニ而罷在事ニ候、雖然萬端為

物馴被仰付事ニ候、依時宜者馬上ニ而駆廻事り可加下

知儀茂可有之候間、乘馬御棧敷前ニ不立置、向後其身

跡より牽せ可申之事、

一小頭之内兼役ニ役所之勤仕候人茂有之候、御狩之儀者

纒一日之勤ニ候間、役所之支無之筋ニ申合、御狩ニ罷

上候様ニ連々相心得可被申渡之事、

一諸役人之儀、前代より役所不明様ニ申合可罷登之旨申

渡候、近年者諸役人罷登候儀被差止置候得共、此節よ

り諸役人罷登候様被仰付候間、差當御用無之人者、其

役所不明様申合可罷登之事、

右之條々、此節組頭中江申渡、与中之人数江御狩前

以申聞せ、向後無怠相守候様可相達之旨

『大玄公』 御意候間、可被奉得其意候、以上、

『元禄十五年』 午正月十二日

『川上』

式部『久重』

『喜入』

安房『久亮』

『新納』

市正『久珍』

『島津』

助之丞『忠守』

『島津』

大藏『久明』

〔本文書ハ「旧記雜錄追録二」二二二七号文書ト同文ナリ〕

毎年正月始被 仰付候

御関狩之儀ハ、御家御代々有来候御作法ニ而、從

公儀茂不苦旨被仰付候間、御関狩並於諸外城正月始

士共相催候初狩之儀者、関狩同前之儀ニ而候間、一度

ツ、從前々有来候御作法故御免候付、旧式不致退轉心

掛、形儀專ニ可仕候、取候宍之儀者横目見届、土中ニ

埋、其段山奉行所江書付可申出旨申渡候間、此旨承置

候様、組中江可被申渡者也、

十二月廿九日 評定所

右之老通、甌島江被仰渡候書付写置候事、

105 『上』

覺

一 今月十八日、於谷山御関狩被仰付候間、御狩之御作法

第一行儀之儀、於御狩場御條書を以可被仰渡候間、堅

固可相守之候、

一 此節、御狩場谷山被仰付候付而者、若心得違猥之儀共

有之候而者、別而不可然事候間、吉野同前可相守候、

一 御狩ニ罷登候与中之面々、十八日夜八ツ時、刻限無遅

滞郡元一條之宮江相集、其節星台可致候、左候而小組

分を以与頭召列可罷登候間、猥ニ不行散、其小与頭江

可相付候、為其小与分之目印申付置候、

一 十五歳以下之者者鉄炮持不申可罷登候、

一 御狩ニ罷登候者共、目立候袴之刀・脇差指中間數候、

尤半首火羽織、平生之羽織之外、目立候異様之支度堅

無用可仕候、

一 中途往来共鉄炮を打候儀、又者高雜談堅令停止候、

一 落之上江相集候節、小与一番より十番迄次第ニ罷居、

他与江不入交、引立之節小組一番より順々ニ可罷立候、

一 御関狩之儀者行儀第一之事候得者、引廻候節方々行散、

又者一所ニ相集、もの影などニ立寄不罷居、最初相た

ゝへ候通可罷居候、右躰無行儀故、猥成儀茂有之事候

間、十人間ニ為差引小与頭老人ツ、請込ニ申付候条、

萬端可随下知、若小与頭下知相背候人者、無用捨与頭

方江早速申出候様ニ稠鋪申付置候、且又右締方一與に

横目足輕被相付候間、專可随下知候、

一 追聲廻鉄炮之儀、手先之與頭手廻より可相初候間、順々打廻可申候、尤追聲鉄炮間違曾而仕間鋪候、

一 廻鉄炮之節、自然火不通候ハ、其通ニ而可召置候、跡達而曾而打申間鋪候、

一 鉄炮吹せ候儀、且又致押紙候事、一切仕間敷候、若右通之儀有之候ハ、訖可致沙汰候、

一 野火不起様可致覚悟候、自然近方江野火起候ハ、早速走付可取消候、致大形手廣成立候ハ、越度可罷成候、

一 一切火繩曾而仕間鋪候、尤火繩之儀者致格護置、家来・下人江相渡候節者、入念候様ニ主人より茂氣を付可申付候、

一 三番たゝへより御棧敷前寄候節、寄貝吹候而茂不立騒、與頭下知次第跡より静ニ寄可申候、

一 御棧鋪下江相集候節、猶以狼ニ無之、他与与不入交、一所ニ可罷居候、左候而御暇と有之候而茂、與頭差図

無之内立さわき、行儀を不可乱候、与頭先達而罷在候節、最前引立候節之通、小与一番より順々罷立可申候、於中途星合可申付候、

右行儀之儀ニ付而、御条書を以段々被仰渡事候得共、若違背之者有之候而者、其身之為ニ茂不罷成儀ニ候故、面々為落着前以申渡事候間、得其意堅固可相守之候、以上、

『宝永七年』
寅二月

與頭

〔本文書ハ「旧記雜錄追録二二九三五号文書トホボ同文ナリ」

106

村田平右衛門第本村田
名字之
清右衛門

右清右衛門事、『享保九辰二月三日ナラン、宥邦公御世始ノ比也』去ル三日御関狩ニ罷登候與ニ無之候処、

異様之体ニ而罷登、三番與串目之揚ニ而罷在、玉目五拾目之鉄炮を廻り、鉄炮外狼ニ下人打せ、自分ニ茂鉄炮打、

其上右下人鉄炮打候所より七八間風下より野火起たる由、右ニ付而者段々不屈之仕形付、切腹可被仰付旨被仰出置候得共、『淨國公』總州様思召之詔有之、再三被仰進趣有之候故、

命を被助置士被召放候間、出家可為仕候、此儀早竟
總州様思召迄を以、切腹之儀御免被成候、

本井上名字之

右、吉野御関狩之儀ニ付、於與所詮議有之候節、無筋證據相立不届之至候、依之切腹可被仰付旨被仰出候へ共、〔有那公〕總州様思召之訳有之、再三被仰進趣有之候故、命を被助士被召放候間、出家可為仕候、此儀早竟 總州様思召迄を以、切腹之儀御免被成候、

右之通被仰付候旨、享保九年辰二月十三日被仰渡候也、

107 一貞享元年子正月十四日、春山初御狩有之、御名代嶋津

美作殿、御老中嶋津帶刀殿、御狩奉行者嶋津又五郎

殿・嶋津老岐殿、與力之士餘多有之、

一右初狩者、御城下諸與之諸士、惣跡前之者登り申候、

然に四年前之申正月十二日御初狩有之、其日鹿兒嶋下

方大火事有之、夫より以來惣様登り不申、與方ニ而六

組有之候を二ツニ分ケ、三組ツ、御登せ被成候、當年

者一番組・二番与・五番与、此三與之人數登り候事、

一元禄五年壬申正月九日、晴、

一春山御関狩御名代嶋津下野殿、御家老嶋津助之丞殿、

惣奉行阿多淡路守殿・北郷惣次郎殿・嶋津内記殿、三番与頭樺山権左衛門殿、四番与頭仁禮小吉殿、六番者嶋津頼母殿、二番たゝへ者松のうと木に火付て、鉄炮揃ひ不申、大筒之人者間々打候、星合無之内ニ四番與者少星合ニ合申候、惣野火ニ而鉄炮猥ニ打候、御詮議有之、三番與者惣寺領被仰渡候、

一元禄十二年乙卯正月廿六日、吉野ニ而初而御関狩有之、惣奉行佐多丞・嶋津主計・鎌田隼人、

一同十三年辰八月朔日、吟味座より福山御馬追ニ當年より立方被仰付候旨被仰渡、同廿五日罷出候事、

一元禄十五壬午正月十四日、如例年吉野御関狩有之、當年者三番与、四番・六番与上り、前々なと暁よりいづれも罷登候、當年者武人有之役人茂、其座明不申候へ、一人者上り可申由也、老若共ニ二男三男迄も可罷登由候事、

一正徳二年壬辰二月廿五日、吉野御関狩、

一享保九年甲辰二月三日、於吉野御関狩、惣奉行嶋津主計殿・嶋津市太夫殿・種子嶋平馬殿、三番與・四番

与・六番与罷登候、朝雨天、昼より晴天、

一御関狩ニ付若き衆鉄炮多打候故、夫より野火起候、同

四日御関狩罷登候人数、御用廻り鉄炮御定之外打候事、

野火付候事、吳様之支度仕候事、右三ヶ条御詮議、三

番与者嶋津藤次郎殿宅、四番与肝付典膳殿宅、六番

与者町田宇右衛門殿宅、同十日迄茂御詮議ニ而、閉門

被仰付候衆餘多、其外出家杯江被仰付候衆も有之候、

一村田平右衛門弟村田清右衛門事、去ル三日御関狩付罷

登候組ニ而茂無之候処、吳様ニ而茂之躰ニ而罷登、三

番与串目之場ニ罷在、玉目五拾目之鉄炮を廻り、鉄炮

外浪ニ下人ニ為打、自分ニ茂鉄炮打、其上下人鉄炮打

候処より七八間風下ニ而野火起、右不屈ニ付切腹可被

仰付旨被 仰出置候得共、 總州様思召之訊有之、再

三被 仰進趣有之、切腹之儀被成御免、命者御助ケ、

士被召放、出家ニ被仰付候、

一享保十三年戊申十二月五日、御関狩於谷山被仰付候、

集者落之上、惣奉行種子嶋織部殿・嶋津仁十郎殿・北

郷四郎殿、當年より春山・谷山両所ニ而替々御狩被仰

付候、鹿兒嶋三與罷登事候得共、二與ツ、ニ被仰付、

三ヶ年ニ一度ツ、外城茂同断、

御狩賦

當申年登り前

一三番與 四番與

谷山 知覽 山川 川邊 加世田 田布施 伊作

久志 鹿籠 指宿

来酉年登り前

一二番與 六番與

伊集院 喜入 坊津 山田 日置 吉利 山田

樋脇 隈之城 郡山 永吉

来々戌年登り前

一一番与 五番与

帖佐 入来 吉田 山田 阿多 百次 串木野

櫻嶋 穎娃 市来

一隈之城・入来・百次・加治木之儀、以前谷山・春山江

不罷登候得共、當年より三ヶ年ニ一度ツ、狩立申付候、

乍然花野村・塩屋村・西田村・吉野村・下田村・小野村

之儀、跡々より御関狩ニ罷登候条、向後共ニ被差免候、

一 已前者御名代を初御扶持米送人馬等為被下事候へ共、

人役ニ此節より被仰付旨段々被仰渡候、

108 『吉田成芳覚書』

『一 綱久公は御関狩にハ、不依風雨、多年御在国の節者

被遊 御立候事

延宝八年庚申正月朔日壬辰

正月十二日癸卯晴天

西風大に吹、巳之刻登城仕、未之刻歸る、

一如例年春山初御狩、今日に此中より被仰渡候、近方

之外城御當地衆中を以、不残例之通御関狩ニ九日よ

り今朝ニ到、皆々罷立』

(本文ハ一〇七号文書ノ行間朱書ナリ)

109

一 御 〇七拾萬石ニ付者

一 御 先筒三千五拾三人

一 御 長柄千九百七拾式人

111

御 旗本

一 御 手鍵 六本

一 御 長刀 壹振

一 御 持筒八百廿七人

一 御 旗 千式百四拾人 ○

一 騎 馬 千九百八騎

右之通之賦ニ而、大形可有〇〇候与奉存候、已上、

四月廿七日

得能造酒之丞

110

一 公儀御軍役之賦、御高拾壹萬石ニ付而者、

一 先筒四百八拾人かと覺申候、

一 長柄三百拾人 右同

一 持筒百三拾人 右同

一 旗百九拾五人 右同

一 騎馬三百騎 右同

右之通杉山八藏より私江遣申候

書付之写、

一御鉄炮 拾挺 右同 十人

一御玉葉・火繩箱式荷

一御弓式張 御道具衆 式人

一御馬駿忝本 右同 式人 但二番ニシテ

一御馬五疋 御中間 十五人

一鉄炮百挺 御道具衆 百人

八拾挺ハ五匁筒

式拾挺ハ拾匁筒

一鏈百本 御道具衆 百人

一弓百張付鞆負百腰 右同 百人

一鉄炮式挺但三拾匁筒 右同 四人

一同五挺但二十匁筒 右同 拾人

一御昇百本 岡町衆 百人

内 式人始良 式人高山 三人申良

式人大崎 忝人松山 三人末吉

忝人恒吉 三人高尾野 四人高城_{庄内}

式人野尻 式人穆佐 四人小林

忝人財部 式人加久藤 拾人高岡

忝人吉松 忝人倉岡 式人湯之尾

式人綾 忝人曾木 忝人高原

式人蒲生 式人飯野 式人吉田_{薩摩}

忝人吉田_{真幸} 忝人山崎 式人栗野

八人大口 三人馬越 三人出水

式人本城 忝人高城_{川内} 四人横川

三人清敷 式人大村 忝人市来_{但城ノ町}

忝人羽月 式人阿多 式人山野

四人伊集院 式人伊佐 式人川邊

一御鎧箱付 御道具衆 式人

一御小者衆 式拾人

一御駕籠衆 八人

夫丸 百拾忝人

内 式人御玉葉・火繩箱持

四人御鎧箱式ツ持

忝人御甲箱式ツ持

四人御狹箱式ツ持 但二番ニシテ

忝人御蓑箱持

老人御てうちん箱ニさうり箱持

老人御笠持

式拾五人御南戸荷物持内八人御つゝら式荷
十二人御荷物式
五人うき夫

老人御馬くつ籠持

五人御馬立具持

五人御馬中途飼持

三人御雨具并駕籠衆着替持

十人御賦方銀子箱持

四拾八人御道具者三百四拾四人、御中間衆拾五

人、御小者衆廿人、昇さし百人、合四

百七拾九人之食焼夫也但十人間ニ
老人ツ、

一乗馬 五百騎

内 式騎ハ船奉行 式騎ハ物奉行

式騎ハ賦奉行 式騎ハ普請奉行

老騎ハ役者

一右倅者夫丸 五千五百人

内 式百騎ハ老騎ニ付主従拾五人宛

三百騎ハ老騎ニ付主従拾人ツ、

一御陸衆 五百人

内 三百人 鹿兒嶋衆

此内船手筆者四人
物奉行筆者四人
普請方筆者四人
賦方筆者五人とき衆

式百人 外城衆

内拾三人谷山 三人 指宿 老人 山川

式人 顯娃 七人 加世田 式人 阿多

老人 田布施 五人 伊作 三人 伊集院

老人 市来 老人 山田 老人 隈之城

式人 水引 老人 高城川内 式人 阿久根

式人 高尾野 廿人 出水 拾人 大口

老人 羽月 式人 清敷 老人 吉田

拾式人蒲生 三人 帖佐 老人 福山

廿四人國分 老人 清水 老人 曾於郡

三人 横川 老人 栗野 三人 飯野

式人 小林 式人 高原 五人 穆佐

廿五人高岡 三人 高城 三人 財部

四人 末吉 老人 松山 拾一人志布志

式人 大崎 式人 串良 拾人 高山

一右倅者夫丸 千人

内六百人 鹿兒嶋

四百人 外城

但高三拾石より百石迄之衆御陸ニ
賦申候、
百石ニ付三人役ニ寄高ニ而其諸所
より可被相立候、

一鉄炮二千挺

外城人駄 式千人

内

六拾六人外拾三人 谷山

七拾式人外三人 御陸衆

指宿

式拾式人外一人 御陸衆

山川

式拾五人外二人 御陸衆

穎娃

四人

知覽

式拾人

川邊

四人

坊津

六拾四人外七名 御陸衆

加世田

拾六人外式人 御陸衆

阿多

拾五人外一人 御陸衆

田布施

四拾九人外五人 御陸衆

伊作

式拾六人外三人 御陸衆

伊集院

拾壹人

郡山

三拾人外壹人 御陸衆

市来

拾六人

串木野

拾壹人外一人 御陸衆

山田

六人

百次

式拾八人外一人 御陸衆

隈之城

四人

中郷

式人

高江

拾四人外二人 御陸衆

水引

式拾六人外二人 御陸衆

高尾野

式拾人外一人 御陸衆

川内

拾人外二人 御陸衆

阿久根

百七拾人外廿二人 出木

七人

山野

七拾九人

大口

拾壹人外一人 御陸衆

羽月

拾式人

鶴田

拾人

大村

三拾式人外三人 御陸衆

清敷

式拾四人外一人 御陸衆

吉田

六拾四人外十二人 御陸衆

蒲生

三拾六人外三人 御陸衆

帖佐

四人

山田

式拾六人外一人 御陸衆

福山

七人

敷根

百式拾五人外廿四人 御陸衆

國分

式拾式人外一人 御陸衆

清水

八人

曾於郡

三人

日當山

壹人

溝邊

四人

躍

拾五人外三人 御陸衆

横川

八人

本城

四人

曾木

五人

馬越

式人

湯之尾

十四人

栗野

拾人

吉松

三人

吉田

拾六人外二人 御陸衆

加久藤

式拾四人外六人 御陸衆

飯野

拾六人

須木

式拾壹人外二人 御陸衆

小林

拾七人外二人 御陸衆

高原

拾七人

野尻

式拾四人外二人 御陸衆

綾

拾三人

倉岡

三拾三人

穆佐

式百拾人外廿五人 乘馬二騎 高岡 式拾三人御陸衆 外三人 又乘馬一騎 高城

七人 山之口 五人 勝岡

式拾式人外三人 御陸衆 財部 五拾人外四人 御陸衆 末吉

四人 百引 拾壹人 恒吉

拾三人外壹人 御陸衆 松山 五拾九人外拾一人 御陸衆 志布志

式拾式人外貳人 御陸衆 大崎 拾八人外貳人 御陸衆 串良

七拾人外十人 御陸衆 高山 三人 始良

五人 大始良 式人 佐多

九人 小根占 拾九人 向之嶋

右者、高百斛ニ付人躰三人役之賦、但三人間ニ夫丸壹

人宛御倉入より出へし、若卒者可被召列衆へ、指出を

以被申出、飯米可相渡者也、右人衆賦様、出水・高尾

野・阿久根・山野・羽月・真幸吉田・加久藤・飯野・

須木・綾・倉岡・穆佐・高原・志布志者堺目之故、高

四拾石餘ニ付人躰壹人ツ、其外ハ高百斛ニ付人躰三

人宛、甌之嶋者賦之外也、

一夫丸六百六拾七人 御倉入より出

右人躰三人間ニ夫丸壹人ツ、可渡、

一合塩燗式千四百四拾五貫式百匁

斤ニシテ壹萬五千式百八拾斤八拾目

右之内

百式拾貫目 鉄炮八拾挺分、但五匁筒

壹挺ニ付五百放ツ、一放ニ付三匁

ツ、

六拾貫目 同式拾挺分、但拾匁筒

壹挺ニ付五百放ツ、一放ニ付六匁筒

五貫式百目 同式挺分、但三拾匁筒

壹丁ニ付式百放ツ、一放ニ付拾三

匁ツ、

拾貫目 同五挺分、但式拾匁筒

壹丁ニ付式百放ツ、一放ニ付壹匁

ツ、

千八百貫目 同式百挺分引薬、但大方五匁筒之賦、

一挺ニ付三百放ツ、一放ニ付三匁

ツ、

四百五拾貫目 同五百挺御陸衆持筒分ノ引薬、但五

匁筒之賦、耆挺ニ三百放ツ、
耆放
ニ付三匁ツ、

一具足四百領

内三百領ハ鉄炮・弓・鎗分

一鐵炮ノ玉八拾萬千四百

百領ハ昇さし分

實目ニシテ四千八拾貳貫め

一右持夫

六拾七人老人ニ付六領持、
但この内たるへし、

右之内四萬ツ、五匁筒八拾丁分

一火繩式萬六千七拾曲

鉄炮大小式千六百七挺分
但耆挺ニ付十曲ツ、

目ニシテ貳百貫目

一右持夫

百三拾老人老人ニ付貳百曲ツ、
但水手の内たるへし、

耆萬ツ、拾匁筒貳拾挺分

目ニシテ百貫目

一たての板百枚者

御倉人より
持夫五拾人老人ニ付貳放ツ、

四百ツ、三拾匁筒貳挺分

目ニシテ拾貳貫目

一矢臺式拾荷

右同
持夫貳拾人右同

千ツ、貳拾匁筒五挺分

目ニシテ貳拾貫め

一うちかき百者

右同
持夫貳拾人右同

六拾萬ツ、五匁筒貳千挺分

目ニシテ三千貫め

一鍬式百具

持夫三拾四人老人ニ付六具ツ、
此夫陣場ニ而ハ普請方ニ可相付候、

拾五萬ツ、五匁筒五百挺分

目ニシテ七百五十貫目

一よぎ三拾丁

御倉人より
持夫十人老人ニ付
四十ツ、
右同

合玉葉六千五百貳拾七貫貳百目

一右持夫

千三百六人但老人ニ付五貫目ツ、
但水手之内たるへし、

一鋸式拾者

御倉人より
以上送持夫四人

一御陣屋道具

右同
持夫拾貳人右同

陣場ニ而普請方ニ可相付候、

一同幕箱

右同
持夫壹人右同

一押卷三拾枚

右同
持夫八人右同

一長筵貳拾枚

右同
持夫五人右同

一琉球筵五拾枚

右同
持夫五人右同

覺

一高千斛

馬上貳騎 鉄炮壹挺

弓壹張 鑓貳本

右、千石ニ貳騎之積、賦如此御座候、
「公儀ニ被仰付候故、諸家中も右之積ニ而御座候由」

一高十萬斛

馬上百七拾騎 一鉄炮三百五拾挺

弓六拾張 鑓百五拾本

旗貳拾本

右、千石ニ貳騎賦ニテ、拾萬石ニテハ、右之人數賦ニテ
「積」

御座候、但千石之割ニハ勘定合不申様ニ御座候得共、
高頭増申候ニ付、段々ニ相替候分ケ御座候而、如此御座候、

一御高七拾三萬斛

馬上千貳百四拾壹騎 鉄炮貳千五百五拾五挺

弓四百三拾八張 鑓千九拾五本

旗百四拾六本

右、拾萬石之割ニ而ハ如此賦ニテ御座候、高頭相増申候ニ付而、段々相遣候分ケ之賦ニ而被仰付候へ者、今少騎馬相増可申候、

一御國之儀遠國ニ而御座候故、半役ニ被仰付候へハ、右賦之半分ニ而御座候、
「何方へ御出馬被遊候共」 「と相調可申候」

一御國ニ而馬上六百騎ハ、往古より無之騎馬數ニ而御座候故、向後も調兼可申候哉、四分一程之御考ニ而三百

五拾騎ニ御座候故、先何方ニ而も問ニ相候様ニ可有御座候哉、乍然御近國之衆へ御高賦之騎馬數ニテ可有之

与存申候、以上、
「御究被置」 「積御出シ被成候ても可有之候哉」

辰十月廿九日

新納又左衛門

113 一御國之儀者遠國故ニも御座候哉、朝鮮江茂奄萬人之御積ニ被仰渡候、乍然奄萬人召列候儀成不申、人数不足仕候様承及候、

右朱書御直シ又左衛門殿直筆有之候、

右奄通伊集院藏人殿江進上仕候、

享保三年戊戌六月六日 平田以休

右ノ如ク江戸ノ御賦ヲ準則トセラレテ、古來御家ノ御

賦トハ合ハヌ事トモ有ルメレド、亦御先規ノヲシ通

リ候事モ間ニハアルベシ、次第ニ溯リテ搜シ考フレバ、

沿革も亦粗觀ツベキノミ、

114 前卷、九年六月十一日の条書に、野村美作守鹿兒島へ

可被相移事と云へるによて、此に系傳を略抄ス、

山崎地頭美作守利綱子

良綱

美作守、永祿七年子七月七日生、慶長六年丑五

月十四日、依龍伯・惟新・忠恒三君之命、使伊

勢平左衛門・岩切雅楽・町田越中久運、可稽古御

家流兵術奉 高命、故猷載神文兵書一千四百餘冊、

無殘所致相傳、其後段々御隱密之御祈禱被仰付、

代々至子孫無中絶兵術可相傳之蒙命、嫡子太郎左

衛門尉充綱江傳之、高城郡之水引郷養老實境目押

之為而、寛永廿癸未七月十四日死於彼地、享年八

十、法名瑞巖淨慶居士、葬觀樹院、

充綱 太郎左エ門、兵術相傳、從出水移水引、

萬治三年子十月奉 光久公命移于鹿兒島、

章綱 四郎左エ門

115 「肝付主殿殿被伺候書付之抜書」

一御旗御馬印等之儀ハ、御家御吉例之通御用可被遊

候哉、當時江戸江御持せ候御旗、甲州流之御旗ニ而有

之候間、證據旗御預旗等ニ可被仰付候哉、御家之御

作法ハ、甲州様杯ニ者格別之儀ニ御座候得者、御軍

配方之儀、御家兵道之御格式ニ可被仰付儀与奉存候、

右之段々御伺 御意次第、委細之積等ハ得与相しら

へ、御帳相調可備 御覽候、先太底之積帳相渡申候、

以上、

十一月廿一日

116 御旗御馬印等之儀、御吉例之御旗御馬印御用可被遊候、

其外御家之兵道格式ニ可被仰付候、

此書付を以、段々達 貴聞候処、前条朱書之通被

仰出候、且又被聞召置候儀も有之候、覚書之通可

被得其意旨 御意候、

伺人

比志島隼人

九月六日

(本文書ハ二五号文書ノ行間ニアリ)

117 『伊地知越右エ門藏本』

兵書抜書

一七書ト申有、口傳目錄ニ見エ申分七百餘卷也、其内

ノ抜書 一城ヲ取事相傳亘 一陣ヲ取事相傳亘

一惣大将・日大将之亘 一役者之事 一軍敗ト申事

一吐氣十二段之事 一時大将ト申事 一矢合ノ矢ヲコシ

ラエ候事 一城ハ四城五城トテ有亘 一陳ハ八十四陳

ツ、メテ八陳也 一破陳ト申亘口傳ニアリ 惣陳 小

陳 東陳 南陳 西陳 北陳 所ノ名ヲ入候テ陳々ト

申ヘシ 一城ヲ切執テ請取渡亘 太平ノ時、和与ノ時、

切落チノ時ノ様口傳ニアリ 一九城ノ景氣ヲ見ル亘

一門立之事 一式櫓之亘、一間櫓・渡櫓之亘 一勢樓之

事

一コウツ楯之事 一楯ヲハグ事 一策楯之事

一カイダテノ事 一屏之下地ノ亘 一櫓之亘 一タレヲ

立ル事 一鎮定相傳之亘 一歟初之亘、印真言亘

一利劔書相傳之事 一小甲法相傳之事 一打立之萬仕合

之事 一鬼山相傳之事 一出陣ノ時・帰陳ノ時之事

一看ヲコシラエ候事 一軍神ノ御前・大将ノ御前着ノ組

様ノ亘、御酒ヲ御祭被成候亘、キコシメサレ候亘、酌

取候亘

一御具足メサレ候支 一持具足持セ候支 一打立ノ時御

座敷ニテ吉凶ヲ見テ違候支 一道ニテモ陳ニテモ吉凶

ヲ能々見候テ違ユル支 一人衆立軍勢ノ下知軍兵之仕

様事 一年月日時方ヲ能々見ル支 一具足ヲ御目ニ懸

候支 一弓征矢御目ニ懸候支 一御馬ヲ出陳ノ時御目

ニ懸候事 一御馬ヲ出陳ノ時メサレ候支

一敵城陳ナトヨリ馬ノ參候時ノ支 一敵ノ旗ヲ切取テ御

目ニ懸候支 一生取之敵ヲ御目ニ懸候支 一敵方ヨリ

矢合ノ矢ヲ仕候時其矢ヲサメ候事 一敵調伏之事

一沓相傳之支 一破敵ノ針相傳之支 一打取ノ具足持^(ツカ)□

具足御目ニ懸候支 一役者ノ頭ヲ御目ニ懸候事

一軍兵ノ頭ヲ御目ニ懸候事 一頭裝束之支 一頭實檢之

支 一頭ヲ敵ニ渡候支 一台木之支三千ワ可有支 一

小具足ト申支 一腹巻ト鎧ノワケノ支 一幕ノ支、大

幕・中幕・小幕ノ支 一幕ツクシ仕立候事 一幕ツク

シツク事 一幕ヲカツク支役人也、^{カツキ納ニ}口ツキアリ 一御旗

ノカツキノ支、御旗ノ緒付ヲサメ支 一城ヲ取テ弊ヲ

切行之支、堂シヤウゴン有 一要害祭之支 一城ヲセ

ムル支

一陳ヲ改ル支 一相シルシノ支 一袖シルシノ支 一カ

サシルシノ支、仕立候支 一具足ノ毛ヲ切ル時ノ法之

支 一具足ヲ威シ始ル時ノ支 一具足ヲ着初ル時ノ法

ノ事 一具足ノチリトリノ時ノ法之支 一矢ヲ仕立候

時ノ法之事 一弓ヲヨシラエ候時之法之支 一城陳ニ

穴ヲ堀ヒシヲ指候支、其レヲ違候支 一旗ヲ仕立候支、

堂莊嚴アリ 一幕ヲ仕立候支

一守ヲ仕立候支 一守ヲ懸ル支、左右ニ口傳アリ 一矢

合仕支、矢ヲ仕立候支 一箭入相傳之支 一吐氣ヲツ

クル^(相也)□傳事

一陰陽之口傳之支 一相生相尅之支 一有氣元氣之支

一征矢ハ廿五・廿・十六・十二也、九征天ハ色々習有ヘ

シ 一一張之弓口傳ニアリ 一神通ノ矢鏑矢ナリ 一

降魔之矢ノ支 一一箭ト申ス支 一陣ト申ス支、佛法

ノアタ王法ノ敵ヲ降伏スル諸ノ軍神守護神集リ来ルエ

チャウヲ云ナリ 一五行相通ヲ心得ヘシ 一一卷之書

相傳之支 一三略相傳之支 一六韬相傳之支

一母衣相傳之亘 一心地母衣相傳之亘 一武智相傳之亘

平氏純孝

同落星天上之亘 同四海領掌護摩相傳亘

右目錄之條々 光久公以尊意石坂井之介江令相傳分也、

一團相傳之亘 同□入相傳亘 一虎ノ巻・豹ノ巻・獅子

綱久公以尊意目錄此外秘密之傳授、今心底無殘所令相

卷、方違之大亘相傳亘 一甲ノ大亘・鎧ノ大亘相傳亘

傳之狀如件、

一上帶ノ大亘・刀ノ大事・太刀ノ大事・弓征矢又仕立候

時之大亘 一幕仕立候行相傳亘 一旗仕立候行アリ

寛文十二年壬子三月吉

雲野形部入道

玄龍

一兵道武道ト申亘、武方ト申亘 一一頸祭様相傳亘

一井川相傳之亘 一御館立相傳之亘定尺寸法ノ亘 亦打様之亘

有馬兵右エ門殿 参

一御即位灌頂ノ極位相傳亘

何モ能々相傳口傳有ヘシ、此百十三箇条ヲ心得候人コ

ソ惣軍敗ト申ヘシ、此内ヲ少々相傳候方ハ何ノ軍敗ト

可申哉、此旨ヲロカニ不可思秘々々、(盡カ)藤原□久

藤原経董

藤原忠朗

源氏義朗

藤原祐朗

藤原久朗

藤原莫綱

(表紙)

寬永軍徵 卷三

寬永軍徵卷之三

慶府

平季安纂輯

邪宗禁制の卷

天文十年七月至
享保三年二月

118

初^レ天^ノ教^ヲ之^ハ學^ム起^ル乎^ニ大^ニ西^ノ邏^マ馬^ノ國^ニ而^シ其^ノ入^ル皇^ノ倭^ニ則^シ始^ル
自^レ番^ノ船^ノ通^リ利^キ矣^ハ天^ノ文^ノ十^ノ年^ノ七^ノ月^ノ大^ニ西^ノ波^ノ羅^ノ多^ノ伽^ノ兒^ノ人^ノ
佛^ヲ來^シ釋^ス古^ク者^ト等^ト來^シ豐^ノ後^ノ神^ノ宮^ノ浦^ニ始^シ倡^ス天^ノ教^ヲ胎^ム之^レ鳥^ノ
銃^ヲ佛^ヲ來^シ釋^ス古^ク者^ト加^シ西^ノ蠟^ノ國^ノ人^ト世^ヲ為^シ王^ノ族^ト或^シ曰^ク那^ノ勿^ノ蠟^ノ國^ノ王^ノ之^レ族^也
神^性朗^悟論^辯出^倫周^流天^下隨^方行^化種^々奇^異不^レ可^シ

盡^シ述^ス西^ノ販^至歐^亞與^シ諸^ノ弟^子永^シ訣^ス滅^ス葬^ス金^ノ棺^内面^貌猶^生身^不朽^於今^尚在^云日^本寶^永七^年和^蘭入^貢使^者乃^語荒^井白^石曰^ク西^土佛^來釋^古者^始倡^天教^於東^南諸^州其^際今^在印^度地^香華^之盛^一百^七十^年於^茲事^見宗^覽異^言按^自寶^永七^年逆^數至^天文^九年^為百^七十^年據^此則^天文^十年^來豐^後者^當其^弟子^然和^蘭使^者所^言舉^其大^數亦^未可^知也^姑註^備考^爾

十二年八月、大洋杜瓦爾人、牟羅叔西亞・吉利下駄孟太
等來、大隅種子島、亦傳、銃砲、島主左近時堯、憚、其必
利、於攻戰、始學、之術、十三年、番舶又來、乃時堯使、
其、臣、神崎、金兵衛尉清定、遂得、其製、篠川小四郎、受、其
火藥、是歲、禰、寢、人、池端彌次郎重尚、清尚、與、蠻、人、一戰、於
港口、中、銃、死、之、豐、後、候、大、友、左、馬、頭、義、鑑、亦、會、治、工、首
廣、其、製、伊、豫、人、河、野、氏、益、究、其、精、後、稍、弘、世、繇、是、
番、舶、歲、來、西、國、私、通、互、市、因、兼、散、金、傳、天、主、教、
以、煽、惑、愚、民、西、陲、多、爭、附、者、我、
(島津貞久)
伯、囿、公、賢、明、英、斷、能、圖、未、然、深、惡、其、必、溺、民、毒、國、
乃、設、之、禁、然、豐、後、候、宗、麟、稱、左、衛、門、尉、等、招、無、邊、法
師、如、露、居、士、者、特、崇、奉、之、二、十、年、秋、蠻、舶、又、來、術、士
烏、魯、敢、等、說、天、主、教、遂、入、京、畿、創、寺、於、一、條、奠、天
帝、像、懸、自、鳴、鐘、以、惑、愚、民、日、大、阪、天、滿、橋、側、津、候、股、肱

高山右近友祥等首トシテ信ス其教ヲ、或云為シ元龜元年又來ニ肥

前ニ、求ム以互市置ニ、場於彼杵海口ニ兼演ニ其教法ヲ、此為シ

今長崎ニ於レ時地係ニ大村候純忠トシテ丹後守、又民部トシテ大輔、法名理山、蓋侯許レ

之、天正四年、蠻人奢修惠留及伊魯滿等、來ニ豊後ニ貽ニ

大煩於宗麟ニ、又義平都呂等、來教ニ其製ヲ、六年、宗麟遣シ

使往報ニ其聘ヲ、其販也、泊我種子島、故六月、貫明公遣シ眞運トシテ七

年織田右府長之滅津侯村重トシテ荒木攝也、先遣ニ蠻人トシテ因ニ高

山友祥ニ誘ニ降ニ之、津侯竟衰亡、信長賞シ蠻人功ヲ、起ニ天

主觀於安土ニ江近、以眞レ之、柳營秘鑑為シ邪說日熾、八年、我

貫明公將シ略ニ二肥ニ、與ニ上原長門守尚近等トシテ計議、遣友

野甲斐守元眞、如ニ長崎ニ、亦因ニ南蠻僧トシテ以假ニ之道ヲ、贈賄

頗厚、於是、蠻僧來ニ朝シ魔府ニ、拜シ之、

公乃賜シ館於府下、國分左京亮所居地ニ、見ニ上井日記トシテ友野申

籍、國分左京亮宅在ニ種子島左近將監隣ニ、而慶安中府下宅園、則シ十一年

在今琉球館內有ニ菴所ニ、據ニ此觀レ之、蠻人館亦知ニ當ニ其地也、

二月、

公寢疾、或人占テ之曰、邪說稍起、諸神必惡レ留ニ、蠻

公使シ白濱次郎左衛門重治トシテ命シ國相上井伊勢守覺兼等トシテ議シ驅レ之出シ、彊シ、八日、遂使シ人トシテ導送シ諸肥前有馬ニ、在ニ高來

八年七月十五日、大宰府奏シ、肥前國基肄郡人川邊豊稻、告同郡擬大領

春永語、豊穂云、與ニ新羅人珍實長トシテ共渡入ニ新羅國ニ、教造シ兵器器械之

術、還來將シ擊取シ對馬、藤津郡領葛津真津、高來郡擬大領大台主、彼杵

郡人永岡藤津等、是同謀者也、仍勸射手四十五人名簿進之、見ニ三代

實錄トシテ、據シ此、自古高來人而後薩藩世令閉レ之、十二年、豊

通外國久矣、可レ以知也、

侯宗麟遣シ其臣植田玄佐トシテ為シ使如シ暹馬國ニ、玄佐病死シ于暹

馬、三月、

公親帥シ師次シ于佐敷、遣シ公弟家久トシテ帥シ兵往救シ有馬候

鎮貴、二十四日、與ニ肥侯隆信トシテ師戰シ於島原、大克シ之、

斬シ隆信首ヲ、其所レ侵地、悉シ畀シ鎮貴、鎮貴懌シ、謁シ

公、拜シ恩、請シ盟、

公以シ其為シ天主教徒、差ニ與ニ之盟ヲ、十四年七月、高橋紹

運、為シ豊侯宗麟トシテ一戍シ岩屋城、不ニ實服シ、

公遣シ島津忠長等トシテ將シ兵攻シ之、先使シ莊嚴寺トシテ往說シ紹運

曰、豊侯天主教徒、我神佛所レ討、何為死守事ヲ、紹運

不レ聽、遂攻陷シ之、紹運自殺、十五年、豊臣關白西征、時

蠻種居ニ長崎ニ者、盛修シ天主教、士民奔波、主人大村純忠

見不禁之、而蠻種又無禮於關白、關白怒、問純忠

罪、没入長崎、捕蠻種及弟子二十餘人、磔殺之、遂

設嚴禁、命互市外舶、不得載術士、而置場如

故、十六年夏、關白使肥後清正殺佐佐成政於尼崎法恩

寺、陷三天教故也、降文祿中、以外征多事禁罔頗也、

其徒復起、終關白世、勢寢公然、慶長中、迨

神祖新定天下、夷蠻互市大啓、術士滋臻、十年、呂宋

國王、遣使來貢於薩、洋中船碎、

松齡公恤之、命繕治給之資糧、十一年正月、使發

回國、因復主書、許來互市、十二年、初

慈眼公以妹所生伊集院稟、為己女、許嫁唐津侯世子、唐

津侯廣高、摩守使其臣高畑仲兵衛或作新藏為世子來聘於薩、

既而

公等聞唐津侯特奉天教、乃差妻之、欲絕無、為

焉、國相伊勢貞成察

公等有悔、十一月、自求使於唐津、遂謝絕之

曰、寡君未初許嫁、疑使者誤爾、其還也、過天艸、

十日、高畑饗之茶室、詰以前事、貞成不屈服、高畑

乃拔刀斬之、貞成奪刀、反斬高畑、追躡爐側、大津

喜右衛門、續殺貞成、貞成臣瀬戸口主稅入殺大津、奉

屍發舟、高畑出濱、送主稅等曰、吾被深創、不任

自斷、使人刎首、請看反命、言未既、頭足異所、十四

年十二月、原城主有馬晴信燒蠻船、悉殺之、十五年秋、

新伊西把你亞商船漂來日本、船艙盡碎、大府命繕治、

給以資糧、而使還國、十六年春、薩商船如安南、

舊名漂至南蠻、檣幟悉破、九月、蠻人耶楊子上變曰、

西洋多至者、非特張其教、實包藏禍心、所圖必在

不測、

台廟大駭、嚴設厲禁、悉驅蠻種、屏諸海外、命南

禪寺僧崇傳、諭奉天教者、改歸佛教、不從者、處

以遠謫、實耶楊子于郭內、厚給終身、肥前原城主有

馬晴信即鎮貴及黒田如水統下等、竊修天主教、猶未、

事發覺、處治、十七年三月、奪晴信國放之甲、尋賜死、

遂命洵汰、士大夫陷邪說者、令有司檢天下寺院安

天主像者、悉毀之、又捕小笠原權之丞、榊原加兵衛、

原主水以下四民蠱惑、不回者、誅之、夏、新伊西把你亞

國遣使來聘、謝船恩、禮物有自鳴鐘一口、白石曰、我邦有此制、

自是始云、季安按、天文二十年、七月、南蠻四老贈我、自是始云、季安按、天文二十年、七月、南蠻四老贈我。

公書、歸薩商船、八月、復四老書、謝之、十八年十二

月、本多佐渡守正信・上野介正純等、奉

神祖旨、遣大久保相模守忠隣、如京師、使檢天主教

餘孽在畿甸者、十九年正月、忠隣至京師、館于藤堂

氏邸、遂議寺觀奉天主者焚毀之、逮捕其黨、三月、

撰高槻城主高山友祥及內藤飛彈守如安、謂小・加々山隼西氏

人等、以陷天主教、下京師獄、及逮係男女二百人、是月、

台德廟遣山口但馬守雅朝・間宮權左衛門伊治、如京師、

與三司板倉伊賀守勝重議、斷其罪、放友祥已下男女

百餘人于西洋諸夷、乃命長崎奉行長谷川左兵衛藤廣、領

其事、九月二十四日、藤廣遂使友祥等、開帆長崎、赴

呂宋、天川、明人著呂宋傳、則說此事云、有日本流寓、分其東地、而居者、嚴設關防、不令過界、其人被服帶仗、不變本俗、即今髮辮、至三千、又荒井白石註曰、所謂我流寓者、此方教門之徒、放諸海外也、凡西南諸番、有我人之後者、多其教門子孫云、則當此友祥

等後耳、配其餘于津輕、雖然流傳之久、舊染未新、伊

斯把你亞人等猶挾天學之徒、來通互市、愚民往々貪

利、惑法、其弊日甚、於是元和二年八月、復申戒令、

禁其通市、八日、閣老酒井忠世等致我

公書、禁漢又刺亞亦通市、於封內、曰、其船漂到必

送諸長崎、而如伴天連、一切沮之、八年八月、所司

板倉周防守重宗奉旨、令畿甸及諸國、禁匪伴天連、於

廬舍、寬永元年、伊斯把你亞遣使來請貢市、閣老移

告却之、十一年十月六日、復令諸國、大求蠻種、十

二年十月、復令諸國、盡殲之、遍徵盟載、於是、我

公命有司、偏督戶口、求邪宗者、新定戶籍、今札改

于是始云、十三年、那勿蟻國王摩魯食爪刺者、信、

棄國、誓度四方、乃長崎、遂就顯戮、典刑如

此、雖示嚴戒、而竟不行、其冒令陷戮者連綿不

絕、激成此亂、前後死者二十八萬人、於戲倭焉、能

圖未然、以設其禁、則肇自我

伯圉公、而豐關白、而

神祖及

台德廟、以來相繼、至今禁之、孟子所謂先聖後聖其揆

一、此之謂也、按夫

119 「徠翁鈔書」

伯園公脩(島津忠良) 日新君之道、莫ニ一不レ遵焉、君性賢明、學究ニ儒釋、深造ニ玄徳、見レ所レ詠歌、而恒戒曰、道在務レ本、苟忘レ本則非レ道也、嘗テ為テ歌云、

魔乃所為乎天計无於加美法華宗

一向宗耳數寄乃小坐敷

觀レ此、天計无蓋謂ニ天教ニ如、其然、則我藩之有ニ一向及天教禁者、實本ニ乎、日新君ニ明矣、世謂ニ如ニ天教ニ唯、

大府所レ禁不レ思也耳、故守ニ遺令ニ、特惡ニ此黨ニ、粗纂ニ其事ニ、以揭ニ卷端一爾、

右の古証如左、

一諸子褒異卷七、利瑪竇友論評、汪蒼舒曰、天主教夷学也、

今時方來ニ中國ニ、其技藝頗可觀、但鳩ニ聚徒類ニ、毀棄蒸

嘗ニ殊ニ為レ傷ニ壞ニ中國ニ之治ニ、士夫往々溺其子技、令テ彼得テ借テ為ニ聲援一、鼓ニ惑ニ後生ニ、頃聞、日本最惡此種、有至理

域者、以萬矢殺之云、先時有テ以ニ此術ニ往テ至ニ其國ニ、聚ル黨既多、即欲テ據ニ其國ニ也、然則中國又安可レ無ニ以處レ

之、中國釋道、而為ニ遊食ニ、尚復宜テ汰ス、況加ニ此等ニ、來擾ニ中國ニ、何可レ長也、杭州橫山、尤有ニ一種ニ無レ為レ教ニ、嘯ニ聚ニ黨類ニ、聞ニ其某布江南ニ、如レ臂指犬牙ニ、尤宜テ時雉レ之、願ニ來莅ニ此土ニ者、稍留レ心也、

右諸子褒異ハ汪蒼舒ト云モノ作也、明清ノ問ノ書ナ

リ、

利瑪竇ハ天主教ヲ中國ニテ弘メタルモノナリ、友論

ハ利瑪竇ノ作ノ文ナリ、百川学海鄧五秘笈ナトニ何

レモノセタリ、

右徠翁鈔書、

季安按、有至理域者ハ天草四郎カコトヲ云ヘルナラン、以萬矢殺之トハ、寬永十五年四郎等妖賊ヲ島原城ニ討滅タルコトニテ、欲據其國トハ肥前國原ノ城ニ楯籠タル故ニ殲タコトヲ云ヘルナラン、此テ考レハ、明清ノ天主教ヲ惡ムハ日本ノ惡ムニ倣テノコトト見タヘリ、

宗門禁制古証

120 一日新菩薩記云、廢レタル佛寺・堂社ヲ興シ、慈悲信心ヲ起スモ、御父御母ノ為トシテ子孫長久ノ善功ヲ積メ

リ、菩薩常ニ曰、人ノ有レ道也、如ニ木ノ有レ本、無レ本、
而レ末者未^レ之^レ有^レ一也、君子ハ務^レ本ト云ノ謂乎、因^レ之、
父母ニ背キ、神明佛陀ヲ謾シテ、本ヲ蔑^ニスル輩ニ於
テ、禁法ノ辛^カラカリシ事、左ニ見エタリ、

御詠 魔の所為か天けんおかミ法華宗

一向宗に數奇のこざしき

右ノ菩薩記ハ、慶長二年丁酉三月、日新寺八世泰圓守見ト云
僧ノ六十三歳ニシテ綴^{アリ}オキタル書也、季安考、其年ヨリ逆ニ
六十三年ヲ量^ルレハ、泰圓、天文四年ノ生レニテ、永祿十一年
ノ冬、日新公逝去シ玉ヘルトキハ年三十四歳ニ當レバ、實ニ
觀而知タルコトヲ記セシ實録也ト謂ヘシ、故此下章ニ載セタ
ル義弘公一向宗御禁制ノ一ケ条モ同キ慶長二年ノコト也、符
合セリ、併セ見ヘシ、

121 一友野甲斐入道申状云、肥後御弓箭にて通路難成時分、
長崎南蠻人ニ御使者として被差遣候御進物上原長門守
殿より上り申候、飢肥市と申御刀・御馬疋疋、其外種々
御進物あり、此中間耆人ハ伊集院より、式人ハ谷山よ

り、耆人之名ハ六右衛門と申人にて候、夫より爰元へ
南蠻人為御禮被參候、國分左京亮殿屋敷へ家作被申候
歎と覺申候、

本府古屋敷繪圖ニテ考レハ、國分左京宅地ハ、今ノ琉球館内
ノ水雲菴ノ在アル地ニ當レリ、南蠻人ノ假屋モ此アタリニ給
ケルニヤ、兎角異國ニ縁アル所ト云ヘシ、

122 一上井日記云、天正拾壹年癸未三月五日、如常出仕申候、

御指出無之候、白濱次郎左衛門殿を以被仰出候、當所
江南蠻僧假屋を被遣候而召置候、(島津實心)伯圀様已來彼宗御戒
め之儀候間、談合を以當所へ被召置候ハぬ様ニとの上
意也、各尤之由也、

〔全〕

一八日、此日南蠻僧當所へ假屋役所給候而居候、世間之
物沙汰悪候、殊更今度就御虫氣、ケ様之宗之者當所江
罷居候て、諸神御内證ニ不合由告なと候、先々有馬拝
之如く罷走候得と、一兩日懸引共被成被立候なり、季安
云、

其頃役所トハ今ノ諸土居屋敷
ノ事ヲ云ヘルト見ヘタリ、

〔全〕

一同十二年四月八日、於神代御談合衆、忠長・忠棟・光宗・新武州・川上參州・穎娃殿・比志嶋殿・山田新介殿・鎌田出雲守殿・拙者、右之衆也、此表御引之事當郡中南蛮宗にて、温泉山坊中無殘破滅候、然者御再興之御立願比度被成候、左様之儀、御神領過分ニ候ハテハ難成事候間、此等之御談合也、季安云、此破滅セシハ大友家ナラン、

〔上井日記〕

一同十二年十一月晦日、早朝出仕申云々、阿多掃部助殿ニ而申上候、南蛮犬、今度従有馬殿預候、餘々珍犬ニ而候間、進上申候由申上候、則上覽被成御祝着之由也、此晚南蛮犬殿ニ被召置候て可然候する哉御占させられ候へハ、不宜候条、先々御望ニ而候得共、拙者飼置申候而可然候由、蒙仰候也、

〔全〕

一同十三年閏八月五日早朝云々、從清武八城江被遣候使僧帰候、忠棟より書状給候、來ル十一日、三舟・隈庄江被差通、深々(敷脱カ)御働たるへく候、續き夜白、八日・

九日の間八城江越着候様ニ可馳續之由也、詰十日之用意之由承候也、

〔全〕

一十日早朝云々、跡衆待付、比奈古より巳刻計打立候、聽て八城へ参着候、一十五日、武庫様今宵者三舟江御座候する、御宿元等可見償之由候間、秘書御同心申、三舟へ籠候、先宗運居所見申候得共、彼子にて候紹員、此間隈本へ居候、彼等取入居候、我々着候てより彼衆追出、御宿たるべき由申定候、武庫様御役人衆江已上申付、御宿之構共させ候、武庫様夜入候て三舟へ入御被成候、忠棟など御供也、一十六日、各御宿へ祇候候て、御祝言共御申也、諸軍衆方々より参上也、此晚、隈庄質人指出、被請取候由聞得候也、田代よりも質人指出候なり、一十七日、小代殿御祝禮被参候、此間(白カ)忠棟隈庄へ越被成候、様躰ハ於鹿兒嶋隈庄御手に参候ハ、忠棟江御給候由承被成候、一向不知案内之處にて候間、追而御返事ハ申なされ候する通、被申上置候、然者見償有度由、吉田作州にて(島津忠長コト也)麟臺・拙者江承候、

即 武庫様へも申上也、就此儀口能多候也、 一廿九

日、御談合之子細多候間、拙者限庄へ罷越、忠棟へ打合、

細談申候由候間、罷越候云々、漸薄暮ニ各罷帰候也、

九月朔日云々、此晩、忠棟當所移被成候迎、使預候、

拙者も使進候也、 一十五日、出仕如常、此昼樽一荷食

籠着にて進上申候、拙者も御前ニ可参之由候間罷出候、

御賞翫共也、深水三河守など御前ニ有合、良久御閑談

共也、次ニ當所など皆々一向宗と聞得候、然共此前よ

り之事ニ候条、無届御成敗へいかゝに候、先々彼宗旨

を替可申之由稠被仰、其後も一向宗ニ候する者ハ、是

非以生害させ申候而可然之由、被仰出候也、

季安云ヘラ
ク、此前ヨ

リトハ、マダ薩摩領ニ屬カザル以前ヨリ一向宗ノ所故如此仰出サレ
ント見ヘタリ、左アルニ宗旨ヲ替ズ、却テ忠棟ヲ其門徒ニ引入タルモ
此頃、此八代ニテシ、
コトナルハ明ケン、

季安云、御當家ニ而一向宗御禁制古書ニ相見得候證據者、

日新公御戒歌之外ニ、是天正十三酉九月十五日、於八代

武庫様被仰出そ初発と哉可申、いつそや人の問にて此事を

二冊程札し書けるに、其時までハ如此明証不見當、且忠棟

の一向宗に引入られしも此頃よりの事なるへし、

123の1

勝目兵右衛門聞書云、豊後國の守護大友左金吾藤原義

鎮入道宗麟の傳に、南蠻の黒船流漂して府内に到着す、

異流曼と云和尚來り、其方便説法異于他、其上天竺宸

旦の珍物錦繡紋綺綾羅厚絹の類、数ノノ吳獸の皮毛

氈花氈等を持運て進せらるれハ、宗麟是に心を寫され、

從禪宗鬼里下宗と成給ふ、國中の輩大凡此宗に不成者

ハなし、普代の賢臣ハ是を苦痛して退けは、鬼里下に

時嬖者ハ驕り奢て國政を專とすれハ、國の誹謗の言不

断、大友第五代出羽守貞親の建立したまひし萬壽寺を

薨下て壞れ果、諸社寺堂も崩廢して、すさまじかりし

有様也、

一天正十五年丁亥、秀吉公西征より博多に駕を停められ

し頃、長崎之頭人共参上御目見を願へるに、御老中に

無礼をなしけれハ、如何成ものそと御詮議に及び、彼

者共數年長崎に南蛮船を入れ、切支丹の邪法を執行ひ、

神社・佛寺を破却し、我儘に取捌段被聞召上、甚以不

法之至とて、即刻右之頭人共被追立、伴天連等ハ早々

可令帰國旨、藤堂佐渡守を長崎ニ被差遣、左之通被仰

123の2

渡候也、

定

一日本ハ神國たる処に切支丹國より邪法を授け候儀、甚以不可然候事、

一其國郡之者を近付、門徒になし、神法佛閣(社)を為打破、

前代未聞ニ候、國郡在所知行等給人ニ被下候儀ハ、當時

之事ニ候、天下より之御法度相守、諸事可得其意候処、

下々として猥成義曲事ニ候事、

一伴天連其知恵之儀を以心さし檀那を持候半と被思召候

之処、如右日域之佛法を打破候事曲事ニ候条、伴天連

之儀日本之地ニ者被差置間敷候間、今日より廿日之間

に用意仕可歸國候、其内下々伴天連に不謂族申掛者あ

らば、可為曲事候事、

一黒船之儀商買え事ニ候間、格別之事年月を經、諸事實

買(可)□仕候事、

一自今以後佛法之妨を不成輩者、商人之儀ハ不申及、何

□ニ而茂切支(舟)□國より往來不苦候条可得其意候事、

123の3

天正十(五)□年

一翌十六戊子年、寺沢志摩守・藤堂佐渡守兩人被差越長

崎御□地ニ被仰付之旨、重而御條目を以被仰出、為御

代官鍋嶋飛驒守ニ長崎御預ヶ被置也、

123の4

定

一當所御料所ニ被仰付候上者、非分之義有之間敷候事、

一有様之御公物納所申上迄横役不可有之候事、

附地子者得上意可免之、

一當所之儀、此兩人ニ被仰付候間、為代官鍋嶋飛驒守ニ

預ヶ置候間、何れも可得其意候事、

一黒船之儀、前々のことくたるへきの間、地下人令馳走、

當所江可相付候事、

一自然下として不謂義申掛候者有之共、一切承引仕間敷

事、

右之旨相背輩於有之者、急度兩人方江可申越かたく可

申付者也、仍而如件、

天正十六年五月十八日 戸田民部少輔勝陣(勝陣)

浅野弾正少弼長吉(長政)

長崎江黒船先々のことく相着之可致商買、并當津地子之事被掛御免除畢、猶淺野弾正少弼・戸田民部少輔可申者也、

天正十六閏五月十五日 御朱印

長崎惣町

124 「竜伯公御筆(正本) 在伊地知助右衛門重英家」

覺写

- 一 當所衆中御奉公之事、
- 一 天見祈事、
- 一 他所へ罷うつられへき事、
- 一 御奉公ヲそばになし、私ヲかまうる事、付御年ころ衆之事、
- 一 舟作之事、
- 一 出物之事、
- 一 ふたしなミニ候事、

利安 久兵衛尉 勘解由 利兵衛尉

治部左衛門尉 弥右衛門尉

右の古書、伊地知氏藏本也、利安ハ山田越前入道理安ならん、久兵衛尉は平田宗親ならん、此兩人ハ國分の御家老也、勘解由ハ重元、利兵衛ハ重常、治部左衛門ハ重房、皆共伊地知にて、弥右衛門ハ税所氏ならん、何れも國分御附なれハ、日新(島津忠忠)公禁制し給へる御詠歌の摩(廣)の所為と天見おかみの事をハ、竜伯公も右御附の人々に御筆をもて禁令し給ふ時の御手扣こ(島津義久)ときの物なるへしと、季安愚按して、此に拜寫しおきぬ、

125 「松齡公仰出(外ケ条)略于此」

一一 向宗之事、先祖以來御禁制の儀ニ候之条、彼宗躰ニなり候者曲事たるへき事、

慶長二一 二月廿二日 義弘御判

(本文書ハ「日記雜録後編三」一八六号文書ノ一部ト同文ナリ)

右に先祖との給ひしも御祖父日新公を指給ふ坎、前の御詠歌と併せ考ふべし、松齡公此宗を禁せられしも、右やう二月廿二日とあるに、泰圓が此御歌などを集おへたるも、同し年の三月とあれ(は)考知らるゝなり、また其後も御沙汰にや、左

の如し、

126

覺

一(島津義久)竜伯様被召置たる法度已下用捨可入之事、付御内之作

法出仕以下、此跡に不易やうに可有分別事、

「此間四ヶ条もらず、但御内とハ時の御屋形、大龍寺屋形を本御

内といへば、其事ならん」

一於鹿兒嶋神水之事、付一向宗法度之事、

一信心之儀被捨間敷事、

「此にも三ヶ条畧す」

慶長四年夏

〔本文書ハ「旧記雜録後編三二七五号文書ノ抄ナリ」

127 『本田助允蔵本』

起請文之事

御在伏見にて

一奉對(島津義久)竜伯様(島津義久)惟新様(島津重弘)忠恒様(島津重豪)毛頭不存別心、無二

之御奉公可仕候、如何様之悪心之者為何はかり事を仕

候共、同心不申、則其旨可申上事、 「此間四ヶ条略す」

一御代々御きらひの儀候条、一向宗に曾以罷成間敷事、

一當時幸侃妻子背御下知、被構逆心候間、雖不申儀候、

曾以通用申間敷候、勿論此跡も不通仕候事、付若彼仁

へ入魂之者於有之へ、至其輩も聊申承間敷事、

右條々若於令違犯者、

慶長四 八月七日

衆中連判

〔本文書ハ「旧記雜録後編三二八四三号文書ノ抄ナリ」

128

起請

一今度一向宗就御糺明、互心底不存候、我々事ハ彼宗ニ

不罷成候、勿論向後別心有間敷候事、

一雖不新候、御奉公之一筋無別儀可申上事、

一不可致野心不忠事、付自然雖有讒者、能々御糺明ニ而

可被下事、

右條々若於偽申者、

慶長十一年丙午八月十一日

伊地知民部少輔重政判 湯田新右衛門重昌判

西田和泉守隆貞判 隈本八兵衛宗昌判

同五兵衛尉隆次判	木場城介宗隆判
鹿嶋七右衛門尉吉國判	村田源尉經秀判
同太郎兵衛國明判	同弥藤次經恭判
肥後仲右衛門尉盛長判	宇宿善右衛門尉久堅判
同助三郎盛貞判	柿原李助利泰判
白坂駿河入道喜安判	中原孫左衛門成雅判
寺師隼人佑宗英判	藤田早右衛門尉綱吉判
有村勝右衛門尉重辰判	柘山作右衛門尉忠綱判
本村吉次實周判	市来傳左衛門尉家逸判
嶋田新藏親豊判	今村佐渡守重泰判
川俣源四郎篤豊判	同助右衛門尉重續判
北原孫右衛門尉兼朝判	同孫左衛門尉重次判
同八郎右衛門尉兼歳判	松山孫兵衛為榮判
曾木將右衛門尉重清判	藪田狩野介頼常判
北原弥七左衛門兼清判	日高次郎左衛門尉正良判
白坂平丞篤倚判	岩切新兵衛辰辰判
種子嶋藤七兵衛時堯判	同軍右衛門尉信貞判
藪田七兵衛長末判	押川五郎兵衛近常判

有村與兵衛重昌判 長谷川玄蕃允為泰判
 上村肥前入道宗過判 市来貳介宗次判
 長里善兵衛隆定判 大田喜右衛門入道雲雪判
 柘山市兵衛尉忠真判 同藤吉久次判
 新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二五号文書トホボ同文ナリ)

右の衆多くハ大口・羽月などの衆也、尤伊地知民部少輔重政ハ、末卷に載せし左右衛門幼名にて、祖父備後守重康天正六年平泉地頭ニ被移しより、父民部少輔重堅ハ山野地頭ニ代官兼務被移置、慶長三年朝鮮番船之戦ニ討死し、其已後慶長十九年山野地頭被仰付、元和元年八月地頭所へ被召移迄ハ大口ニ罷居しゆへ、右一向宗御糺明之時なとハ、武藏入道に起請せしと見得たり、切支丹とハ格別なれとも、宗門の御禁制なれハ、爰に合せて載せおくなり、

129 一長崎江者文禄元年壬辰より始而寺沢志摩守を長崎御奉

行ニ被仰付、其後唐津城地拜領ニ而、長崎江者家老・物頭被差置、折々自身ニ茂差越仕置被申候付、天正以来京・堺・長崎之商人共御朱印を被下候て、商賣として

廣南・東京・六昆・東埔寨・太泥・臺灣・暹羅・呂宋・
阿媽港等に渡海御免有之候処、寛永十三年までにて日
本より吳國渡海ハ一切御制禁之旨仰渡されたり、夫故
文祿・慶長・元和之頃四拾餘年ハ渡海茂御朱印船ハ自
由にて、切支丹宗旨ハ御制禁なれとも、嚴重に届さり
しと見得たり、左に寫せしハ猶通融御免の時の事なり
けり、

130 『川上四郎兵衛家蔵』

尚以、右船賃之儀を平戸ニ而事済申へく候間、きや
く衆同心仕、平戸のことく罷上候様ニ本六右衛門殿
まで御状被下へく候、以上、

此中者致参上、御芳情之段忝令存候、仍平戸船かひたん
前より客衆船賃之入くミ未事済候、左様候得ハ、平戸ま
てハきやく衆同心仕、於平戸口事相済可申由、船頭被申
候へ共、客衆きまかせ申候て罷出ましく候由申候、様子
者かこしまの御暖衆相良新右衛門殿よりかの入組之儀者、
きやく衆理候様ニ治定可相済候通きやく衆申候、左候て

ハ、何共廻船者此度いかゞにて候間、とかく平戸までハ
客衆同心申候様ニ、此事船奉行本田六右衛門尉殿まで御
状可被下候、万事奉頼候、恐惶謹言、

呂宋船頭
めんてす (署名)

七月廿日

川上久右衛門尉様

川上四郎兵衛様

参人、御中

131 『山川浦人大迫某蔵』

明年正月、大唐川内江船を可指渡之旨 内府様江得御意
申付儀候、客衆以下あひすゝめ、可罷渡用意肝要候也、
八月廿七日
(島津義弘)
惟新御判

大迫新左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」三二八号文書ト同文ナリ)

132 『全』

このはたは唐國川内の屋形のはたなり、此はたを持候

而川内國へ参候へハ、無別儀馳走被成候、日本將軍御朱印之類也、

此御朱印は、大迫^(マヤ)吉兵衛カンボチャへ令渡海時分、嶋津兵庫守様より内府様へ言上被成御申受、吉兵衛^(マヤ)被下候御朱印也、御手跡者タイ長老トヤラ申候、出家之被遊ヨシ候、

133 『山川浦人大迫某藏』

134 『上同』

「旗白絹」

立二尺五寸許

将令

フチヲ縫タ
リ、クキノ
内ヲエンシ
ニテモ塗タ
ル欵、色サ
メテ不分
明、

東埔寨舟也

「壇紙一枚ニ」

自日本到

東埔寨舟也

右

慶長拾貳年丁未十月初六日

「朱文」



「二寸七八

分方」

「源家康

弘忠惣之六字ならん
とそ」

(印文「源家康弘忠惣」)

135 一慶長十六辛亥年、肥後八代に小西行長領の時より造立

し置く切支丹寺の住僧無鉢の難題を被言掛、寺を被追出候故、駿府に参上して、御糺明下されなは、為忠節切支丹宗等か主意を言上せんと訴訟せり、即相手の僧を駿府に召て御詮義有しに、果して相手非分の故追罰せられけれハ、件の僧別而難有とて、切支丹邪教の根元を言上せり、抑南蠻國王領内にて五ヶ國の物成を宛行置、年々商船と名つけ、金銀・珠寶・織物・器物等を日本に差渡させ、邪宗門を勧入へき被申付、年々伴天連入滿より大帳を作て、何之年ハ何千何百人勧入たる由書記注進し、其人数ニ應して褒美の品を昇られ、此術にて昔年より南海にある呂宋國・ノビスパンヤ國など南蠻人より珍器・財物等を贈り、初めハ僅計の地を借て寺を立、蜜々切支丹の法を勸入れ、終其國を奪取て守護人を差置、其地の産物を本國に為致運送由を言上せしとや、夫より畿内・西國諸所に隠れ居たる僧徒数多駿府ニ召され、猶又嚴敷御穿鑿を逐られしに、逐一其通明白なる事なりけれハ、天下一統切支丹御制度きひしく被仰出、五畿内の御改ハ板倉伊賀守、

137

以上
急度申入候、仍而きりしたんニ罷成候共御改易候、被抱置儀者不及申、領分居住不申様堅政道可被申旨被仰出候、被為扣候者、

136

西國には山崎長門守に被仰付、京・大坂・堺・奈良・伏見等にて改出され、五条河原にて斬罪せらる、正道に改宗せしものハ轉コトと名付て助命せらるとなり、一慶長十八年大久保石見守狂乱にて死す、寐間の下より石櫃出たり、其内に南蠻国の蜜通書狀・一味連判の誓書、其外切支丹年々弘たる趣の書狀数百通出て、悉く罪せらる、

慶長日記第一云、慶長十七年壬子三月十一日、此頃吉利支丹御法度きびしく被仰付、小笠原權之丞・榊原加兵衛・原主水御改易、右之宗門たるに依也、ころひ候ハ、御免可被成之由御意候へとも、承引不致候而如此也、

138 [慶長日記]

同第九云、慶長十八年癸丑十二月廿六日、將軍家より大久保相模守に被仰付、上方畿内・西國吉利支丹之宗門御法度に被成候間、相州罷上、委細相改穿鑿可仕由被仰付候、

原主水 小笠原權丞 榊原加兵衛 西郷宗三郎 梶十郎兵衛 同市之介 山下庄三郎 横地長五郎 由座傳三郎 吉田武兵衛 山田次左衛門 小野庄藏 水野二右衛門 須賀久兵衛
自然名字名形とも替候而罷越儀可在之候、其御心得尤候、恐惶謹言、

卯月十四日
本多上野介 正純判

成瀬隼人正 正成判
安藤帯刀 直次判

高橋右近大夫殿

一慶長十九甲寅年、山口駿河守を長崎に被差越、建居たる切支丹寺十一ヶ所、近国諸家に被仰付、佛像を破裂し、堂塔諸寺悉ク焼捨らるゝ也、

一元和三丁巳年、阿蘭陀船洋中にて唐船造ノ舟に伴天連等數ものゝ數人乗たるに行合ひ、其船を平戸に引来て、松浦壹岐守に訴へ、即長崎より長谷川権六を遣はし糺明ありしに、泉州境の常陣と云もの呂宋に商賈に行く船にて、日本に匿れし蠻人共宗門に多く勸入たれハ、軍船を可遣との事共伴天連に申越す蠻字の書状等あり、即船中の伴天連并右の常陣を長崎にて火焙、余ハ皆斬罪也、時き蘭人忠功を賞賜せられしとなり、

140 「天草覚書」

一古者切支丹宗門之者も轉候得者、一命御助ヶ被下候由、大坂杯ニもはてれんの寺有之、天草郡之内上津浦村江もはてれんの寺有之候由、然處に 家康公御代慶長十八年癸丑、日本國中之者共切支丹之輩急度御改被成、轉申者ハ御助被成候也、扱はてれん之分者不殘被召捕、

其頃唐船長崎へ參居候ニ付、此船ニ御乗せ被成、大國へ追放被仰付、右之船長崎之外江崎と申所ニ船掛り仕、

罷在候処、手あやまちにて候哉、態と仕候哉、船中ニ有之鉄炮之薬に火移り、船を焼沈メ、日本人・異國人共ニ不殘焼死し、此時日本之ばてれんハ不殘絶果しと也、
一右一揆之節、天草西目之分ハ、右記置候通り、慶長十八癸丑年に轉候而宗門を改候へとも、いまた内心ハ邪宗ニ而有之由、然共一揆には組せずして不構居申候、然處、此旨江戸へ相聞得、有馬落城より三年目、寛永十七庚辰年、久世大和守様其外御役人衆御下向有之、西目中御吟味被成、何も轉候ニ付、一命御助被下、真宗ニ相改、富岡ニ而鎮道寺彦町田ニ而安養寺且那ニ罷成候也、

141 「無名雜抄」

追而、唐船之儀者、何方へ着候とも船主次第商賈可仕之旨被仰出候、
一急度申入候、仍伴天連門徒之儀堅御停止之旨、先年

相國様被仰出之上者、弥被存其旨、下々百姓已下ニ至迄、

142 「秀忠公御朱印」

彼宗門無之様ニ可被入御念候、将又黒船・いきりす舟

一阿蘭陀商船到本邦渡海之節、縦遭風波之難雖令着岸、

之儀も右之宗躰候之間、至御領分ニ着岸候共、長崎・

日本國程孰地不可有相違也、

平戸へ被遣、於御領内賣買不仕様ニ尤候、此旨依

元和三年八月十六日

上意如此候、恐々謹言、

チンレイカホロワル

安藤對馬守

重信判

(元和二年) 八月八日

土井大炊助

利勝判

143

尚以、京・堺商人茂其地へ被下候間、相對次第商

賣致し候様尤ニ候、以上、

酒井備後守

忠利判

本多上野介

正純判

一急度申入候、阿蘭陀船於平戸前々之如くかひたん次第

ニ商賣致候様ニ可被成候、不及申候へ共、伴天連之法ひ

ろめざる様可被仰付候、恐惶謹言、

酒井雅楽頭

忠世判

八月廿三日 土井大炊頭

(利勝)

(重信)

(勝重)

(正純)

嶋津陸奥守殿

(裏書) 此御觸状、為後證成一軸者也、

元和三年三月十一日

家久御在判

松浦肥前守殿

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三八八号文書ト同文ナリ)

144 柳營秘鑑云、元和八年八月廿日、板倉周防守時代伴天連門徒御停止、尤隱置間數旨、京都其外諸國へ御觸有之(候カ)。

145 寛永七庚辛年、大坂より邪宗の乞食七十人送らる、此者共皆伴天連にて、年々御改を為不受、乞食と成候ゆへ、皆呂宋へ流罪ナリ、

146 「武家殿制録卷二十七」(二)

長崎奉行衆御條目

覺

- 一 吳國江奉書船之外舟遣候義、堅停止之事、
- 一 奉書船之外に日本人吳國江遣申間敷候、若忍ひ候而乘まいり候者於有之へ、其者ハ死罪、其船并舟主共に留置、言上可仕事、
- 一 吳國江渡り、住宅仕在之日本人來候へ、死罪に可申付候、但不及是非仕合在之而吳國江逗留いたし、五年より内に罷歸候者へ、遂穿鑿日本にとまり可申に付てハ御免、併吳國江又可立歸におひてハ死罪に可申付事、

一 伴天連宗旨在之所ニハ、從兩人可申遣事、
一 伴天連訴人ほうひの事、

上之訴人にハ銀百枚、それより下にハ其忠にしたか

ひ可被相計候事、

一 吳國船(申分脱カ)在之而、江戸江言上候間、番船之事、此以前大村方へ可申越事、

一 伴天連宗旨弘候南蛮人に、其外虛名(悪カ)之者在之時は、如

前々大村籠に可入置事、

一 伴天連之義、船中之改にて入置可申付事、

一 諸色所江買取申儀停止候事、

一 奉公人、於長崎吳國船之荷物唐人前より直ニ買ニ遣候

義、停止之事、

一 吳國船荷物之書立、江戸江注進候て、返事無之以前に

も、如前々商賣可申付事、

一 吳國船につみ來候白糸、直段を立候而、不残五ヶ所へ

割符可仕事、

一 糸之外諸色之儀、糸之直段極たる上、相對次第商賣可

仕事、付荷物之代銀、直段立候而之上ニ而、可為廿日

切事、

一 吳國船もとし候事、九月廿日切たるへき事、

但遅来候船ハ、着候てより五十日切たるへき事、

一 異國船より残の荷物預置候儀も、又預り候事も停止之事、

一 五ヶ所之商人長崎へ参着之儀、七月廿日切たるへし、

それより参候者には、割符をはつし可申事、

一 薩摩・平戸其外いづれの浦に着候舟も長崎の糸のふたんのことくたるべし、長崎之直段立候へぬ以前賣買停止之事、

右可被守此旨者也、仍執達如件、

寛永十年二月廿八日

伊賀

丹波

信濃

讃岐

(土井利勝)
大炊

曾我又左衛門殿

今村傳四郎殿

147 一 寛永十一年甲戌十月六日、伴天連隠置間敷旨委細御觸

有之、其時分迄へ南蛮人長崎町宿にて諸人も自由ニ會談いたし來候得共、海中ニ出嶋築立被差置事に成れり、

148 『山川浦人大迫某藏』

口上寛

一 今度きりしたん宗旨御改ニ付、郷田源七左衛門尉殿・

有馬主馬之允殿・伊集院少右衛門尉殿山川中御改被成

候砌、拙者事興國寺へ寺領仕罷居候処、右御三人彼方

へ被成御尋候ニ付、拙者きりしたん宗旨無之通書物ヲ

以細々申上候事、

一 我等事、先祖已來 (島津義弘) 惟新様御内之者ニ而御座候故、先

年 惟新様御在伏見被遊候時分、為御意旅庵老より被

仰聞候ハ此節大唐るすん之國へ船ヲ被差渡、真壺被召

寄度候ニ付、内府様へ得御意、御朱印申受被仰付儀

候条可罷渡由、本田六右衛門尉殿・伊勢平左衛門尉殿・
(某之) 『正親』 『貞成』

川上四郎兵衛殿御三人御使にて被仰出候ハ、今度為

上意致渡唐儀ニ候るすんと申國、皆鬼利死且宗旨之も
の共ニ而候間、此節はきり死且宗ニ罷成あいさつとい
たし、御用等も可相達由被仰聞候故、拙者申上候ハ、御
意とハ乍申、(存)數寄不申宗旨ニ而御座候へとも、何事も
御奉公之儀ニ御座候故、任上意、此節ハ鬼利死且宗ニ可
罷成由御受仕候処、追而曾木五兵衛殿・本田源右衛門
尉殿御使ニ而、具足・甲并手鍵沓本・刀大小、其外御
紋付之御羽織拜領仕、誠ニ難有仕合ニ而、川内京泊より
唐船被召立、阿久根より正月下旬ニ出帆仕、天竺之内
るすんと申國へ罷渡候事、

一 するすん屋形へ從是御進物、金屏風沓双并御馬沓疋、伊
作野月毛六才駒、鞍道具等皆金仕立ニ而御座候、則る
するすん屋形へ差上申候、別而御取持ニ而候、追付帰朝之
刻、為御礼物真壺九ツ・巻物式本ニ而御座候故、鹿兒
嶋御屋形へ伊地知可清老・藥師寺六左衛門尉入道〔彦右衛門重清入道〕を以
上納仕候、御老中様伊勢兵部少輔殿・嶋津市正殿御兩
人より御證文御受取被下、于今頂戴仕候、然処追付從

惟新様、本田源右衛門殿・中山三郎兵衛殿・川上久
右衛門尉殿・南郷覚右衛門尉殿を以被仰聞候ハ、今度
任御意、鬼利死且宗ニ罷成、致渡唐、御用物相達、別
而御祝着被遊候、則右宗旨相捨可申旨被仰付、不及口
能ニころひ申、則禪宗ニ罷成、當所徳雲庵先祖已来且那
之故、血脈證文中受候事、

一 其後 惟新様開聞宮へ御社參被遊候ニ付、我等事加治
木へ被召寄、曾木五兵衛殿御使にて被仰聞候者、此節
開聞宮へ御參詣被遊答候、就者前々渡唐之御被仰付候
鬼利死且之宗旨相捨申候哉、今度御光儀被遊儀ニ候条、
若右宗旨相殘候ハ、御宿被遊間敷由被仰出候、(付脱)少茂
無別儀相捨申候而、其節より則禪宗ニ罷成申候由、證
拠人相立切々申上候ニ付、山川江兩度御光儀被遊、拙者
所へ御宿被遊、三日御滞留にて御座候儀、山川衆日高
九兵衛殿・野間口彦左衛門尉殿・内田才右衛門尉殿・
成川之有馬右近太夫殿・當所權現之座主太夫紀左京大
夫殿、其外地下中之衆も皆々被存知候事、

一 今度鬼利死且宗旨ニ而無御座候證跡、細々書物を以申

上候、寛永十三年只三年な之時分、御伊勢様へ參宮仕候、
 證跡人江戶(六官カ)六ヶ反内之太郎作同行仕候、其外大坂ニ而
 も住吉天王寺へ日參仕候儀、日高九兵衛殿御詰被成御
 存知ニ而候、尤毎月御月待・御日待おこたらず仕候、
 又成川之清源庵并有馬右近殿、當所宝持院并慶地庵ヲ
 毎々頼上祈念物詣仕候儀、何連も所中衆細々被存知候、
 又山川両権現御再興之砌茂、拙者分別を以、當津出入
 之船ニ八九年中勅進仕、御建立之砌白銀六百目餘奉加
 仕候儀、座主太夫其外地下中衆野間口彦左衛門殿・日
 高九兵衛殿・内田才右衛門殿、所中之衆迄皆々被存知
 候、當所祈念所宝持院江江茂右同前之勅を以建立仕候、棟
 書可有御座と存候、右證據之衆日高九兵衛殿・野間口
 彦左衛門殿・神川治右衛門殿・杉原新介殿、其外地下中
 衆皆々被存知候事、又當所徳雲庵、先祖以来我等且那
 之故、先祖之石塔を立置、二季之彼岸并盆・正月儀も
 おこたらず相勤申候、其上徳雲庵御本尊御阿弥陀一鉢
 拙者作立、于今當寺へ御座候、右證跡人正龍寺御住持
 梅屋・徳雲庵住持宗文、其外日高九兵衛殿・野間口彦

左衛門殿・内田才右衛門殿、皆々所中之衆存ニ而候事、
 一山川両権現へ歌人七拾貳枚、吾等寄進仕候事、證據人
 當座主宝積坊左京大夫・日高九兵衛殿・内田才右衛門
 殿・野間口彦左衛門殿、何も細々御存知ニ而候事、尤
 右證據人衆銘々押札ニ而印形槌ニ被成置候事、
 一江戸へ大廻船之上乗被仰付、罷下候時分も、両権現所
 へ御神楽を上ケ出船仕候事、座主太夫・社家衆皆々御
 存知ニ而候、又成川之御諏訪大明神江毎年出家を頼存
 千度詣を仕、經ヲ讀ミ、七日參、其外精清之信心仕候事、
 清源庵并右近太夫細々被存知候、其外月待・日待、毎
 月出家衆・山伏ヲ頼、勤行仕候事、何も諸人御存知之
 前ニ而御座候、然處ニ去年六月より十二月迄鹿兒嶋興
 國寺へ寺領仕候中も、御伊勢様へ日參之祈精仕候儀、
 御寺之僧衆皆々御存知ニ而候、
 一其已前も天竺・川内・天川江渡唐之砌、南林寺江茂鐘老
 ツ寄進仕置、于今有之候、御證文所持仕居候、
 一又市郎様先年高麗へ御渡海之時分、御船頭役被仰付候
 砌茂、泊之大智院へ大般若經老部寄進仕置候、證文有

之候事、

一顯姓大野嶽江毎年參籠仕候事、當所慶地庵神川治右衛門殿同行仕、度々參詣仕候事、

右者此節鬼利死且宗旨御改ニ付、稠敷御僉議被成候付、口上書を以委細之段申上候、拙者事數寄不申宗旨ニ而候へ共、内府様へ被得御意被仰付候旨、任上意何事も御奉公之儀候故、御受仕候処ニ、帰朝以後則禪宗ニ罷成、證據人相立、銘々印形仕せ、其上拙者事於護摩所神文仕差上申候、乍此上御不案之儀被聞召上候ハ、拙者事ハ不及申、右證據人迄同罪ニ曲事可被仰付候、以上、

寛永十一年戊三月 日

大迫吉之丞判

御口事聞衆

御人衆中

右本書物者我等鹿兒嶋へ持參仕候処、日高九兵衛殿より御請取可被成由候ニ付、九兵衛殿同道仕、三原次郎左衛門尉殿御取次ニ而差上申候、證據人銘々印形被仕せ、本書物者書判仕差上申候、外證據人押札九ツ有、

銘々印形有之候事、

右條書、本書物之留ヲ書写申候、

巳八月五日

149 「舊傳集」

(島津義久)

一龍伯公御代、薩州山川に蛟嶋圓成坊と云山伏有、然に其比南蠻人多く來りて、山川より喜入之邊迄の濱邊の芦原無用之地、横壱町程長サ三里計を借地に被仰付候ハ、禮銀として式百貫目進上可仕由願ける、其時の式百貫めハ今の三千貫目より猶重りけれハ、皆人可然事と申合けるに、嶋津圖書殿、是は不意の幸にて不計之利也、不計之幸ある時ハ不計の禍あるといへり、幸事もなきには不如、此事不可然として止けり、然ハ日本國中に彼宗旨ひろかり、神変不思議多く、誠に難有宗旨なりと云觸らしけれハ、御當國にも御免可有坎と御評議有之、善悪を糺さん為め、龍伯公の依貴命、右の圓城坊他國に行て鬼利丹・伴天連なんといふ宗旨の弟子ニなり、金銀を多出して學びける程に、三ヶ年の間

に彼宗門之極意殘所なく傳請して帰國し、龍伯公の御前にて極意之傳請無殘所申上はへると云、術として忽座敷野原松山となし、地獄の有様、極楽の躰、或者壇上に生首を落し、又者虚せ。いより花を降らせ、音楽をなし、其様成事数多いたし、是ハ邪術にて、彼是の薬名などを取合、或ハ香を焼、或ハ灯明にて人をたふらかすの由申上、右宗門の書焼捨、本尊を踏くたきて捨られけり、夫より御領國中甚だ御制禁にて候由、夫より程經て天下よりも日本國中ニ彼宗御制禁被仰付ける、然処に鬼利支丹宗門帳ニ薩州之山伏圓成坊と云者は、切支丹の真如路と云達人なりと被仰下ける処、最早龍伯公も御逝去、其時の人也大形なく成たまひて、如何せんとの有之処、御近習に勤居ける八十餘老人、右の次第被申上ける、依之長崎へも右の趣被仰上、鬼利支丹の帳面ハ消けるとや、此圓成坊子、圓清坊といふて是も名高き山伏にて候由、其子孫に鮫嶋弥兵衛と云人も有之、子孫誰ニ而候哉、

季安長崎實録を按に、元龜元庚申年、南蠻船始て長崎に着

岸、遂商賈、向後可渡来津口ニ定度旨、大村理專ニ約束し、珍器宝物もて愚民を惑はし、地を借て切支丹寺を建立いたし、終に長崎多くハ其寺領になしける事に考ふれハ、右喜入あたりを借地せんと願へるも、同じ術計なるハ明らけし、然あるに圖書老許さりしハ、先見ありて術中に陥され給わす、實に利をもて利とせず、賢大夫と謂べし、天正十一年三月、南蠻僧を有馬の如く追回されし頃の事歟、

一又按云、長崎古川町に次兵衛と云ひ、邪宗門の中にも魔法を覺得たるものにやありけん、目前に居るといへとも忽見失ふ程の者にて、訴人ありけれハ、寛永十二年長崎を出奔せり、即近國に稠しく御詮議を遂られ、九州諸所に関所を居へ、往來切手なきものハ一人も通ず間敷旨被仰越、江戸よりも御改、左の通段々仰わたされしと見へたり、此則本藩札改め始めとなれり、但我藩其頃の仰渡^(ニカ)□は、とうます次兵衛尉と見ゆ、召捕られし事、同十四年□詳也、

150 「御役元基抄」

一南蛮宗之儀者、元來御禁止之事候得共、寛永以來殊稠敷被仰渡候、然共御家老衆之内より分而其方ニ被掛置

候儀者、所見無御座候、寛永十二年乙亥九月、家久公

江戸より御家老嶋津彈正久慶江被成下候御書之内、南

蛮宗之儀弥以御法度之旨稱被仰出候ニ付、来ル十一月

朔日より諸國一時ニ可被相改之由、各談合を以其旨ニ

相究候、委者下野守・兵部少輔より可申越候条、可被

得其心候、我等留守之儀候条、其方諸事念を入可被申

付候、聊以不可有油断候ニ云々、

151 「柳營秘鑑」

一寛永十二年乙亥十月、吉利死丹宗門無之旨、起請文案文

を以被仰出、是則嶋原一揆之二年前也、吉利死丹の字如此候
処切支丹と書改候

常憲院殿御諱字
を憚而改之

右之頃、諸外域に仰わたされし改様の次第、左の通なり、

152

尚以被入御念被仰聞候段、過分至極不殘奉存候、

尊札忝致拜見候、仍伴天連門徒之儀重而就被仰出、十一

月朔日より極月中旬迄、日本國同時ニ御改可被成旨、各

被仰合之由最ニ存候、如仰拙者知行所御隣國之事ニ候間、

如何様ニも任御意ニ可申付候、右之通内々被仰遣旨得其

意奉存候、何様令伺候、可得貴意候、恐惶謹言、

「寛永十二年」
九月廿六日

(島津家久)
松隅州様貴報

(本文書ハ、「旧記雜録後編五」八六一号文書ト同文ナリ)

有馬玄蕃頭
豊氏判

153

以上

急度令啓候、然者先日黒葛原治部右衛方を以被仰越候南

蛮宗改之儀、日本國被仰合候而之儀ニ候条、大形ニ御座候

而者、いつれの國之改やう大かたニ候なと、御沙汰ニ可

成候、右ニ細々如申候、十一月朔日より極月中旬比迄、

日本國同前ニ被改、其内ニ他國之者入来候ハ、何之國之

者と能々被糺付、其國ニ而居所之名・其者之名を被記付、

其國々之家老衆迄、其元より早々以書状、ケ様ニ申者御

存知之儀ニ候哉与被相理尤候、左様之儀緩ニ無御座様ニ談

合可為肝要之由御意候、最前如仰遣候、此前も稱被改候

得者、船ニ取乗、方々旅舟之様ニ候て、爰かしこニ繋居

候つる由候間、今度御改中、何れの津浦へも旅舟相繫候
ハ、其所より早々出合、陸へ呼上候て、其舟不出候而
能々被問付、如右之國所之名を被記付、其所く江可被
相理儀、不可有御油断候、就中飢之嶋など相離たる所ニ
て、其上如形廣き嶋にて候間、連々かくれ居候共、不知
儀も可有之(候カ)、不断旅舟着合候所之由候間、能々入念候
様にと、本田伊賀守殿へ可被仰渡候、はや被罷移候哉、
其後とかく相聞得不申候、彼嶋之儀、一向宗殊之外居候
由取沙汰候、定先年御改ニ御沙汰可有之候へ共、伊賀守
殿へ被仰、弥其沙汰候様ニ御座候而肝要ニ候、出水之内諸
所舟之着候所、屋久・良良部(永)・七嶋なども念をいさせら
れへく候、種子嶋之儀者他宗を被禁候儀ニ候間、別紙有(候カ)
間敷候哉、雖不申及候、惣別御家中方々之津浦へ目付衆
をも可被付置候哉、不可有御油断候、恐惶謹言、

「寛永十二年」
九月廿七日

伊勢兵部少輔
貞昌判

下野守

久元判

三原左衛門佑様(重應)

154

已上

鎌田出雲守様(政統)
山田民部少輔様(有光)
川上左近将監様(久國)
弾正大弼様(島津久慶)
人々御中
(本文書へ一旧記雜録後編五八六四号文書トホゴ同文ナリ)

急度申入候、然者今度大村領山中ニ伴天連隠居候ニ付而、
山さかし候處ニ遁出候、彼伴天連其表御領分へ於參者捕
可申旨、在々所々可被申付候、恐々謹言、

「寛永十二」
十月十二日

仙石大和守
久隆判

榊原飛驒守
職直判

(島津家)
松平大隅守殿
家老中

(本文書へ一旧記雜録後編五八七二号文書ト同文ナリ)

155

覚

一件天連とし三十八
一小者老人とし三十
とうます次兵衛
甚吉

已上

右之通之人数ニ而隠居候間、為念書付進之候、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」八七三号文書ト同文ナリ)

猶々今度改ニ付、所々江書物案文札之手本則進之候、

將又前方高札之趣之ことく、きりしたん宗旨之者申

出候ハ、褒美可被下候間、可懸心之旨可被申渡候、

以上、

追而申出候書物之案書四通并ふたの本五とをりうつ

しをかれ候ハ、此本ハ状と同前次第可被相廻候、

従長崎半天連相走候ニ付、稠可相改之旨被仰下候、當

國者惣別手札を取往還可仕様申付候、諸所之人衆、男

女當歳子より百歳迄不残木札を糺、鹿兒嶋江所々衆(達カ)

人、庄屋相添持参候而焼印判を押、自由可相逢候、判

錢者出ましく候、札不取者ハ、十一月朔日より從鹿兒

嶋檢者を廻、見合ニ可被擲取候間、堅可被申付候、

一旅人行脚帳一札、但札出ましく候、此条題目之改ニ付、

堅所々留置、可有披露候、

一地下人衆中在郷、當年子より百歳迄札可差上候、

一地下人之外人之披(被)官・浮世人帳一札、但札可差上候、

一居付之旅人、但書物之上進以札可差上候、

一居付之乞食帳一札、但札可差上候、

一せいらい村可為別帳候、其内ニ旅人居候ハ、旅人帳一

札可差上候、

右無油断、早々此方へ可有首(尾)非候、恐々謹言、

(寛永十二年)
十月十七日

(重傳)
三原左衛門佐

(政統)
鎌田出雲守

(有米)
山田民部少輔在判

(久國)
川上左近將監在判

(島津久慶)
彈正大弼在判

都城

御家老中

暖衆書物之事

我々暖中人改被仰付候、一人茂隠不申候、後日跡さらへ

の御衆被記出候ハ、至我々いかやうにも曲事之旨可被

仰付候、為其如此候、以上、

十月何日

噯衆名判

あて所

地頭

(本文書へ「旧記雜録後編五」八七五号文書トホボ同文ナリ)

157 覺

一旅人を相改、別帳ニ可被付記候、左候而旅人へハ生國

并當時之居所・年比・宗躰細々書物をさせ、帳ニ相添、

此方江可被差上事、

一新唐人・居付之唐人、別帳ニ相付可被差出事、付此節

に唐人他國へ差被出間敷事、

一衆中男女・おやこ五人与を定、与中旅人不罷居由、書

物させられ可被差出事、

一町・在郷、右同前事、

一所中之者何茂不残手札を被下、手札不持者ハ相改可被

出候、札者従高城可出事、

一旅人へ者札不出被召置次第、無紛者江ハ札可被下事、

一來月朔日より、日本國中一同ニ貴理師且宗改可有之事、

付きりしたん宗自他國可走来之間、尋究留置候而、此

方江可被為申事、

以上

寛永十二年十月廿一日

(本文書へ「旧記雜録後編五」八七六号文書トホボ同文ナリ)

158 「正本在中郷云」

尚々今度改ニ付、所々書物案文札之手本則遣之候、

将又前かた高札之趣之ことく、きりしたん宗旨之

者申出候ハ、褒美可被下候間、可心懸旨可被申

渡候、以上、

従長崎半天連相走候ニ付、稠可相改之旨被仰下候、當

國者手札(総別脱カ)ヲ取往還可仕様ニ申付候間、諸所之人數、男

女共に當年子より百歳迄不残木札を作り、鹿兒嶋江所

之衆一人、庄屋相添持参候而、焼印判を押、自由可相

達候、判錢者出間敷候、札不取者ハ十一月朔日より従

鹿兒嶋檢者を廻、見合ニ可被擲捕候間、堅可被申付候、

一旅人行脚帳一冊

但札出ましく候、此條題目之改ニ候間、堅ク所へ留置

可有披露候、

一地下人衆中在郷、當年子より百歳迄札可差上候、

一地下人之外人之被官・浮世人帳老札、但札可差上候、

一居付之旅人、但書物之上を以札可差上候、

一居付之乞食帳一札、但札可差上候、

一せいらい村可為別帳候、其内ニ旅人居候ハ、せいら

い村之内旅人帳一札可差上候、

右無油断、早々此方へ可有首尾候、恐々謹言、

『寛永十二年』
十月十七日

鎌田出雲守

三原左衛門佐

山田民部少輔印

川上左近將監印

彈正太弼印

中郷 高江 水引 高城

暖衆中

右通諸外域に被仰渡置、十一月朔日より検者被差廻候

節之御條書、左之通、

159

覺

一士衆之女房・子并下女誓紙入間敷候、人数改帳ニ者堅

固ニ可被付記事、

一男子者拾歳より拾五歳迄者誓紙ニゆひかたを仕、拾六

歳より上ハ血判たるへく候、拾歳より已下者判入間敷

候事、

一他所の衆中何所へ居住仕候ハ、本所之地頭暖衆より

きりしたん宗ニ而無之由、以曳付手札可被出事、地頭

暖衆之引付於不出者、其所之任人ニ可罷成、きりした

ん宗ニ而無之もの、書物を取置手札可被出事、

一他所へ居候人之披官(被)きりしたん宗ニ而無之候を、主人

の成付ニ而何かしの披官と札ニ書付、手札可被出候、

證文於有之者、向後者其所之任人ニ罷成、主人之手を

可離由、書物取置手札可被出事、

一浮世人者、其時ニ相付、うき世人と札ニ書付、手札可被

出事、

160

一町ニ居候うき世人者、部當より書物を取、町之うき世人者、札ニ書付可被出事、

一唐人奉行新納加賀守殿・顯娃長左衛門殿ニ而候間、唐人帳右兩人へ可有首尾事、

一改衆へ、其所中者、送夫馬・野菜・草・薪、其所より可出候、高百斛より下々改衆へ者、賄夫老人ツ、其所より可被給事、

一改衆無狼藉様ニ可被相嗜候、細々宿賃入ましき事、右條々聊違変有間敷者也、

寛永十二年霜月一日

(三原重勝)

左衛門佐印判

(山田有榮)

民部少輔

(鎌田政統)

出雲守

(島津久慶)

弾正大弼印判

(本文書へ「旧記雑録後編五」八七七号文書トホボ同文ナリ)

覺

一御倉入之納方并衆中出物、作人之二分出銀、諸士持合之百姓・入作人等、納方如御法度早々津下し仕候而、

皆済候様ニ、今度所々ニ而稠可被申付事、

一前々より如御法度、不依自他國之者走者抱置輩於有之者、糺付、鹿兒嶋へ可得其旨候、若不圖走もの於入来者、早速可申出事、付於何方も旅人ニ宿をへかし候へ、五人与可申届事、

一札不懸牛馬隠置由候、在々所々ニ而念を入可有穿鑿事、
寛永十二年十一月朔日

(鎌田政統)

出雲守

(三原重勝)

左衛門佐印判

(山田有榮)

民部少輔

(島津久慶)

弾正大弼印判

161

庄屋書物之事

我等相觸申名中、男女不殘相改、何連も手札を取差上申候、旅人・うきよ人・地下人之外、人之被官・窄人・乞食等迄一人も不隱置付出申候、日本國中諸神諸佛も御照覽、少茂偽不申上候、若此上從鹿兒嶋跡さらへの御衆被糺出候へ、至我等いかやうにも曲事可被仰付候、為其

如斯候、以上、

十月何日

庄屋名判

暖衆ノ名

162

本来他國之者當國へ居付、妻子有之者之書物

我等事、何年以前より當國へ参居住仕候、本来何之國之

何与申所之者ニ而御座候間、御國衆次ニ手札可被下候、

以上、

如右書物をさせられ、札を取、此方江可被越候、

十月何日

居付旅人名判

暖衆ノ名

163

起證文前書

一きりしたん宗旨、當國別而数年御法度之前ニ候、又今

度從 天下稠御法度被仰出候、我等与中ニきりしたん

宗其外男女老人茂隠居不申事、

一勿論我等并妻子・下人至迄、きりしたん宗ニ而無御座

候事、

一以来茂右之宗旨承付候ハ、則披露可申上事、

右条々、少茂偽於申上者、つねの誓紙、

若心中ニきりしたん宗旨を守りかへし候而、於偽申上

ていうすせずきりしたさんたまりやあんしよへやと

の御罰を蒙り、長くいんへるのにおち可申候、こん

せいしやしゆくめんと少茂偽不申上候、仍南蛮宗の起

證文如件、

寛永十二年十一月朔日

五人与在判

其所暖衆

164

當國数年居付之旅人起證文

一我等儀、生國とこの者ニ而候、當國江参、とこへ何年所

住仕候、妻子家内老人も不残付出申候事、

一何宗ニ而、何之旨の寺を取申候、妻子家内之者ニ至迄老

人もきりしたん宗のもの隠置不申候事、

一以来茂右之宗旨承付候ハ、則披露可申上事、

右條々、少茂於偽申上者、

つねの誓紙、

若心中ニきりしたん宗旨を守隠候而於偽申上者、

南蛮誓紙、

寛永十二年十一月朔日

居付旅人在判

其所曖衆

165 先年ころひ候きりしたん起證文

一我等儀、何之國之何与申人よりきりしたんの教をうけ、

宗旨ニ罷成候、御法度稱被仰出候間、何年ころひ、本

尊ニ血判仕、本尊をふみ、宗旨をかへ申候事、

一今度從天下弥以稱被仰出候間、書物を以申上候、前廉

申上候様きりしたんハ魔法之教ニ而御座候、宗旨をか

へ候而、心底に半天連のゆるし何ほとの後悔候とも、

此書物を取もとし不申候而者、きりしたんニ立帰申儀

不罷成教ニ而候、たとへいかやうなる儀候とも、最後

迄きりしたん宗に立帰申ましく候事、

一我等妻子・家内、其外きりしたん宗旨のもの老人茂隠

置不申候、以来右之宗旨のもの有之候通承付候者、不

證跡候とも則披露可申上事、

右之旨、少茂於偽申上者、

南蛮誓紙、

右之宗旨をかへ申うへハ、偽少茂不申上候、仍日本誓

紙如右、

寛永十二年十一月朔日

ころひしき理師且

在判

其所改衆

166 起證文前書

一きりしたん宗旨之儀、當國別而数年御法度之前ニ候、

又今度從 天下いよ／＼稱御法度ニ被 仰出候間、我

等觸申、在郷中相改、きりしたん宗老人茂無之由、五

人与りも誓紙ニ通取置候事、

一何在郷中男女老人茂不隠相改帳ニ付申候、勿論我等

妻子・家内ニ至迄、きりしたん宗老人も隠置不申候事、

一以来茂何在郷中、又餘所江茂きりしたん宗有之由承付

候ハ、則披露可申上事、

右之旨雖為一事、於偽申上者、

つね誓紙、

寛永十二年十一月朔日

其所暖衆

167 一きりしたん宗之儀、當國數代別而御法度之前ニ候、又

今度從 天下稠御法度ニ被仰出候間、何之在所きりし

たんの改堅^(固)ニ申付候事、

一何之在郷不殘五人与之日本起證文、又長崎如御法度南

蛮之起證文書上申候、勿論庄屋へ茂其在郷耆人茂隱居

不申由、誓紙申付候事、

一以来茂何之在郷中、又餘之所茂きりしたん宗有之由承

付候ハ、則披露可申上事、

右雖為一事存曲折、於偽申上者、

寛永十二年十一月朔日

暖衆在判

きりしたん持候道具

一本尊之數々、

一男のはた物ニかゝりたるも有之、

一女人觀音の面形之様ニ白き茶碗物ニ而作りたるも有之、

一女人の犬の子をいたきたるも有、

一女人の月をふみて立たる所の繪も有、

一伴天連人より被切所もあり、

一同人より頭・くひなどはさまるゝ所も有、

一手をしはられたる所もあり、

一女人のたはこのきせるの様成物を持たるもあり、

一女人の子をうみたる所もあり、

一十如此ほねニ而茂木ニても作りて持也、

一はた物の臺の木ニて引たる珠數も有之、

一毫部金のこたく金ニて本尊を守にもきんちやくなにも入置也、

一人のほね、

一ほねを以寶藏印籠などにも作る也、

一右の緒しめ押はさみに、しつほうにていかけたるも有、

一同、蒔繪などしたるもあり、



如此きぬにてひくくわりて、ほね灰なと入置も有、

一 ほねにて珠数を引て持也、たつまかすとりニ茂する也、

一人のは、

一同、みろほふしの様成物を守ニかくるなり、

一 焼灰の炭、

一 血の付たる衣裳のきれ、小石なども持也、

一 はた物臺の木切を持也、

一 弓つるなどのよまをむすひ合て、さきに鉄のうきを付て持也、かきの不付も有、

一 しゆる繩を二筋三すちそろへて、ふし余多むすひて持也、

一 さすまたの様ニちうしやくにて作り、木の柄をすけ、

長さ一尺五寸程の物を持なり、

一 南蛮宗の書も有、日本字ニ而きりしたんの事書たる書

茂有之、

一本尊之入物之二重そこ、ふたなとして入置もあり、

一 衣裳の中に入置也、

169 覺

一 八月廿八日江戸於御城被 仰出候貴理師且宗御法度之儀、

權現様・相國様御代より稠御法度ニ而候、雖然

于今國々へきりしたん宗隠居候由被及 聞召候間、弥

以諸國右宗改之儀可入念由被 仰出候事、

一 於江戸諸大名衆御談合ニ而、霜月朔日より十二月中旬

比迄諸國一同可有改之通相定之故、當國茂右日限ニ改

申付候事、

一 従長崎伴天連走候間、旅人改可入念候事、

一 當國男女當歳より百歳迄、老人茂不残帳ニ付留被改、貴

理師且宗ニ而無之於礎成者、手札可被出候事、

一 五人与ニかゝり状ヲ申付、可被取置候、勿論喫衆肝煎

よりもかゝり状可被取事、

一 旅人其外不審成ものには、手札不渡候而、次第ニ可被

遂穿撃事、

一 数年居付候旅人ニハ書物をさせ、其上入念沙汰候而、

無口能候ハ、手札可被渡事、

一 先年ころひの貴理師且諸所へ可有之候間、其内ニ不審

成ものをまつとらへ、強問ニ而同類を申出候者、歴々

凡下之者ニ至迄、其ものゝ家に走、籠家之内入物之底・

床の下、又屋敷中之すゞはしゞまで、細ニ可被

改事、付右訴人ニ者金銀を可被下事、

一 寺社之衆僧手札不取候者、御分國中往還難成候条、手

札可被出事、

一 盲目・行脚・道心者・せいらい村志ゆく等迄、入念可

被改候、不紛ものにおゐては、手札可被遣事、

一手札面々ニ被相渡候而、以後其所之若き衆ニ被申付、札

不持ものハ不依誰人可被擲捕候、併楚忽ニ狼藉成儀無

之様ニ可有分別事、付焼印判之手札取不申内者、先其所

之地頭改衆前より紙札ニ印判を被押出、後日焼印判ニ

可被取替事、

一 納方々米出物之下々、其外不依公私用所之ものハ、

喫衆・改衆より以書物可致通融様ニ可被申渡事、

一 改之儀者人数之差出可取、其帳面に引合、無紛通被糺

付可有沙汰事、

一 其所ニ而貴理師且宗はてれん・いるまん・同宿小僧并

宗を廣め候者・いまた宗旨を替さるもの於有之者、地

頭・喫衆其在郷之庄屋五人^(分脱之)与ニ至迄、遂穿鑿、依科之輕

重可有其沙汰事、

一 貴理師且、唐人にまされ候間、居付之唐人入念可被改

候、唐人帳早々可被差出候、唐人之名者、たとへハ二

官三官を書計ニてハ紛候間、然与不知候間、其氏ほん

の名を可書出事、

右條々、天下之御法度ニ而候間、能々相守可被改候、

若他國へ訴人共御座候而、當國之内何方へきりしたん

居候由申出、天下之以御檢者さかし被出候ハ、國家

之一大事不過之候間、留心肝明鏡ニ可有沙汰者也、

寛永十二年十二月朔日

(三原重勝)
左衛門 佐判

(山田有榮)
民部 少輔

(鎌田政統)
出雲 守

(島津久慶)
弾正 大弼

右御改ニ付、加久藤ニ而所中江出入往来之番所相立候賦、如左、

170 「古本在加久藤假屋」

亥十一月一日
水流道番

一番 谷口八兵衛殿・赤崎甚兵衛殿

二番 丸尾千兵衛殿 三番 井上八左衛門尉
園田甚五左衛門尉 丸尾彦三郎

四番 奥嶋右衛門尉 五番 松下甚五郎
益山正吉 里岡新介

六番 東郷作左衛門尉 七番 津曲主膳正
柚木左吉 林田傳吉

八番 園田安右衛門尉 九番 園田弥介
廣次源之丞 渡邊作兵衛殿

十番 松本主殿助 十一番 奥嶋右衛門尉
内田小左衛門尉 田邊新介

十二番 柚木市之介
宮路兵衛左衛門尉

右番之事、一夜一日無緩次渡有へく候、

一所より罷出候行脚、他所へ被出間敷候、勿論他所之行

脚被入間敷候事、

一手札持候もの罷通候へ、惣別日記ニ可被付置候事、

以上

右用紙二枚横折卷冊なり、

一右の仰渡に應し相改め指出たると見得候古帳、左之通見當れり、

171 「古本在高山地頭假屋」

高山衆中

人数改ニ付五人与指出帳

○迫水善左衛門尉
福永甚左衛門尉

富山勝右衛門尉

寺師彦四郎

養存坊

引合助

一四拾九歳 生天崎 ○迫水善左衛門尉○○

一四拾歳 生庄内 ○女房○○

一男二歳 改後生子、無札 子良松

一九拾九歳 生河 右母○○

〔季安頭注〕
〔此〕行ハ十三年子改ニ消シタルナラン、上ノ行ニ書キ入レンモ同シ例也、余ハ此ニナラヘ」

一九歳 生高山 久五郎
男子菊千代

一廿四歳 生天崎 下人大吉 ○

一拾式歳 生高山 下女乙

一七歳 生高山 右下人男か [虫ツキ]

合男女七人

一三拾五歲 生高山

○秀善坊
○養存坊

一廿九歲 右同

○女房

一拾貳歲 右同

○仲存坊
○男子太郎丸

一五歲 右同

○女子松千代

一三十五歲 右同

○下人勝介

一四拾五歲 生高洲

○右洞龍之丞

合男女六人

一三拾歲 生柏原

○寺師彦四郎
○曾兵衛

一廿七歲 知覽

○女房

一男二歲 改之後生子、無札

○子次郎

一三歲 高山西方

○男子松千代

一六拾三歲 右同

○右親主馬丞

一六拾壹才 柏原

○女房

一三拾四歲 高山西方

○下人吉次郎

〔張帟

彼者、寛永十二年十二月新留村平野門ニ賣渡申候〕

合男女六人

一六拾三歲 生國日向

○福永甚左衛門尉

一五拾九歲 生帖佐

○女房

一三拾四歲 生大崎

○同弥兵衛尉

一廿五歲 生高山

○女房

一三歲 生同

○男子米坊

一女二歲 御改之後生子、無札

○同千鶴

一廿六歲 生大崎

○弟種左衛門尉

合男女六人

一廿四歲 串良ノ内 生小原

○喜太郎 富山勝右衛門尉

一廿三歲 右同

○女房

一五拾七歲 下大才ノ新城

○右親内藏右衛門尉

一五拾壹歲 向之崎

○女房

一廿貳歲 串良ノ内小原

○男子主膳正

一三拾貳歲 高山ノ内野さき

○下人与次郎

合男女六人

合男女三拾壹人

内男廿人

女拾壹人

今度從長崎伴天連相走候ニ付、可改稱數被仰付候、就

其ニ我々屋敷中各参合改申候、屋敷中ニ召置候者共之家々入念ヲ相改申候得共、きりしたん宗一人も無之候、其外旅人も走者も隠置不申候、右之旨以来於相違者、至我々与中可承候、為後證如此候、

寛永拾弍年拾一月二日 迫水善左衛門尉(花押)

養存坊(花押)

寺師彦四郎(花押)

富山勝右衛門(印)

福永甚左(備門)

寛永十三年ノ指出ニ引合濟、

右通の古帳数十冊ありて、高山衆中皆此改かたにて、奥書ハ何れも同案なれば、右の尚々がきに書物案文遣之と見得しも是なるべし、只今の札改てふハ、此時より始れる明證なり、右の帳内間々張紙などあり、

是ハ、寅ノ六月死申候、札柏原善左衛門尉殿・福山刑部左

衛門殿へ渡上申候、

右の類□り、両士も皆高山と見ゆ、全躰只今の内改帳にくらべて、其易簡なる事想い□るへし□、

172 以上

十月廿七日次飛脚之貴札、今二日午之刻ニ参着、致拜見候、きりしたん御改之内、從御領内往来之奉公人・町人之儀者、貴殿様御印判御持せ可被成之由奉得其意候、將又百姓之儀者、其むよりく之衆以手形可被成御通之由候ハ、別紙ニ六人之御名字御書付之通、此方堺目之者共ニ、具ニ可申付候、從爰許茂先日様子以継飛札得貴意候、定而相届可申と奉存候、恐惶謹言、

(寛永十二年) 林田圖書助 重正判 十一月二日

堀斎助

能(綱之)判

西監物

純政判

(久慶) 鳴津彈正様 貴報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」八七八号文書ト同文ナリ)

173 覺

一江戸より大窪備前守を以きりしたん改之儀、弥稠可申

付旨被 仰下候間、各可被承届候、諸所之改緩有之由、

174

以上

其聞得候、天下之御法度一大事之儀候処、若大形候ハ、地頭改衆曲事深重之段可有御沙汰事、付ころひ候きりしたんハ、南蛮やう之起請之判之内ニ十文字をかゝせ、可為血判事、

一 貴理師旦改付、焼印判之札不持者ハ留置、此方へ可申

来候、焼印判之札持候ものハ、無異儀分國中可相通候、

其所々境々ニ番屋を作、往還之人を可被相糺事、

一下々者共落権をひろい、其外野山ニ而一日くの渡せ

をいとなミ候処ニ、其所より相留由候、縦山奉行より

為御狩被留候共、此節ハ先雖為御立狩倉木之実ひろい

しやうに可被申付事、

寛永十二年十一月五日

(鎌田政統) 出雲守

(三原重勝) 左衛門佐印

(山田有榮) 民部少輔

(島津久慶) 彈正大弼印

都之城

加久藤川北村之内長谷村江唐人兩人罷登候由、長谷之

百姓与市左衛門尉先月十九日之朝申来候、則彼唐人從

鹿兒嶋参候由被申候間、如鹿兒嶋可被送届由、彼与一

左衛門尉へ堅申付候處ニ、今迄召置候由与市左衛門尉

子松永善兵衛尉、今月三日酉之刻時分ニ被申来候、自

其此中不被申出通致沙汰、御改御奉行衆へ去六日ニ披

露仕候、今度唐人兩人与一左衛門尉子之松永善兵衛尉

召烈^(列)参上被申候間、口柄可被聞召達候、於様子者彼松

永善兵衛尉へ可被仰聞せ候、已上、

亥

同

西田和泉守(花押)

十一月九日

谷口次郎左衛門尉(花押)

175 「全」

以上

急度令申候、

一きりしたん宗門改ニ付、諸所帳来ル十二日限ニ鹿兒嶋

へ可被差上候、請帳罷成候ハ、一掃目録迄成共先

可被指出候、於延引者稱可有其沙汰候、

一當年出銀之儀、御國風損共候而、諸侍及迷惑由

聞召上、御遣銀御借銀大分ニ而、弥江戸御事闕候へ共、

先以式匁八分ニ可被仰付旨被仰下候間、各銘心肝、雖

難調候、急ニ出物皆済可被申候、此段与頭より銘々ニ被

申渡候へ共、猶以如此候、恐々謹言、

十二月六日

(三原重勝)
三左衛門佐 (印)

(鎌田政統)
鎌出雲守

(島津久慶)
弾正大弼 (印)

加久藤

「接メモリ欠」

176 「全」

栗下名之内五人与

□太郎兵衛尉殿持、

榎田亀その 對馬介

右同持、樋口門ノ
前田内蔵助被官 早介

右同持、にしノ

右同持、牟礼ノ

内小野寺被官 助次郎

五代少左衛門尉被官 弥兵衛

右与之内、對馬之介所へもこもく一人、但病者かく

し置候ヲ、十二月九日跡さらい衆被見出候、昨日谷口

次郎左衛門尉前より各々様へ被申出候、跡さらい衆書

立別紙ニ有之候、

亥 十二月十一日

亥十二月九日くり下名之内榎田村

跡檢衆

宮竹隼人佑 内田右馬之介 萩原甚介

田中十左衛門尉 中村権右衛門尉 二之宮平兵衛

関田加右衛門尉 谷口弥兵衛尉

177 「全」

中福良名之内五人与

玄蕃頭様御持、松本ノ 右同持、馬場田之

右阿多内膳正殿被官對馬之介 右西田隼人佑被官 次郎四郎

右同持、同所ノ 右同持、下屋敷

右伊勢美濃守殿被官千左衛門尉 右横内八兵衛尉被官与左衛門尉

右同持、松元ノ

右白鳥山被官 大藏之丞

此一与之内、松本ノ對馬介所へ孫七と申もの、但病も

の与よりハ不申出、改衆八人被見立被申出候、改衆八

人之書物別紙ニ有之、

亥 十二月十一日

178 「全」

中福良名之内五人与

相模守殿御持、

長谷ノ

与一左衛門尉

西田七左衛門尉被官与左衛門尉

右同持、

駒崎ノ

右同持、

長谷ノ

筑後介

右同持、

下ノ菌

平藏

右同持、

同所ノ

白鳥山被官 源藤

右与之内、筑後介所へ十歳之男子一人隠置候ヲ、此与

中より十二月三日ニ申出候、残而三人内六十歳女一人

但め・十四歳女一人者但病・六歳之男子一人、此三人与一

左衛門尉名子之者ニ而候をかくし置候、改衆八人かく

し候由申出候事、

亥

十二月十一日

西田和泉守

(花押)

谷口次郎左衛門尉 (花押)

後醍院喜兵衛尉殿

野村監介殿

179 「全」

亥ノ十一月廿六日より十二月三日迄

改衆

小川猪之介

川口安房介

田中久兵衛尉

塩川助四郎

楠田平助

境田権之丞

松岡長右衛門尉

山口藤四郎

右之衆ニ而衆中・町・在郷不残日ニ被相廻候内ニ、中

福良名之内松本之對馬介所へ居候孫七、手札不取候て

罷居候を被見合、十一月廿七日ニ我々江被申出候間、則

各々様へ申上候、孫七事ハ病者にて候、覚悟申候ハ對

馬介當分玄蕃頭様御知行ニ入作仕罷居候、彼對馬介ハ

阿多内膳正殿被官之者ニ而候、以上、

亥

十二月十一日

西田和泉守

(花押)

谷口次郎左衛門尉(重政)(花押)

後醍院喜兵衛尉殿

野村監介殿

一各御曖中、諸村之田畠之高相究、御蔵入不依給地可被

書出候、恐々謹言、

亥十二月廿三日

(鎌田政統)
鎌出雲守 (印)

(三原重綱)
三左衛門佐 (印)

(島津久慶)
弾正弼 (印)

180 「全」

急度申候、

加久藤曖衆

「ツキメ欠」

一長崎より相走候とうます次兵衛尉申半天連、于今不搦

得由候間、御分國中弥念入、其所中稠可被相糺候、就

其當國之者ハ焼印判を面々ニ可持候、他國より入来者

ハ本國家老衆之判形を可持候、不持者ハ當國へ曾不入、

其所より即時ニ可追帰候、又旅人者其國之家老衆之判

形并御國之者ハ焼印判不持者糺付於申出者、其人江衆

美可被仰付候間、曖中不残此由堅可被仰付候、

一諸在郷へ旅人為商買行廻儀、自今已後可為法度候、と

うます次兵衛尉旅人之商買人ニ紛、何方江茂隠れ居候者、

一大事之儀ニ候、各々可有其心得候、若濫ニ出入候由脇

よりも申出候者、地頭・曖衆・五人与之可為越度候、

181

加久藤衆中町在郷人数改目録

寛永十二年ノ改之高

一男女式千三百廿六人者

右通、同十六年卯三月四日加久藤曖目録に出たり、

182 「蒲生土有馬氏蔵」

一 貴理師旦宗改衆日記細々見届候事、
 一 木上殿へ居候半右衛門道具改、能々可被入念事、
 一 彼者不審ニ存候間、能々覚悟候て、可然候改にて此沙汰可仕候事、

一 此外ニも必御条書可被入念候事、

一 木上殿へも、右之者心中、能々内證にて可被聞由可被仰渡候、

十二月廿九日

市八左衛門尉（花押）

源五左衛門殿

彦兵衛尉殿

右の條令に浮世人帳の事見得しへ、季安が先祖伊地知左右エ門重政か家來なりし帆北・後藤といへるものなど、其頃の地頭所羽月浮世人帳に載りて改められし事、左の通見當れり、是亦一證なり、

183 「加久藤預郷士伊地知宗之助家藏」

其後御無音押移候、湛々心外之至候、我等事も去年より

作子ニ罷成候て、方々取紛躰ニ候、就其弟子丸播磨守殿へ御用共候而、一兩度参候へ共、急候之故、其元迄不参由候、於心底者少茂無疎意存候、次者帆北・後藤事當分此元へ堪忍仕候、前々札改之刻、「寛永十二年ナルヘシ」浮世人帳ニ相付候銀子被掛候儀、皆同無替儀候、當年者老人ニ付十匁之由候、相調候事難成躰御存之前候、後藤も仕様無之由申候ニ付、我等書物共仕、憂世人帳面相除候、書物之様子者、伊左右老譜代之内衆にて候、其身氣任ニ在之ニ付、内之者ニ而有間敷通、前々被仰候而此元へ罷居候、年来之儀候間、以来者可為御内者事ニ候条、御侘をも可申上候、我等格護仕候うき世人にて有間敷由申候故、浮世人帳ニ不入候、弥右衛門尉殿よりも内證状共有之由、所へも申置候、御為悪儀ニても無之候間可被聞召置候、追而参上申、巨細之段御物語可申候、将又左右老御事、定而近月中可為御下國与存候、其時分罷越可申候間、各可得御意候、乍憚もいづれもの衆へ御心得可被下候、可罷越よし重々雖申候□ニ罷成候、夏中ニハかならずく可参候、其刻者ゆるくと可罷

居候条、御退屈有へく候、恐惶謹言、

大迫権右衛門尉

尚信判

卯月十六日

伊地知治右老

伊地知弥右老

人々御中

右の治右衛門重時へ重政付衆中にて、今の宗之助カ先祖也、
弥右衛門重延へ重政弟なり、大迫尚信ハ羽月士なり、寛永十
年より十三年迄重政羽月に地頭し、十三年三月加久藤に地頭
替にて、治右衛門等も相附き移たれど、尚重政知行高四百三
十七石の内三百石を加久藤に給ひ、百三拾七石は羽月に持留
ありしと見へれへ、左やうの事共頼おける人によ、右躰大迫
氏が書簡、今以て附郷士右の宗之助段へ簡職し居れり、偕
御領内の人數ハ如此人別手札もて勘定せられし事共、古来
先公御善政の遺風といへり、物徂徠が政談、あるハ中井氏か近
年著へせし草茅危言などにも、皆此人數勘定の出入を他州ハ
出家共に任せ置れしハ、甚宜からざる事を、言立ざるハなし、
しかも只空論なるに、我藩ハ既に寛永十二年丁亥の冬より始

めて此良法を建られしハ、時の賢相誠にそれ本づく處ありと
謂べし、是によりて檀那寺の坊主共、他藩よりハ威權を逞す
る事あたはずとなん、且その切支丹を日本にてはやく禁制せ
られしハ、我 (島津重久) 伯固公より初れり、是他なし、 (島津忠良) 日新公御幼
年より桂庵傳來の程朱学を習受られ、儒佛神の三教ともよ
く會得し給へる故なり、此等の脈統は、季安別に漢字紀
源と名つけて数十篇書述置たれば、此に略しぬ、

184

日本後紀、延曆十六年丁丑八月丙辰、太政官符應徴
寄住親王及王臣庄浪人調庸上、右浮宕之徒集於諸
庄、假勢令免調庸、郡國資縱曾無權徴、黎元積習
常有規避、宜令國宰相司、勘計見口、毎年附浮浪
帳、全徴調庸、其庄長等聽國檢校、若有庄長拒捍
及脱漏一口者、禁身言上、科違勅罪、國郡阿容亦
與同罪者、以前被大納言從三位神王宣稱奉勅如件、宣早
下知、
右やうむかしもミへれハ、浮世人帳てふハ浮浪帳の遺俗に似
たり、よて此にのす、

猶々、右之首尾必可被為申候、以上、
急度申候、

一諸所江居候浮世人百姓江可被相付由、先年被仰出候、如其為致首尾所も御座候、有無首尾之所も在之由候、弥百姓江可相付候、先年者浮世人ニ而可通もの者かねを相かさめ、浮世人ニ而可罷居之由被仰渡候へ共、かね者被指置、浮世人ハ百姓江可相付由、堅可被仰付候、
一左候而首尾仕候由、以書物可被申上候、於緩者可及沙汰候、

一歴々普代之内之者ニ而候ハ、如其可有落着候、右仰出以後人之内之者ニ成候儀、又者めかけもの儀者、御法度之前ニ而候間、左様成もの者百姓江可被相付候、
一浮世人先年被相記候間、其帳面ニ合可有沙汰候、百姓江付耕作難成ものは、浦々加子ニ可被召成候、恐々謹言、
十月廿四日

(山田有米)
山民部少輔印

(北野久加)
北佐渡守 印

(川上久國)
川因幡守 印

大野將右衛門殿

御宿所

承應二年十月より同三年三月改濟、但諸嶋者此外也、

薩隅日人数改一紙目錄

右内書之内ニ

男女百三拾六人浮世人

内男八拾老人

女四拾七人

生男五人

生女三人

外ハ略ス、

187
□□口主ニ宮伊豫文書

一寛永十二年乙亥二月、御分國中牛馬御改被成候而、札を被下候、無札馬者御物ニ被召上候、前々御改被成候一向宗本尊出候士衆ハ、知行・屋敷被召上候而、寺領ニ而候、下々ハ財宝迄被召上候、身上ニ口能無御座候、財宝ハ神社之修理ニ付、
季安按、御領内ノ人別に手札を下されしは是年の十一月なり、然あれハ牛馬

を給ひしハ右の通一月と見へけれハ、人別手札、

右通牛馬ニ札を被下候事、亥二月被仰置、同年十一月

朔日より諸國一統とうます次兵衛等切支丹共御改ニ付、

直ニ御領内へ人別手札被下候而被改事被相始候、牛馬

改より工夫為出来儀被考合せ事ニ御座候、諸仕向頓与

同様之由、牛馬勘定為勤人より聞之置也、

188 (補) 〔生土有馬氏藏〕

一書申候、仍伊勢・熊野・愛宕・多賀・鞍馬・高野、

其外出家・山伏・醫者・他國人諸勸進之者、縦前々よ

り雖為宿坊知人、從鹿兒嶋之引付不持候者、鬼利死丹

ニ相紛、御分國中可致徘徊候間、勸進ニも不入、宿をも

借間敷候、若引付不持もの其所へ參候者留置候て、鹿

兒嶋へ可申越候、少も緩於有之者、地頭・噯衆へ曲事

之段可及其沙汰候、恐々謹言、

卯月十九日

(三原重晴) 三左衛門佐 (印)

(鎌田政統) 鎌出雲守 (印)

(川上久國) 川左近將監 (印)

蒲生

〔キレ欠〕

189 『種子島氏藏』

一書令啓候、然者其地

人ノ母堂也、きりしたん宗之由ニ而、於鹿兒嶋度々稠敷

御沙汰共候ニ付、本々者其宗旨ニ而候つれ共、御國へ被

為參候而より者、宗を為被易之由段々被為申候、最前

從長崎御參候時ハ、彼宗之道具共御坐候つるを以、御

檢使御焼すて、夫より以来浄土宗之守なとらせられ

候由ニ而、弥書物共深重ニ被成候へ共、御國江彼宗誇候

儀者、畢竟永春御前近候而被召仕候者共、彼宗躰にて

候故、見及聞及不苦事欵と存候而、分もなく成立候条、

所詮其地江被遣候得者、人之通融茂有之間敷、其上種子

嶋一統之儀、從往古男女共ニ法華宗ニ而、曾而不混他宗

候間、彼是其地江遣置候ハ、不可及御機遣候由御坐

候而之儀候間、於其島宗旨之廣く成候儀者中々有之間

(島津久慶) 彈正大麩

數候得共、若從長崎傳商船通融共可有之儀、茂候ハ人間、

商船參候ハん時、慥成人を被付置、自然不審成子細共

候ハん刻者、其船被留置候而鹿兒島へ可有御注進候、

御手前より為御見舞使共可被進人ハ、兼て被定置、猥

ニ出入無之様ニ可被仰付候、為其如此候、恐惶謹言、

『寛永十三年丙子』
二月十一日

伊勢兵部少輔 貞昌判

川上左近將監 久国判

『島津』
下野守

久元判

『全』
彈正大弼

久慶判

種子嶋左近大夫殿

190 『兒玉氏藏』

覚

國分移ニ付始末之事、

『光久公』

薩州來年下向可為候哉、又來年者成間數候哉、いかゞ
之事、付於下向者兵部少輔供^可□□^{事カ}為^力□□

『家久公』我等隱居之事、付居所之事、

又八郎上洛之事、

來年於上洛者又八郎・玄蕃頭同心之事、

東之丸縁与之事、

安藝守之事、

又八郎かちき役人之事、

立野之事、

芦谷権左衛門兄之事、

大追物之事、

萬部之事、

來年於上洛者老中供之事、

已上

『寛永十三年丙子』
二月廿一日

(本文書へ「旧記雜錄後編五」九〇六号文書トホゴ同文ナリ)

191 『種子島氏記録』

一寛永十三年三月八日、永春様種子嶋江着有之候、警固

『野殿也』

猿渡嘉左衛門殿・湯地嘉兵衛殿上下人数廿人被差下候、
一同年三月廿五日、川上又左衛門殿下嶋、永俊様崇敬之
本尊を踏せられ候、

192 『種子島氏藏本』

一書令啓入候、然者喜入撰津守殿・基太村越中守殿御
内儀去年離別被成、田代江堪忍被成候、其段江戸江聞召
上、畢竟前々きりしたん宗ニ而有之候故、如此候間、
『永春尼』
立野同様種子嶋へ渡置可申由被 仰下候間、撰州内儀・
長女『於菊』
同息女・越州内儀江、今度中江主水入道相付差渡申候、
『有馬式部女、母行長女ニ、忠政養女ニシテ嫁ス』
人之出入無之様堅被成御格護尤ニ候、巨細者主水入道
可被申候間、不能詳候、恐惶謹言、

『寛永十三年丙子』
卯月十八日

三原左衛門佐

重庸

鎌田出雲守

政統

川上左近将監

久國

『島津』
弾正大弼

久慶

種子嶋左近太夫殿
人々御中

193 『種子島氏記録』

一同年四月廿六日、永春様法華宗江改宗被致候事、
『全』
一寛永十三年六月廿六日、右人数下着ニ而、永俊様一所
ニ召置候而、中江主水入道七月廿一日被罷歸候、此時
永俊様石之峯江居住之時ニて候、

194 『長崎實録』

定

一吳國江日本之船遣候儀、堅停止之事、
一日本人吳國江差遣候条、忍ひ候而乗渡者有之ニおゐて
ハ、其身者死罪、其船并船主共ニ留置可言上事、
一吳國江渡住宅仕日本人來候ハ、死罪可申付事、
一切支丹宗旨有之所者、從兩人可被遂穿撃事、
一切支丹訴人褒美之事、

伴天連之訴人者、品ニより或ハ三百枚、或ハ貳百枚

たるへし、其外者此已前之ことく相計ひ可被申付事、

一 吳國船申分有之而江戸江言上候之間、番船之事、此以前之ことく大村江可申越事、

一 伴天連法弘メ候南蛮人、其外悪名之者有之時者、前々のことく大村の籠ニ可入置事、

一 伴天連之儀、船中迄改入念可申付事、

一 南蛮人子孫日本ニ不残置、詳ニ堅ク可申付事、若令違背残置於有之而ハ、其者ハ死罪、一類之者科之輕重ニヨリ可申付事、

一 南蛮人長崎ニ而持候子并右之子共之内養子ニ仕族之父母等、悉雖為死罪、身命を助ケ南蛮人江被遣候間、自然彼者共之内重而日本江来ル欵、又者書通於有之ニ者、本人ハ勿論死罪、親類以下迄随科之輕重可申付事、

一 諸色一所ニ買取候儀、停止之事、

一 武士之面々、於長崎異國船之荷物唐人前より買取之儀、停止之事、

一 吳國船ニ積来候白糸、直段を立候而、残す五ヶ所其外

書付之所割符可遣事、

一 糸之外諸色之儀、糸之直段極候而之上、相對次第商買可仕、但唐船者小船之事ニ候間、見計可申付事、

附荷物之代物直段立候而之上、可為廿日切事、

一 異國船戻り者九月廿日切、若遅来船ハ着候而五十日切、但唐船者見計、加利宇多より少跡ニ出船可申付事、

一 吳國船賣残之荷物預ケ置候儀、又預候儀も停止之事、

一 五ヶ所惣代之者長崎着候義、可為七月五日切、夫より遅ク参候者ハ割符をはつし可申付事、

一 平戸江着候船茂、長崎ニ而直段立候半以前ニ賣買停止之事、

以上

寛永十三年五月十九日

(堀田正成)
加賀守

(向部忠秋)
豊後守

(松平信綱)
伊豆守

(酒井忠勝)
讃岐守

(土井利勝)
大炊守

(職臣)
榊原飛騨守殿

(利惠)
馬場三郎左衛門殿

195

一長崎古川町之次兵衛、寛永十二年より出奔、行衛不相知、稠敷御穿議ニ相成居候処、同十四年六月十五日、長崎村片瀧助右衛門と云もの訴人に出て、不意に右次兵衛を被召捕、御窺ありて斬罪せらる、彼もの常に金鰐次兵衛と云ひ、又戸町御番所より西の山際に、大岩の横に裂たる内に拾四五坪の穴の在るに隠れ栖たるとて、後人此所をハ金鰐谷と言傳たると也、所謂とうます次兵衛尉此ならん、

196の1
「秋月氏旧記」

一寛永十四年七月二日之夜、長門守領分福嶋と申所之浦にて小船壹艘破損仕、乗衆八人濱ニ上り居申候を、翌日の朝所之者共見付申、彼者共の本國を相尋申候処ニ、薩摩聲とも不承究も不審成ものに御座候条、堅ク番を付置、船を仕立、彼者共を乗せ、福嶋の代官黒水次右衛門と申者手前より、七月八日ニ薩摩領内志布志と申所へ差越、彼所の暖衆山田七郎右衛門・伊賀次才右衛門・床次勝左衛門へ、右之乗衆落物ともに相渡申候、

然処ニ彼破損船ニ南蛮ばてれん老人并日本の切支丹宗

のかつたい老人乗来候、船破損仕候夜、其所之山に隠置申候を、七月九日に所の草刈共見付、代官ニ告来候条、翌十日ニ山を取巻、ばてれん并かつたい共ニ捕へ、長崎江注進申候処に、急彼地へ可差越之由、泥谷監物・入江覚右衛門与申者并歩之衆鉄炮歩もの惣て百人餘相添、長崎へ相越、八月十七日ニ榊原飛驒守殿・馬場三郎左衛門殿江相渡シ申候、右之破損船の乗衆八人者、薩摩より長崎へ被差越候由申来候事、

一寛永十四丁丑年、南蛮船一艘琉球に漂到せしを、薩摩より遣置役人捕送て、薩摩より長崎に挽送、稠穿議せられけれハ、伴天連六人・日本人三人邪宗門を可弘為に忍渡候旨白状、即禁獄して江戸ニ被仰上、九州大名に如左、

196の2

今度きりしたん宗門為可弘、從彼國南蛮人六人・日本人三人就差越候、松平薩摩守領内捕之、遂穿鑿候処、白状候、然者南蛮人構偽弘宗門ニ付而、

日本ニ渡海之儀、先年被停止候、其初被仰出候写書物進候、被守書物面之通、領内浦々可入念旨上意候、

恐惶謹言、

八月十四日

阿部豊後守
(忠秋)

松平伊豆守
(信綱)

九州大名中ニ宛書有之、

197 『種子島氏記録』

一慶安二年九月八日、永俊様井之上ニ而卒去、七十五歳、法名成等院妙正大姉と申上候、鹿兒島より大嶋志摩助殿忠知下島有之候而、御香奠三千疋御備被成候、

198 『史官雜抄』

以兒玉作左衛門被仰上候御書面、具ニ令披見候、然者種子嶋ニ御坐候 『光久公御祖母』 栄俊様 先月八日俄ニ御遠行之由絶言候、則達 上聞候、此中種子嶋へ御座候子細、前々公義江茂御存之儀ニ候間、可被成御披露由、御意候之条、一昨朝酒讚岐様其外御三老為御使右衛門罷出、委細申

上置候、為御心得如此候、恐惶謹言、

『慶安二年』
十月廿三日

町田勘解由
久則判

新納右衛門
久詮判

伊勢兵部
貞昭判

嶋津圖書様
『久通』

嶋津筑前様
『久頼』

北郷佐渡様
『久加』

山田民部様
『有榮』

鎌田源左衛門様
『政有』

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄追録」一三〇一号文書ト同文ナリ)

199の1 『種子島記録』

一元禄十年丑二月廿一日、喜入撰津守様御息女数十年種子嶋江被成御座候ニ付、阿多太中殿ニ而御内意を以、右之訳御申上被成候事、

御内意申上候覚

當所立野江御坐候永春并喜入撰津守後室・まつ・つる、此四人宗門之儀ニ付而、寛永十二年之比種子嶋へ被遣置、永春并撰津守後室者於嶋死去候、まつ者当八拾六歳つるハ當七拾七歳ニ而、今に存命ニ而被罷居候、極老之儀ニ候得者、遠嶋之居住何共難儀之躰ニ候、嶋ニ被遣候節之儀、委細者私共存知不申候得共、宗門之義ニ付而ハ、右二人ハ若年ニ而少茂為被存ニ而者無之事之様ニ承及候、鹿兒島江被差置候儀者御遠慮茂御坐候ハ、老病為養生御國地方之内邊土江差越居候義御免被成、興正院なども忍候而者對面茂御坐候様ニ被遊、御免被下度奉存候、右之段廿ヶ年以前、新納又左衛門宗門方被承候節、私より内意申達候処、申出候様ニと差圖御坐候、口上書差出候得共、其以後兔角茂無御坐候ニ付、又左衛門へ尋申候得者、私申出候以後、追付宗門改之義 公儀より被仰渡候故、此砌右之願達貴聞候儀茂如何と存致延引候由被申候、近年又々申出候様ニ茂仕度候得共、去ル卯之年以来者宗門改茂御坐候ニ付、相控申候処、改帳

199の3

茂首尾能相調り、右之松・つるハ帳面被相除、不分明者

之一紙ニ被相載筋、輕ク罷成候、類族帳ニ相載候者茂他國江差放被遣儀、御禁止之仰渡ニ而、御國中之儀者無御構趣ニ候、其御條書之拔書備貴覽候、右之通ニ候得者、無餘齡二人之女性ニ而候条、何卒近外城何方江也共參居候義被遊御免被下度候、別ニ右之願可申上人茂無御坐候付、私より申上候、此段表立申上候様ニと 思召上候ハ、同役中迄申出奉伺候筋ニ茂可仕候、御意次第奉存候間、御内意奉伺候、以上、

丑二月廿一日

種子嶋藏人「久時」

右、元禄十年丑二月、阿多太中殿を以被仰上候御内意之留、

御内意被仰上候ニ付被差添候覚

肥前有馬郡有馬家領知之時分家中

皆吉氏之女子

永春

小西撰津守行長之妻ニ而、女子一人出生、嶋津又太郎出

水之領知御改易之砌、舍弟嶋津備前忠清小西家之預り
ニ而、肥後宇土領ニ被罷在候處、小西禿レ被申候以後、
右之永春ニ備前嫁被申、一旦者長崎などニ茂被罷在候内、
邪宗之交り茂御坐候、不審有之候由、備前へ嫁候而、
女子一人・男子一人出生候、御國江帰參候而、男子ハ
新納之養子ニ被仰付、【光久公御母堂】新納近江と申候而、當近江之父
ニ而、女子者 慶安様ニ而候、右邪宗之御不審ニ付、寛
永十二年之比種子嶋へ被遣置、島ニ而死去いたし候、
其以前者鹿兒嶋堅野ニ御坐候而、堅野之御懐と申候由
ニ御坐候、

永春小西行長妻ニ而候内出生

女子

行長禿レ被申候以後、有馬家之家中有馬氏之人ニ嫁シ、
女子一人出生以後、此女子召列御國江參候而、喜入撰
津守忠政ニ嫁シ、女子一人出生候、永春邪宗之御沙汰
ニ付而種子嶋へ被遣置、於嶋死去いたし候、

永春孫有馬氏娘

まつ

母喜入撰津守ニ嫁シ候節、撰津守養女ニ罷成、嶋津中務
久茂ニ嫁シ、嶋津甲斐出生以後、又懐胎之節、永春并
母同前ニ【寛永十二年】廿五歳ニ而種子嶋江被遣置、當年八拾六歳ニ罷
成候、嶋ニ被遣候中途ニ而出生之女子、今之興正院ニ而
人候。

永春孫但喜入撰津守娘

つる

新納又左衛門江縁与之契約有之候處、祖母永春并母同
前ニ十五歳ニ而種子嶋江被遣置、當七拾七歳ニ罷成候、
元禄十年丑十二月十四日喜入撰津守忠政鶴死於井上、
法号照明院妙良、同月十九日葬之、此日碓山次右衛門
久包以親族之故來自屋久島、會葬執紼哭、二十九日帰
屋久島、

199の4

一元禄十一年五月五日、【島津内記家来】入江七郎右衛門殿・宮崎弥兵衛
殿下嶋、井之上殿事老躰無餘命候故、鹿兒島江被罷帰
可然旨御内々被仰出、為御迎被罷下候、【八十七歳ニテ】六月十日出帆、
翌十一日鹿兒嶋へ着有之、右ニ付上下人数拾餘人此元

200 公義江書上家来名印相究候次第

よりも被召付候也、

一松平加賀守様・松平陸奥守様・此方様三家御同格ニ御

勤御座候、三家之御先祖利常・政宗・家久者、水戸頼

房卿と御同前被任中納言、其節三大納言四中納言と唱

申候、

水戸様者各別ニ候故、加賀・陸奥・薩摩者三家同格ニ

御勤来候ニ付、公義御役人方江改帳等被差出候儀共、御

家来判形ニ而相濟候儀茂御座候付、唐船漂着并吳國方之

儀ニ付而、長崎御奉行衆江被仰越候儀御座候節茂、輕ク

御付状迄ニ而、委細者家来共より可申越之由ニ而、御家

老中より段々之書付・書状等ハ被差越例ニ候、御領國

酒造米員数改被書出候節茂御家老名判ニ候、古切支丹

類族帳寛文七未年切支丹御支配北條安房守殿・保田若

狹守殿江被差出候筋も、御家来山田民部〔有盛〕・入来院石見〔重頼〕

名書ニ候、其以後御領國中切支丹改證文隔年〔有盛〕ニ一度宛〔重頼〕

被差出候様被仰渡候付、御家老新納又左衛門殿判形〔久了〕ニ

而被差出候処、延宝元丑年切支丹類族改之儀、其節之
切支丹御支配渡邊大隅守殿・青木遠江守殿より被仰渡
候付、改帳下書大隅守殿江入御内見、翌寅年被差出咎
ニ罷成候砌、

公義江被差出候改帳ニ而、何連も御直判被成候処、御家

来判形ニ而御納候儀難成旨、大隅守殿被仰候付、先規

之申立等御座候得共、御老中様方江被仰入□之由ニ付、

大隅守殿御方ニ而ハ不相濟候故、御家之瑕瑾ニ罷成候

間、如先規被仰付被下度由、光久様より其節之加儀

大久保右京亮殿御頼被成、御老中久世大和守殿江御願

被仰入置、松平美濃守殿并右京亮殿御同前加儀御勤候、

松浦内蔵丞殿江茂御取持之儀御頼被成候而、光久様

者寅年夏御帰國被成候、

一右御願之儀、御老中様被仰談、御家来判形相濟、渡邊

大隅守殿・青木遠江守殿江今日被仰渡候、其段委細者

明後十日芝御屋敷江御出候而可被仰達候、大和守様江

者御禮之御使者、綱貴様より早々被進可然之由、延

宝二年寅八月八日之晚留守居伊勢平右衛門・相良仁右

衛門迄大久保右京亮殿より被仰越候付、翌九日大和守様江□使相良仁右衛門ニ而御付届有之、松平美濃守様江者御取持之御禮被仰進候、

一 大久保右京亮殿・杉浦内蔵丞殿芝御屋敷江御兼場ニ而、八月十日御出被成候、其節伊勢平右衛門・相良仁右衛門被召出、右京亮殿より被仰聞候者、轉切支丹改帳判形之儀付、大和守様江委細被仰入置候処、各被仰談、加賀守殿・陸奥守殿此方ハ各別ニ候間、家来判形ニ而帳相納候様ニと、渡邊大隅守殿・青木遠江守殿江被仰渡候間、此□右之通心得罷在、以後格式相替儀も候ハ、何時も其断申上候様ニと、大和守様より被仰渡候間、平右衛門・仁右衛門ニ茂其心得仕可罷在由被仰聞候付、其段國元江も可申越由相應ニ御挨拶申置、御國元へ申越、大和守様・右京亮殿・内蔵丞殿江御札状被進、何れも御返札御座候、

一 加賀守様・陸奥守様・此方御同格ニと申儀付而ハ、右京亮殿江御禮之御内書相見得候、以後格式相替儀候ハ、何時も其断申上候様ニと御座候ハ、中納言様以来

之御格式ニ候處、渡邊大隅守殿 公儀之權を御申御直判被仰渡、又々先規之御申立共御座候而六ヶ敷儀、終ニハ如先規相濟候付而、重而左様之儀御座候節之為に、為被仰儀ニ可有御座候哉と奉存候、

一 右之通候故、鉄炮改帳被差出候節も、加藤兵助殿・中坊長兵衛殿江先規御家来判形ニ而、ケ様之帳ハ被差出候趣、留守居赤松甚右衛門より申上、御家来判形ニ而納り候、猪鹿打留候敷寄帳初而被差出候節、高木伊勢守殿ニハ御直判ニと被思召候得共、先規御申立有之、御老中様江茂御伺之上御家老判形ニ相濟候、流人死失之御届ハ大御目付衆へ差出候茂御家老名書ニ候、御関□女御切手申請之書出ハ江戸・京都共ニ留守居名判候、此外右類之書付差出候節者御家来判形之咎候、依之向後為御見合切支丹改帳判形之儀被仰渡候節之御付届御書御返札等、左ニ写置候事、

『右、切支丹改帳御家老判形ニ相濟候ニ付而段々之趣、伊勢平右衛門・相良仁右衛門より書付差出置候、三通之書付左ニ置置之候』

201 『伊勢平右衛門・相良仁右衛門書判』

今日大久保右京亮殿・杉浦内蔵丞殿より我々江被仰渡候御口達之覚、大隅守殿御領内ころひ切支丹宗之者共親類縁者改之帳面、御家老衆判形ニ而被差上管ニ相極、久世大和守殿より渡邊大隅守・青木遠江守江被仰渡候、松平加賀守殿・松平陸奥守殿・大隅守殿へ家老衆判形ニ御定候、跡々此三家之儀者餘之大名衆ニ替各別ニ被仰付儀候、猶以自今以後萬事之儀、此三家者同前之管ニ御定候間、自然向後右并ニ為相替様子も可有之節者、何時も御老中へ御断被仰達可然候、内々仁右衛門・平右衛門此旨相心得、加賀守殿・陸奥守殿家来衆へも申合尤之由被仰候事、右者今日芝於御屋敷吉良上野介殿・皇山下總守殿 薩州様より御振舞被成候、右京亮殿・内蔵丞殿為御相伴御出被成候付、芝於御屋敷右之通被仰聞候、向後御心得書付差上申候、以上、

延宝二年甲寅八月十日

相良仁右衛門判

伊勢平右衛門判

202 『新納又左衛門殿より被書付置候趣』

寅七月(廿九)□□伊勢兵庫殿御出候而又左衛門へ被仰聞候覚

鬼利支丹改帳 太守様御判形ニ而先年被差出候、此節之儀〔光久公〕 大隅守様御判無之候而不叶由渡邊大隅守殿被仰候、大久保右京亮殿被仰候へ、加賀守殿・陸奥守殿家来之判形ニ而相納由候処、大隅守殿計直判被成候儀如何候、向後共之障ニ可罷成候間、御兩人同前大隅守殿も家来判ニ而出候様ニ被仰付度旨御申候得者、渡邊大隅守殿も御尤被為聞候、雖然御老中御差圖之儀候故、難被成由候間、久世大和守殿江申上候得者、御納得被成候得者、惣御老中御聞不被成儀ニ而于今不事濟候、美作守殿も右之御三人之儀者前々より同様被仰付候儀候間、御判形之儀も被差置候様ニ有度候、先年御判形被成候儀者、途中ニ申来候而之儀ニ候、是を例ニ者可難被仰付由、御挨拶候由御物語候、私申入候へ、如仰先年之改帳之儀、途中ニ而急ニ調候ニ付直判仕候、其後年々改帳差出候右之帳ニハ、私判形ニ而差出候、

最早三年相統差出候処、此節大隅守判形可仕儀難落着候由申候得者、扱ハ右之通ニ有之候哉、其儀を大久保右京亮殿不被知者かと存候間、具相達可然由被仰候、委細右京殿へ可申達由申置候、已上、

寅七月廿三日

203 『切支丹改證文御家老名印ニ相濟候儀付御案文亨』

一筆致啓達候、然者私領内ころひ切支丹宗門之者共親類縁者改帳判形之儀、大久保右京亮方迄申入候処、家来判形ニ而差上候様ニ渡邊大隅守・青木遠江守方江被仰渡候之由、右京方より委細之段被申聞致承知、別而御取持故と忝存候、此等之御礼為可申入如此御座候、

恐惶、

『延宝一甲寅年』

十一月廿五日

『光久公御書』

『御老中』

久世大和守様

(本文書ハ「旧記雜録追録一」一五七五号文書ト同文ナリ)

204 『右之御返札』

去月廿五日之貴簡致拜見候、然者於御領内きりしたん宗門ころひ申候者共之親類縁者改帳ニ判形之儀、最前大久保右京亮迄被仰越候段、各承届、御家来判形ニ而可然之旨渡邊大隅守・青木遠江守迄相達候通、從右京亮方委細被聞召届候由、得其意存候、依之蒙仰御紙面之趣、被入御念儀共候、恐惶、

猶以判形之儀、各江申談候而、両人之奉行衆へ申置

候、以上、

『寅』

十二月廿八日

久世大和守

廣之判

松平大隅守様

(爲津光久)

貴報

(本文書ハ「旧記雜録追録一」一五七六号文書ト同文ナリ)

205

一筆致啓達候、然者私領内ころひ切支丹宗門之者共、親類縁者改之帳ニ私判形仕候儀御断存候旨、當夏其御地罷立候砌、御内意申入候処、貴様別而御取持故、向後家頼判形ニ而差上候様御極、從久世大和守殿、渡邊大隅守殿・青木遠江守殿江被仰渡候付而、右之改帳家頼新納又左衛門判形ニ而相納候之由致承知、誠以貴様

御懇意以首尾能相濟、不淺忝存候、御札為可申入候儀
御座候、恐惶、

猶以、向後者如跡々松平加賀守殿・松平陸奥守殿并

ニ諸事相勸申咎ニ御座候間、内々左様可有心得旨家

来共江被仰聞候由、得其意存候、以上、

『延宝二甲寅年』十一月廿五日 『光久公御書』

『加饒之御衆』 大久保右京亮様

人々

(本文書ハ「旧記雜錄追録」一五七号文書ト同文ナリ)

206 『右之御返札』

去月十日・廿五日兩通之尊書拜見仕候、

公方様弥御機嫌能被為成御座候間、御心易可被思召候、

年頭之為御札御使者御差下被成候由、御尤奉存候、其

表相替儀無御座、御無事被成御座候由、目出度奉存候、

然者御領内ころひ吉利支丹宗門之者共親類縁者御改

帳ニ向後御家来衆判形ニ而差上候様ニと、久世大和守殿

より渡邊大隅守殿・青木遠江守殿江被仰渡候付、右之

改帳新納又左衛門判形ニ而相濟、御大慶被成候之旨、

御札被仰下、御懇勲之至奉存候、猶期来音之時候、恐
惶、

猶々、御無為被成御座候由、目出度奉存候、以上、

『黄』十二月廿八日 大久保右京亮 教勝判

(島津光久) 松大隅守様尊報

(本文書ハ「旧記雜錄追録」一五七八号文書ト同文ナリ)

207 『朱書、右同断』

一筆致啓達候、然者私領内ころひ切支丹宗門之者親類

縁者改之帳家頼判形ニ而差上候様御極、久世大和守殿

より渡邊大隅守殿・青木遠江守殿江被仰渡候由令承知、

御取持故と別而忝存候、此等之御札為可申入如此御座

候、恐惶、

『延宝二甲寅年』十一月廿五日 『光久公御書』

杉浦内蔵丞様

人々

(本文書ハ「旧記雜錄追録」一五七九号文書ト同文ナリ)

十一月十一日・同廿五日兩通之貴札致拜見候、先以公方様倍御機嫌克被成御座恐悅被思召候段、御尤奉存候、次貴公様弥御勇健被成御座候旨、珍重奉存候、隨而年頭之御札為可被仰上以御使者御太刀被差上候由、奉得其意存候、將又御領内ころひ切支丹宗門之者親類縁者改之帳ニ御家來衆判形を以被差上候様ニと、久世大和守殿より渡邊大隅守殿・青木遠江守殿江被仰渡候付、御満悦被思召候旨承知仕候、猶期後音之時候、恐惶、

杉浦内藏丞

「實」
十二月廿七日

正昭判

大隅守様貴報

(本文書ハ「旧記雜錄追録」一五八〇号文書ト同文ナリ)

享保十八年丑十一月写之と一小冊江戸御留守居相良弥一兵衛長主自筆之本ニ而寫載之もの也、

「上町年寄日記」

209の1
一元禄二年己五月廿八日、早朝地蔵町上山勤兵衛死去ニ付、

其旨乙名頭より依引合、勤兵衛宅江彦左衛門・長兵衛相勤候、次郎左衛門儀祖父之忌内之故不参ニ而候、「瀬戸山」筆「森永」奉行所者衆徳永治左衛門殿御出ニ而候、年行司白男川四郎右衛門尉相詰候、御横目衆南雲新介殿、大寺甚右衛門殿・木藤長左衛門殿御出ニ而候、御道具衆兩人被勤候、右勤兵衛死躰横目衆被為見届、御普請方より楠板指四寸、横式尺余、ふたおしかふせくりこみ、立横指合せ、八方共ニむきうるし之上しゆつくひぬりニ而候、塩問屋井口正左衛門所より塩被持せ候、右箱下へ塩石入、ふミかため、其上ニ死躰ヲあをのきニねせ、塩式石入、合三石入候、左候而ふた之上しゆつくひニ而ぬり、兩紙を以つムミ、すり繩からけニ而候、諸道具等相改被為見候得共、何そ不審成者無之、古掛物三服、文字之様子不相見候ニ付除置被成候、右死躰御普請方夫丸十人にて、花春軒へ持届候、尤惣而塩つめ等茂御普請方夫丸ニ而相勤候、地を堀り、下ニすなを入、木ヲならべ、其上ニ箱ヲ置、其上竹之すヲあみ置候て、すなヲ

入、其上とまふき之由候、右すな、濱より八拾荷餘夫丸為持届候、以上五十人餘為參之候、右取置場迄三人之横目衆御勤ニ而候、我々年行司者死躰有之内相勤候、右古掛物、御物よりすゝ御ぬらせ被成候得者、いはい之故御返シ為被成由、後日ニ承候、右勘兵衛事、ころひ鬼利支丹之故病氣之時分も申出、尤死去之時分申出候ハ、死躰箱ニ入、塩つめに可有由、天下より去々年被仰渡候ニ付、右躰ニ候事、

『一巳八月十七日ニ上町於會所ニ、白男川四郎右衛門殿へ彦左衛門より相尋候者、地藏町上山勘兵衛儀何様ニ被仰渡候哉、年寄方日帳ニ可記置通申入候、四郎右衛門殿より承届候ハ、今月朔日ニ町御奉行所より御口上ニ而被仰渡候、勘兵衛事、最前之箱ニ乍入置葬□□とも、桶ニ入候而成共、心次第ニ可仕旨被仰渡候、御檢者衆木藤長左衛門殿・青山兵右衛門殿江被仰付□□候、葬可申時分、両人之檢者衆江地藏町乙名頭方より御引合可申入候、其節地藏町乙名頭・横目罷出可相勤候、三日ハ御三殿様御年日ニ而候、今月五日・六日之間ニ可葬由

被仰渡候、此段地藏町乙名頭中馬喜右衛門殿・川原内蔵右衛門殿・横目川崎傳右衛門殿江申渡候由、四郎右衛門殿被申候、左候而同六日ニ勘兵衛ヲ桶ニ入、花春軒御住持御しうこうニ而花春軒寺中ニ葬候、木藤長左衛門殿・青山兵右衛門殿江乙名頭より被申入、御兩人花春軒江御出、御檢者被成候、乙名頭・横目罷出被相勤候通、四郎右衛門殿より彦左衛門承届、長兵衛殿・次郎左衛門殿右之段申達候』

209の2

覺

一當巳式拾八歳

千 亀

上町勘兵衛孫但勘左衛門娘

右同勘兵衛孫但□十八娘

一當巳拾七歳

萬 □

右者、去年其方より相改書付被差出人数之□^(内カ)より右二人古切支丹類族帳ニ書載、江戸切支丹御奉行所へ被差出置候之間、向後之儀、去々年卯八月四日覚書を以申渡候通、諸事相心得、右之者之子共又ハ親類中へも其旨堅固ニ被申渡置、尤致死去之節ハ早速可有披露、右

之覺書最前為遣置事候得共、為念此節書寫遣之候条可
被得其意、若於緩疎者、急度可及沙汰者也、

元祿二年巳十月十七日

吳國座印

右之通被仰渡之間、御書付之趣具ニ得其意、堅固ニ相守、
右之者共病氣又ハ致死去候節ハ、死躰不取置早々當座
へ可申出候、此旨親類中并与中乙名頭方へ髓ニ可申渡
候、諸事之儀者、去々年御條書を以被仰渡置候通、堅
相守之へく被入御念、又々此節右條書之寫御渡候故、
同前相渡候間無相違可入念候、若於大形者年寄・年行
司可為越度候条、此旨稱敷可申渡置候、尤役替之節者
可次渡也、

元祿二年巳十月廿一日

町奉行所印

上町年行司

右同年寄中

右之通此節被仰渡候条、奉得其意、向後病氣之時分又

ハ致死去候節、死躰不取置早々子共・親類・與中より
可被申出候、右式人之外、先年宗旨御改御帳付之人數
同断ニ候、委細卯八月四日之御條目之趣、堅固ニ可被
相守候、若於大形者各可為越度候、右御條書寫置、役
替之御可被次渡候、聊緩せ有之間敷候、以上、

巳 十月廿一日

上町年行司

白男川四郎右衛門印

次郎左衛門病氣之故
印形無之候

右同

瀬戸山次郎左衛門

右同

森永長兵衛印

地藏町乙名頭

中馬 喜右衛門殿

右同

川原内藏右衛門殿

右之通申渡御條書写ニ、勘兵衛子共髓ニ可相守通之書
付并与中書付・乙名頭書付、銘々次書ニて此方へ受取、
古轉改袋ニ入置也、

一申八月十二日ニ吳國御座御差紙ニ町御奉行所御條書を

211 武家嚴制録續編

論唐船諸人一

以被仰渡候ハ、切支丹又左衛門子孫類族人数十三人、
銘々假名御書付、右之者共死去仕候年齢書付可指上由
被仰渡候ニ付、地藏町乙名頭へ申渡、勘左衛門・慶右
衛門指出ニ与中并乙名頭次書を以被指出候故、年寄・
年行司次書いたし、町御座へ差上候、右留ハ古轉御改
諸書物入袋ニ入置也、

210

季安曰、右の申ハ元祿五年なり、其頃までハ古切支丹
の宗替為仕者共、右之通相残り、死後ニ至りても嚴蜜
成御取締、諸人茂為存管なれとも、只今ハ唯 公儀之
御太禁とのみ存、細事世に傳らず、又一向宗茂、只
御當家之御禁止と云、大抵ハ心得候へ共、皆其本則ハ
次第ニ及傳失候ゆへ、其根も難絶候間、此軍徴第一御
大禁の旨を先辨知て、賊徒之可惡事を心得可讀ために
如此寫載おく也、國に入て禁を問ふの意なり、

一 耶蘇邪徒蠻俗曰ニ天守教ニ以ニ罪惡深重故、其駕ハ船所來者先嚴
悉皆斬戮、且其徒有ニ阿媽港發レ船渡レ海之事、停ニ止
之、自今以後唐船若有下載ニ彼徒ニ者來上、則連斬ニ其身、
而同船者亦當レ伏レ誅、但縱雖ニ同船者一告而不レ匿則赦レ
之、可ニ褒賞ニ事、

一 邪蘇邪徒之書札并贈寄之物潛藏齎ニ來日本、則必須レ
誅之、若有ニ違犯而來者、連可ニ告訴焉、猶有レ一而
不レ容ニ其罪、同ニ前條ニ事、

一 以ニ重賄ニ密載ニ耶蘇邪徒船底ニ而來、即可ニ早告レ之、
然、則有ニ其咎、且其賞賜可レ倍ニ於彼重賄ニ事、

右所定三章如此、唐船諸商客皆宜ニ承知、必勿ニ違
失、

享保三年二月 奉行

(表紙)

寬永十四年十月

十六日至二十七日

寬永軍徵 卷四

寬永軍徵卷之四

魔府

平季安纂輯

寬永十四年十月十六日
辛亥至二十七日壬戌

212 寬永十四年丁丑初、西肥俗尚天主教者久矣、如大友

候宗麟・有馬候晴信・小西候行長・寺澤候廣高之屬、豪

族多陷焉、而宗麟・晴信・行長等竝皆國除、獨寺澤候

猶居唐津、臨近鄉村、遺俗流風往々尚存、處士大矢野

松右衛門・千束善左衛門・大江源右衛門・森宗意軒・山

彦右衛門等、其傑然者、而皆友善、寓三千束島、在肥後、天草郡

師事宗意軒、尚尊信之、其徒天草甚兵衛好次・蘆塚

仲右衛門貞家・會津宗隱・天艸玄察等數百人也、先是

大府數設嚴禁、悉驅蠻種、屏諸海外、如我人陷不

回者、或殺、舊染流弊而猶未新、遂至放高山右近友

祥等男女百餘人於西洋呂宋、以懲餘孽、蓋當此時、有

蠻人將發天艸、而留書焉、題曰末鑑、一本作、其書

云、後五五歲、高山右近等發長崎、則為慶長十九年甲寅九月、二十四日事、而後十五年當寬永十五年、於日

域、應必有東西燒天、枯樹着華、聰明神童出於其國、

名聲大振、足以服衆者、此宜為天主一起信時云、

大矢野等五六人尚深信之、竊犯嚴禁、未敢悛於心、

是歲八月、會赤氣亘天、櫻不時花於大江氏、星野記云、靈瑞花二

三開於一夜、民多歸天艸四郎、乃宗意軒及田島刑部重吉

等謀、間聚民衆、首勸之曰、末鑑所謂時者、今時

為然、俯仰觀察、奇驗如神、況松倉氏苛政虐民、聚斂

是務、與徒苦酷吏、寧乘此時、投身天主、不亦壯

哉、聽者為然、於是宗意軒使會津宗隱等、愈聚其徒、

説法シテテヒ以漸誘テヒ弘民黨ヲ、以テ故邪説日熾、流ス傳ス於九築ニ云、

213 元寛日記云、寛永十四年丁丑同廿三日、鎮西肥前ノ國島

原郷民不慮ニ企一揆ヲ、及擾乱ニ、其監觸南蠻ノ吉利支丹カ所為也、抑嶋原ノ守護松倉長門守重政ナリ、于時重政在江戸也、

214 平寨録云、松倉長門守重次養子右近重頼、父豊後守重

政之遺領肥前島原ヲ拜領ス、軍役六萬石、豊後重政寛永七年十一月十六日死、五十七歳、重政平生心懸能ク、鉄炮モ大小之筒三千挺ヲ所持ス此ニ據レハ、重政于時在江戸トアルハ日記ノ誤ナリ、

215 島原(ノ)大矢松右衛門・千束善左衛門・大江源右衛門・森

宗意軒・山善左衛門ト云者有、五人ノ渠等ハ小西撰津守行長天草覚書云、天正十五年大閣西征ノ時、佐々陸奥守ニ肥後及豊後ノ地ヲ加ラレ、五十四万石ヲ被下候処、一ヶ月ヲモ不立ニ一揆起リ、其跡五十四万石ノ内二十五万石ハ加藤主計頭ニ熊本城主トシテ拜領、廿四万石ハ小西撰津守ニ宇土城主トシテ被下、同年壬五月十五日ノコト也、其時残五万石ハ御蔵入ニテ右兩人ニ預ラレ、天草ハ小西ニ預トナリテ島五人モ支配シ居レルトシ、然慶長五年九月、小西ハ石田治部少ニ黨領ハ清正ニ被下、其領地ノ天草四万二千石ハ寺沢志摩守ヘ被下、寺沢殿

身上肥前唐津ニテ、七万八千石ト合セテ十カ郎等戰朝鮮・大明之兵ト、度々有武功輩共也、行長與石田三成ノ叛逆ニ討負

関ケ原軍ニ被誅、後此輩流浪シテ天艸郡大矢野千束ト云島ニ居住ス、然ルニ近年肥前ノ國高来ノ郡島原之内深江村ニ来リテ住、送年曆ヲ、行長元来耶蘇ノ宗門ナリ、故ニ彼五人モ天帝ス門徒之骨張也、彼五人近郷隣里之集民衆ヲ、蜜ニ談シテ云、爰ニ不思議之在書跡、慶長改元之頃、天草上津浦ニ有一人之伴天連、然ルニ此宗堅ク依御制禁ニ彼ノ者被追放于異國、于時伴天連号末鑑ト遺一紙ノ書ヲ、彼書ニ云、自向年及五々曆數ニテ日域ニ善童一人出生シ、不習ハシテ流通書道、于時雲燒東西枯木ニ咲藤花、諸人頭ニ立久留須ノ靡白族(旗)ヲ于海江山野尊時シ于耶蘇至可ナリト云々、今考ルニ此書ヲ、時節當今年ニ、頗ル東西ノ雲燒夥シ、加之見大江カ庭ノ櫻ヲ勝合紅花、時今非花節ニ可謂奇、又不習シテ通諸字ニ名譽ハ、各所常知ノ天草甚兵衛カ男子四郎時貞、雖若年ト耶蘇宗ノ善人ナリ、口才普ク無双人、既ニ叶末鑑時節到来、各被劄法ヲ為耶蘇宗ノニ捨一命ヲテ、待武將之征伐ヲ可為耶蘇(爲カ)

宗之本意由數勸之、一座參會ノ首農、元來耶蘇之法、外

ニハ雖投之、内心ニハ尊敬シ持之ヲ、故ニ得勸ヲテ喜悅
シ、則一味同心スト云々、

218

星野寿庵覺書云、一寛永十四丁丑年冬より肥前國高来

郡嶋原にて吉利支丹之逆賊一揆起リ申候、根本を相糺
候得者、森宗意軒と申浪人者之所爲ニ而御座候、彼者

216 天草征伐説書云、寛永十四年丑八九月より下々説に、當

年ハ世間ズイソ仕候由、嶋原にて専ら風説有之候由、ス
イソとは吉利支丹言葉に、(て脱カ)世間一変して諸人悉く切支丹

宗門ニ成候事を申候、

217 藤掛勘九郎編集嶋原軍記云、肥前國於島原吉利支丹一揆

初発之事、一本朝人皇百十代本院帝の御時、將軍をハ
清和天皇の御苗裔台徳院秀忠公の御子大猷院殿家光公の
御治世にて、九州肥前國高来郡島原の城主松倉長門守勝
家、知行六萬斛、其比年四拾貳才、子息右近ハ年拾七歳、
父子共ニ江戸在府也、頃ハ寛永十四年丁丑八九月の頃よ
り下々説ニ世間ずいそ仕由、島原にて風説專御座候、
ずいそトハ切支丹言葉にて、世の中一變して切支丹宗門
ニ諸人悉罷成候事を申候、

勝れ、十六七歳ニ而五社大明神之寶殿ニ古来より納傳
り候孫子・吳子之書をよく讀覺、其意味を致會得候程

の文才有之候ニ付、孫兵衛を初め一族中社司職相續無
別条、行末頼母數存候處、傳之丞何卒武家之致立身、

先祖楠之家名を世に顯し度存立、父孫兵衛ハ暇を乞、
小西行長の方へ奉公ニ出申候、戰場ニも相隨、衆并ニ超

武篇をも相^舞拵候、行長朝鮮陣ニ被趣候節、行長の荷物

船宰領ニ而致渡海候處、洋中にて逆風ニ逢、船致破損、
水手不殘致溺死候、傳之丞者大成る水桶入、海上浮居

候を、南蛮船見當り引拵ケ候、本より言葉不通候処

漢学者一人舟中ニ罷居、右之者と筆談を以始終互ニ相通申候、夫より直ニ南蛮へ差越し、六七年止居、入廟老(之カ)と申者、(被カ)弟子に成り、奇妙之魔法悉□致傳授候、且又火術・外科療治の法をも習受候、ただこの儀者途中ニ而火を携持、又者不知人之家ニ入火を貫候而も、諸人不審ニ不存、後世火攻火術之便に相成候付、種子を持帰り、日本國に蒔はしめ候、扱南蛮より阿蘭陀へ渡り、阿蘭陀舟より日本へ帰朝いたし候、其時分主人小西行長関ヶ原没落之以後にて候故、高野山久戸山之麓禿宿へ引込居候、其以後大坂乱之時分者真田左衛門佐殿へ致隨身、真田郭ニ罷居候、大坂落去之後、肥後國天草嶋へ落下り、森宗意軒と致改名居仕任候、酒色・肉食を絶、総髪を紫之本結ニ而つかね、上髭・下髭を立、金綱と織之道服を着し、銀拵之劍を帶し、晴天にも紺紙張の日から笠を指し、異様之容躰ニ而有之候を、金銀・米銭無不足致所持候故、天草中村々湊く景色よき所へ家居を構、数十人之下男を召使、安楽ニ致渡世候、諸國より武者執りニ入来り門弟ニ成候、士浪人ニ

者、源平の古八嶋・擅(應)の浦の戦・長篠・関ヶ原・大坂陳之事などの有様を目前ニ顕し見せ、暫時之間に風を起し、火を立、空中に大舟を浮へ、馬に乗而雲上を駈行き、或ハ諸葛孔明八陣之法とて八方に六十四・二十四の小石を双へ、其中に為入人之外へ出る事不成様ニいたし、或ハ龍樹菩薩隱形之法とて同坐之中へ乍居我形を見せず、或ハ櫃の中へ入、蓋を覆ひ鎖を致させ置外ニ出、或ハ手足を稠敷搦させ、其繩の端を人に引かせ置、是を解き、或ハ三間殺し死活の法とて、三間を隔人を少時之間殺置、又活出させ、或ハ不動明王縛繩之法とて呪文を唱へ、人の手足を不動様ニいたし、其外種々奇妙不思議の魔法を以信仰致させ、志し慥成者を選び留置、孫子呉子六韜三略を教、南木義經と申秘書を致傳授候、又愚蒙成百姓・町人之男女を集め、浄土三部經を致談議、地獄・極楽・六道之有様を目前にあらわし見せ、或ハ先達而死たる親子・夫婦の面影姿をまほろしの様に燈の蔭に顯しミせ、又者貧敷者には、坐中に種子を蒔少時の間ニ稻毛を生し十分ニ實熟

したるを刈らせ、或ハ町屋の小路を致往来候節、壹歩小判豆銀をかれ候店屋より飛出袖袂ニ入候を取て、望の者へ取らせ、種々様々ノ魔法を以貴賤・男女を惑し、心を傾ケ申候ニ付、天草中ハ不及申、近國迄も宗意軒を生佛之様に致尊信候、天艸鳴真宗の寺々是をねたミ、連判を以、寺澤家之本領肥前唐津の城内へ、宗意軒仕方吉利支丹に紛敷由を訴出候、依之唐津より神社奉行三宅権太夫天草へ差越、天草繪本寺之住持同道ニ而、折節宗意軒僅三四人召連遊にまゝ居候千束之別宅ニ、不図右札方へ差入候、宗意軒慙懃に出迎ひ、見苦鋪飯屋へ貴人方御差入忝候とて、俄に吸物・取肴・菓子種々の珍味を数多出し、田舎ニ不見馴風俗十七八計之美女式人ニ酌をとらせ酒を進め候、権太夫座中を見繕、宗意軒兼而清僧之様ニ相聞得候ニ、右鉢の若女共を隠し召使置、且又無人数、殊ニ飯屋すまひニ而俄ニ過分の取持、かた／＼不審至極ニ存し、席を改め申候ハ、貴老事平日奇妙なる儀ともを以佛法御すすめ邪宗ニ紛敷相聞得候付、右之札方御用ニ付拙者差越

候、佛法御すゝめ被成候清僧同前之御居所へ若女共被召置候儀、難得其意かた／＼不審ケ間鋪儀委曲承度候とにか／＼敷申懃候、宗意軒少もさハかす静に致返答候者、御不審御尤ニハ御坐候得共、拙者儀京都素生ニ而、幼少より知恩院如来様奉信仰、當年六拾餘歳迄日夜無懈怠念佛三昧之修行仕候故、まれ／＼ハ其驗有之事ニ候、是を邪宗ニ紛敷なると御不審候ハ、御釋迦様御説法之砌、御身を大小に変せられ、又ハ大光明を放し、天よりハ妙華・甘露を降らし、地よりハ諸菩薩龍神涌出有之、示現神通力を以奇特を顯し給候儀ニて、御經文ニ髓ニ相見得候ハ、悉く吉利支丹魔法ト可申哉、今時之御寺方出家衆、其身口先計ニ而念佛を唱經文をよ(まじ)□、(まじ)眞実の修行無之故少も奇特之効驗無之候を、正法ニ者奇特なし抔と、佛菩薩諸宗之祖師達奇妙不思議を顯し給ひ候事共を、皆方便の偽と申なされ候者、誠正法破滅、末法之世佛魔外道ニ而御座候、扱又たま／＼御役人御寺詰御出ニハ陀枳尼天に申付御取持致させ候處ニ、悪心を以被成御疑、其証據をあらハし御不審を

はらし可申候と、眼をふさぎ、呪文を唱候へハ、式人之美女ハ赤白之野狐と変し、双置たる取肴・菓子之類ハ則腥き血むらに相成候、宗意軒立あかり、上座に直り候而、身より大光明を放し、阿弥陀佛之尊像に変し候ニ付、権太夫・総本寺兩人共に座敷より庭にすべり落、首を地ニ付、何卒過入申候間罪業を御助被下候へと、手を合せ拜申候、良久而宗意軒本之座に直り、本之形ニ成候得者、兩人やうく縁先ニあかり、早々暇を乞立帰候、宗意軒、もの共御宿所迄御送り致候得と申付候へハ、赤白之狐老疋ツ、権太夫・総本寺之側ニ付添来り候ゆへ、猶以氣味悪敷、総本寺ハ寺内に帰り候者、則手足すくミ、舌を吐出し、三日目ニ相果申候、権太夫ハ旅宿へ帰り致乱心、刀を切狂候ニ付、与力・家来共やうく取しつめ、乗物之内へ搦付、唐津へ引越候へ共、乱心遂ニ本復不致候、扱其頃唐津・天草之領主寺澤兵庫頭殿娘十四五歳ニ被成候か、俄に乱氣ニ被相成、昼夜赤裸に成り、生如来様へ御無禮申懸候科ニ依而、此殿中之者共老人茂不殘取殺へしと狂廻られ候

付、真言寺の僧・山伏・社人等召集め、祈念・祈禱手を被尽候得共、引分ケ無之、殊ニ天草嶋ニ而権太夫・総本寺不思議之怪病煩付候事とも相聞得候付、兵庫殿老母并奥方別而被驚入、奥役人原田源右衛門へ金銀・端物品々之布施物を宰領致させ、早々天草嶋へ差越させ、宗意軒方へ娘子當病平愈・家内安全之祈禱を頼被遣候、宗意軒やうくニ受合、弟子有馬掃部を招き占を致させ候ニ、此節娘子之乱心天狐之見入ニ而候得ハ、中く通例之祈禱ニ而者難除候、軍道の大秘傳鉄炮明驗之法ニ而無之候而者不相叶候とて、供物として焰硝油・白銀・白米餘多之斛数并鉄炮十六挺富岡之城代より取入富岡之城下ニ新敷土居を築き、仮屋を構、四方ニ白張之障子をかこひ、宗意軒・掃部兩人かわるく法を行ひ申候、初日者紙ニ而鴟頭を切り法を行ひ候得者、数千之薦其仮屋之邊ニ集申候、其翌日ハ白木の折敷餘多ニ白赤の飯を盛り置候ニ、数千疋の野狐共群集り、手をつかね是を喰申候、終の日ハ拾六挺の鉄炮を四挺つゝ四方ニ配り、玉葉を込、障子を見當ニ打申候而、其

音諸人の耳を驚し候へ共、玉障子を不破留り候、見物之人々奇妙ニ存申候、此三日の祈禱相濟、札守を調へ唐津へ遣候得者、其日より娘子之乱心平復ニ而候、

依之兵庫頭殿を始、老母・奥方宗意軒を尊敬被致候儀、大形ならず候ニ付、其已後者寺澤家中ニ而宗意軒并門弟共を輕く敷沙汰仕候者共無御座候、且又宗意軒竊に手下の有徳なる町人共申付、船着の湊へ遊女同前の女共を餘多召置、濁酒を作らせ、とんぶらす^(といカ)ふ南蠻ニ而人心を惑す毒薬を酒に入、諸船の船頭・水手共へ、右之女共を以賣らせ候、此毒酒を呑候得ハ何様吝嗇少氣なる人も大氣ニ成り、金銀を取出し人に与へ候事、塵芥の如くに仕ひ捨候、又輕る多と云ものを拵へ、旅船の者共へ博奕をすゝめ、金銀を地下人へ取らせ候故、天草中の繁栄日々に夥敷相成候、其金銀・米錢を色くの方便を以我方ニ取入候ニ付、宗意軒者億萬の富を重ね、平日三四百人計の人数を宗意軒老人ニ而安樂ニ渡世致させ候云々、

一 此十四五年以前より、宗意軒大江村之居宅近邊に鉄炮

の場を構、一・八月之彼岸に、天草中ニ破損有之神社・佛閣之普請料寄進勝負ニ名付、諸人を集、鉄炮勝負を致興行候、誰人ニ而茂心會鉄炮を打候人数かりのニ打當候時者、座本之宗意軒より賭物の錢を其人ニ遣し、不^レ打當時者賭物之錢を其人より座本へ出し候、左候而勝候人より五部一之錢を社堂普請折ニ本納致させ、扱興行の頃ハ諸所の湊より遊女共を召寄せ、酒肴・菓子・食物を賣出ス茶屋数十軒立ならへ、日夜の遊興見物之諸人群集夥敷事共ニ而候、依之天草中ハ不及申、長崎・嶋原近郷の百姓・町人・有徳なる者共毎年寄集、鉄炮の射手かり慰遊申候、塩炮^(燄)ハ赤星・堂崎の両家ニ而自分ニ致調合、壹斤百五拾文ツ、ニ泉州堺の塩炮より下直の直段に賣出候ニ付、何れも買取鉄炮之勝負ニ勝賭物を取へき心懸ニ而、本戸・鹿子木か門弟と成り鉄炮の致稽古候者とも餘多有之、自然と天草近郷殊之外鉄炮はやり、諸人鉄炮ニ手馴申候、又或時宗意軒弟子會津宗隱を以百姓・町人共へ申聞せ候者、諸御經文ニ白佛言と有之候、白佛と奉申佛ハ如来様への御取次

役ニ而候間、此尊像を家々ニ安置不仕候得者、たとへ平日何萬遍之念佛を唱候而も、如来様の御内證へ不相通候由を申すゝめ候、愚民共致信仰白佛之御尊像ハ、何様ニ建立可仕哉と相尋候得者、白佛ハ白菩薩様共歟菩薩様とも奉申候、御尊體を廣大ニ作候程御利生無量候、御尊像大ク紙の張抜にいたし、御躰の内へ上々白の干飯を込御貌を白塗候と教申候ニ付、愚民共惣而教之儘に廣大なる白佛を作り、家毎に致安置候、又鉄炮并火術の師鹿子木右馬之助・本戸但馬・赤星主膳・堂崎對馬門弟、天草富岡の城内・肥前嶋原の城内在番の士共にも餘多有之候ニ付、兩城内の塩焔藏有之所を右師匠共に見せ候得者、藏の場所湿地ニ而甚悪しく候故、他所に移し候様にと申候ニ付、城代家老へ申通シ、鉄炮・火術師の教にまかせ塩焔藏を城外に引移し申候、是等の儀共を後に考合候に、一味の郷民共へ鉄炮を手熟致させ置、白佛を以兵糧用とし、富岡・嶋原城内の塩焔を安く可奪取前謀ニ而御座候、

一寛永十四丁丑年春の頃、宗意軒門弟田嶋刑部と申談し、

百姓・町人男女を集、申聞せ候ハ、此已前三世見通しの天文者唐土より渡来り、日本末世の吉凶を記置候末鑑と申秘書を致披見候ニ、來寅年より天下大變の曆數ニ當り候ニ付、兵乱又ハ疫病有之、人民多致死亡筈ニ候、是をまぬかれ度思候者ハ、來年立春の日、此札を門戸に張付又ハ首ニ懸候得者、災難を通れ候へしと、天瑞帝相主と書記候札をとらせ候得者、諸人悦ニ禮錢を出し是を致拜請、近郷の者共ハ聞傳手寄を以申受候、扱又遠境江者、門弟之内辯舌利口なる者ニ此札と鏡を持せ、所々ニ而宗門を廣め誘出申候、此鏡ハ宗門ニ致信仰候者へ見せ候得者面其儘正直ニ移り、無信仰疑申候人ニ而候得者面さかさまに移り、或ハ鬼蛇鳥獸之形ニ見得候、此鏡ニ而諸所の愚民共を迷し宗門へ引入候由、又同年夏の頃より、天草・嶋原・長崎其近邊ニ都而田畑に虫入有之、其上世上ニ時疫傷寒はやり申候、其時節天草ニ而大江源右衛門庭ニ大成桜木有之、根ニうとん華式三拾本一夜ニ生出、見物の諸人夥敷致群集候、宗意軒・田嶋刑部、右之末鑑を披き占候者、大坂陣より

來寅年ハ五々の数をかさね、式拾五年に當り、戦亡の
靈魂、再其怨念を起し、海中のもうりやうと成り、此
天草辺に漂來り、田畑者虫と成り、人家ニハ疫病の神
と成り、共に人民を死亡さすへき瑞相也、是を退散致
さんニハ、出家・山伏の手ぬるき厭勝ニ而者不可叶、戦
亡の靈魂なれハ、田畑ニ而者日夜鉄炮を鳴らし、他人
數集り、甲冑武具を帶し、勇敷躍を催し、女ハ吳様の
衣裳を飾り、南蛮の神事躍し、珍敷見物ニ備候へ、怨
靈納受し、五穀成就し、諸人豊樂なるへしと、占文に
任せて申教候、愚蒙の男女共、いかにもして此躍を致
興行度念望する所に、門弟之内三四人を頭取となし、
村々百姓・町人の若者を集、甲冑・武具を金銀を出
して城内之武士方より借入させ、十六七歳之若衆を源
義經公の繪像に有之ことく、結構之出立を飾り、大将
に取立、金太鼓の拍子を揃へ、軍の掛引を教候様なる
躍を興行致し、女共ハ別に分ち、頭ニ者色々の草花
を束てかぶり、首にハ五色の玉を掛け、絹布を以美敷
道服をこしらへて着し、下にハ白き袴を着、手に舞

扇・木太刀などを持躍申候、此男女躍天草嶋よりはや
り、嶋原・長崎近郷都而八九月比より冬まで盛ニ發興
有之候、是ハ百姓・町人共ハ軍の掛引をおしへ、且又
武士方より甲冑・武具を借入、一揆起し候節本主へ不
相返直ニ奪取巧と、後に相知れ申候、

219 藤掛勘九郎嶋原軍記云、抑此濫觴を尋るに、爰に大矢野
松右衛門・千束善右衛門・大江源右衛門・森宗意軒・山
彦右衛門、此五人の者共ハ古者小西撰津守家人成か、撰
津守没落より後天草郡大矢野千束村の邊に居住す、然處
に近郷の士民を集めて云、慶長開曆の頃天草上津浦に屯
人のばてれん有之、天下の禁法に付吳國へ被追放、其時
未鑑とて一紙の書を残す、其書ニ云、向年より五々の曆
數に及んで日域に宗頭卷人出生すべし、東西に雲焼し、
枯木に不時の花咲ハ、諸人頭にくるすを立、在郷海野山
に白旗をなびかせ、提字子(セウジ)を尊むとき可到也と云々、此
書を鑑に當年に及べり、東西に雲焼る事夥くて、彼大江
が庭の桜を見よ、不時に好花盛也、又天草の甚兵衛か子

四郎こそ此年拾六歳にて諸学を流通し、宗門の奥を究め、口才人に越たり、提字子の恵ミ今来れり、各一黨に隨身せよとすゝむ、誠に古人楠正成か天王寺未来記の謀計に吳ならず云々、

猶々、今度改ニ付所之書物案文札之手本則遣之候、

将又前かた高札之趣之ことくきりしたん宗旨之者申

出候ハ、褒美可被下候間可心懸□可被申渡□(候以カ)

上、

従長崎半天連相走候ニ付、稠可相改之旨被仰下候、當

國之手札ヲ取往還可仕様ニ申付候間、諸所之人數男女

共に當□(秘)子より百歳迄不残木札を作り、鹿兒嶋江所之

衆一人□(庄屋)相添持参候而焼印判を押、自由可相達候、

判錢者出間敷候、札不取者ハ十一月□(朔)日より従鹿兒嶋

検者を廻、見合ニ被擲捕候間、堅可被申付候、

一旅人行脚帳一冊

但札出ましく候、此條題目之改ニ候間、堅所へ留置可

有披露候、

一地下人衆中・在郷當年子より百歳迄札可差上候、

一地下人之外人之被官・浮世人帳卷札、但札可差上候、

一居付之旅人、但書物之上を以札可差上候、

一居付之乞食帳一札、但札可差上候、

一せいらい村可為別帳候、其内ニ旅人居候ハ、せいら

い村の内旅人帳一札可差上候、

右、無油断早々此方へ可有首尾候、恐々謹言、

鎌田出雲守(政統)

十月十七日(寛永十二年)

三原左衛門佐(重徳)

山田民部輔印(有卷)

川上左近将監印(久國)

弾正大弼印(島津久慶)

中郷

高江

水引

高城

暖衆中

人躰貳拾人

〔朱書入〕
出水へ今月九日ニ可被相揃候、

一番立衆
中郷衆中

右嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、

無足之衆ハ三人間夫耆人ツ、以才覚可被召烈候、賃、

後日可被給候、鹿兒島持□知行所之衆者、領主より

可被烈候間、所よりかまへれ間敷候、持道具ハ鉄炮・

弓・鎗たるへく候、普譜具ハ先日被仰渡候様可被校量

候、飯米者出水船元ニ而可被相渡候、物頭前より以差

出可被請取候、

寛永十五年正月五日

かこしま
賦所印

平田源六（宗業）

222 冬十月十六日辛亥、會津宗隱始説ニ法於口津、高来郡在島原城南豪

民源内宅一、臨近郷村、男女來會、而聽信者、日數百人、

愚民煽惑、勢寢公然、地係ニ島原候重治、平塞縁作重次、藤掛記作勝家、藩翰譜作

重治、邑、重治任ニ長門守、姓松倉氏、父名重政、曰ニ

豊後守、事ニ

神祖ニ有功、封ニ島原候、食ニ六萬石、砲煩三千、世稱ニ

武備一卒、子重治嗣為寛永七年事、無子、嗣弟右近大夫重利、平塞重頼、今、時皆在江戶、前此使山内小右、左衛門、為ニ口從藩翰譜

津代官ニ莅治之、子右馬助等從焉、

十九日甲寅、代官子右馬助、過源内隣、聞レ有二會講、

駭販告レ父、父小右衛門乃召ニ莊屋、使ニ往弭之、會衆

不レ聽、時島原士安井三郎左衛門亦居ニ代官於隣邸、小

右衛門欲ニ與謀禁ニ止之、徑ニ訪ニ安井、安井才不レ堪レ

有レ為、遂還ニ島原、以聞ニ守相岡元新兵衛食祿千三百石・多賀主

水同上或作千石・田中宗夫時為城代等、乃遣ニ卒將赤谷兵太夫、

率ニ卒數人、及ニ諸代官ニ往鎮ニ無之、兵太夫等乃捉ニ捕

宗隱及大矢民三吉・作内、留レ卒護ニ宗隱、拘ニ諸口津、

捉ニ三吉等、還礙ニ殺之、宗隱自若、夜尚説レ法、衛卒三

十、坐皆醉惑、反從逃亡、時會ニ島原土柱木工之丞助・

幸野八兵衛亦抵レ役焉、黨民間ニ三吉等既死ニ于刑、便欲下

殺ニ代官及桂等、以報シ其怨上、口津住土山田右衛門佐、善レ

画食祿、窺ニ聞其謀、竊告ニ土二、莊屋亦嘗有恩ニ於長

画食祿、窺ニ聞其謀、竊告ニ土二、莊屋亦嘗有恩ニ於長

州、今恐事既急、又趨來曰、不速去、必遭其害、然亦賊民既要歸途、莫如從樵徑、僕導人疑、請使吾妻導、辭路、以脫君等、二士從之、去過有江、在城南高來郡 謁代官村田作右衛門、告以前事、且勸與還、村田不可曰、吾去、公癡誰與守、賊民乘虛、益振其勢、乃往深江、亦在城西、高來郡 報諸同僚白石市郎右衛門・相良金右衛門、謀俱守備、自十九日下數件、事不詳其為何日、

二十一日丙辰、桂木工之丞・桑野八兵衛、還自口津、報告守相岡元新兵衛・多賀主水等、新兵衛乃使諸代官方、在府者、各急之任、益為守備、以鎮撫之、當此時、有馬人、或作有江村人 佐敷作右衛門、或書左衛門、或佐敷亦作志本 古來所二世秘奉、天主像、裱飾自成焉、衆咸為奇、男女聚拜、繼踵稠坐、更無虛日、星野記云、林玄察嘗以豎過佐敷氏、竊寫其像、及宗意等赤星騎裱飾之、但為大江村莊屋治兵衛所信尊像、未孰是

二十三日戊午、宗隱因又會徒衆於佐敷氏、本邦史記書大江村莊屋治兵衛宅 而月亦為八月、與講法像前、令益起信、于時有馬、有江 代官林兵左衛門等、惡其屢犯禁、乃隨群吏、俱往莅之、兵左衛門忽奪其像、蹈投諸火、會徒大忿、相

挺為亂、遂攻林氏、殺兵左衛門、於是林玄察便勸民衆、與計事曰、已殺代官、罪皆當斬、今亡亦死、起事亦死、等死、起事可以揚大名、其揚大名、則莫如請宗意先生之門人為之大將、以滅松倉氏、取其封國、民皆應之、乃三四人急渡天草、因大江氏、造謁宗意軒、告以其實、宗意乃使千束善左衛門・本戶但馬領銃手百餘、渡島原地、行攻隣邑、縱火劫掠、悉殺口津代官山内小右衛門・安井三郎左衛門・小濱代官高橋武右衛門及佗諸不與者、燒毀廬舍、收兵徇地、殆降三十三村、村名皆見下、十一月七日、 結營深江、或作布、島津村 原守將令衆士急戒軍裝、將啓行伐之、

223 元寬日記云、斯ル處ニ又一ツ之在不思議、彼村傍ニ有左志木左右衛門ト云者、年比雖為耶蘇宗、依御制禁ニ學他宗ヲ、□トモ如何與天帝ノ古繪像一夜ノ中ニ如望表具出來ス、左志來不知之何入圍ニ、蜜ニ自箱拜スルニ有表具、大ニ喜悅シ、隣里ノ耶蘇等ニ語委細ヲ、自是同宗之輩聞テ是ヲ、驚馳テ彼地ニ至、左志來カ家ニ鄉民群集シテ、

無道漸ク入内ニテ是ヲ掛、件ノ繪像ヲ大矢・千束・大江・森山五人之輩有座上ニ耶蘇ノ流義ヲ法談ス、代官大ニ怒テ、今天下ノ御制法雖繁多也ト、頗ル無過耶蘇ニ、汝等カ所行奇怪ナリト、則奪取繪像ヲ、裂之ヲ、投火中ニ、郷民等怒テ殺害代官ヲ、五人カ云、殺代官ヲ上ハ不可在罪科、遮而可起一揆ヲ群集之以郷民近郷隣里之在々所々ニ、少々交他宗ヲ、押寄々々殺害シ、若在々奉行代官以下急討殺、彌催促宗旨之族ヲ、代官之家人足輕ノ中ニ僅ニ遁死者、逃來高來城告委細ヲ、松倉ノ留守居ノ家臣大ニ驚キ、侍十四五騎・鉄炮八十挺・雜兵三百餘人差向、件在所急キ可誅戮之由下知之ヲ、

224 寛明日記卷十八 寛永丁丑十四歲至十二月十日

十月十九日 私云、自是日島原一揆之儀ヲ書記ス、彼地ニ有事ヲ其日ノ下ニ記ス、

一今日九州肥前国高來ノ郡島原ノ城主松倉長門守勝家
或ハ重領口ノ津村ニテ、農民百余人集テ宗門吉利支ヲ唱
次カ

フ、代官山内小右衛門大驚キテ、庄屋ヲシテ鎮セシム

225

ト云トモ、カラ不及故ニ相代官安井三郎左衛門トモニ
飯島原告、家老等トモ早々鎮候ヘノ由申ニ付、又村々
へ駈廻云々、

廿一日、桂奎之允・桑野八兵衛密柑ヲ取江戸へ為遣、
口ノ津ニ在シカ、山田右衛門佐ト云松倉カ繪書來テ兩
人へ申ハ、爰地宗門ノ徒黨蔓リテ、代官ノ制止モ不用、
然上ハ兩人爰ヲ引取ラレ可然ト云、則庄屋ノ女房ヲ案
内トシテ帰道ヲ夜中引退テ有江村へ寄、代官村田作右
エ門へ申ハ、諫島原へ共ニ引取可然ト云、村田云ハ、
我レ退ナハ弥我侏ニ可有之、其上深江村ノ代官白石市
郎右エ門・相良金左エ門ニ評議可任ノ由申テ不退、桂
奎之允・桑野八兵衛兩人ハ、今日島原ノ城へ皈云、
廿三日、島原ニハ城主松倉在江戸ナレトモ、今日留守
居家老ヨリ家中へ觸レ申ハ、在々ニ吉利支丹宗門有之
候由承リ候間、為鎮不凶人数ヲ出シ申事可有之、兼々
其心得有ラレ候由申渡候、

說書云、十月十九日頃、口ノ津村にて百姓共大勢集り、

宗門之唱を申候、代官山内小右衛門・右馬之介父子共に其頃口ノ津村ニ有之、右馬之介見分に^(し脱カ)出られを聞付、急に立帰り、父小右衛門に此由を申す、小右衛門驚き、庄屋を呼て急に制止可申旨申付候、庄屋彼所へ行て暫く有之、歸りて何程に申候ても聞入不申候、大勢の者共可仕様無之旨申候、小右衛門是を鎮る事あたハす、相代官安井三郎右衛門近郷に居候ゆへ、談合の為三郎右衛門方へ参候て、對談に及ぶといへ共埒明す、依て嶋原へ帰り、右之通家老中へ申候得者、随分静候得と申ニ付、十月廿一日、代官所預りの村くへ又桂李之丞・桑野八兵衛と申者□□兩人は江戸へ遣申候、蜜柑を在くより取寄せ、口の津に居候所に、廿一日に、繪書の山田右衛門佐と云者長門守扶持人にて口の津に有之候而、右兩人の方へ来り申様へ、近郷の百姓共皆切支丹に立帰り、代官の制止も不用、代官も殺し可申様に承り候間、各へ急キ歸り被申可然と知らせ候、又口の津の庄屋長門守念頃に致され候ゆへ、此者も来り李之丞・八兵衛へ申候へ、此所に御座被成候而へ悪敷

候半間、急き御帰り可然候、乍去本道へ最早成間敷候、山手の木切道を今夜中ニ御退候へし、御案内申度候へ共、我等居不申候へ、不審を立、各御帰の跡にて迷惑仕へく候間、我等女房を御案内になされ御退候へと、達て申ニ付、式人庄屋の女房を案内者ニ召連れ、山道を物静なる在所へ出、夫より女房を帰し、扱有江村へ寄り、代官田村作右衛門へも申聞せ、急き退候得と云所に、我等退候へ、いよく村々我儕可仕候、其上深江村の代官白石市郎右衛門・相良金右衛門に談合可致とて、退不申候、兩人廿一日に嶋原城に帰り、右之趣家老共へ申聞候處、仕置の為め残る代官共村々へ遣申候藤掛記・平塞録等には村田作右衛門とあり

一十月廿三日、家中へ觸候へ、在々吉利支丹起り候由聞候間、風与鎮めに人数出し候事も可有之、急に相心得あられ候へと申遣、

226 藤掛勘九郎云、折節有馬村に左志木作右衛門と云者あり、^(セウウ)提字子の古き繪像を隠し居、いかにも表具仕度と日来内

願すといへとも、世間を憚り日を送る折柄、此繪像一夜の内に何者か表具をし、彼か圍かこの中に掛て置、作右衛門見て驚き、尊む事尋常ならず、近隣の同宗共に此由を告る、諸氏寄特の思ひをなし、作右衛門宅へ群集をなす、所の代官此由を聞付、佐志木か宿所に行てみれハ、老若男女集り、件の繪像を拜し、唱をなす、代官急ぎ彼繪像を取、散く引破り焼失し、其上有馬の内大矢村に三吉・作内と云兩人の者、宗門の棟梁の間聞付、則搦捕、嶋原の城へ遣し成敗す、依之一宗の者共、ケ様に露頭の上ハ我くか身の上大事と心得、代官林兵左衛門宅へ押寄せ討殺す、此砌近郷一揆起り、口之津の代官山内小右衛門・安井三郎左衛門・小濱村の代官高橋武（行カ）右衛門杯も百姓共押寄、皆討殺由に候云々、

227 星野寿庵云、同年十月十六日より嶋原之内口之津村之大百姓源内と申者之居宅ニ而、會津宗隱を頼、浄土三部經之談義を致興行、近郷遠境より聽聞の男女昼夜夜入來候事及數百人候、信仰無二の者共計ハ夜の深更ニ土藏の内ニ

而、宗隱肩間より白毫の光明を放ち、釋迦如來説法之姿に変し、地獄・極楽・六道の形勢を目前に顯しミせ、宗門の念佛をすめ候、又年若き男女共を集、一間をへたてて入置、暗かりに女共の帯を解出し、男の方より是を引被合候、男女者御佛様の縁むすひ成とて、其一夜の夫婦と成り、枕をならへ臥候、右通珍敷説法談義ゆへ、貴賤・男女昼夜致群集、米錢を持はらひ、夏く敷成立候故、其村之代官制止候得共、曾而不聞入申候故、嶋原城内へ披露致し、城内より赤谷兵太夫足輕數拾人召列差越、談義之場所へ踏込、男女共を追拂ひ、宗隱を搦取、其夜足輕三十人番ニ付置候処、番人之足輕共夜之間ニ宗隱ニ致隨身、宗隱をかこひ天草嶋へ逃去申候、同月末頃、有馬村之佐敷作右衛門と申者、先祖代より下品下生之阿弥陀如來の古き懸物を致所持、一間ニ掛置昼夜信仰し候、古き繪像にて、香烟に焦れ、佛體者見へ兼、其上表具破れ損し候ニ付、新敷表具いたし度念願存居候へ共、上手之表具師廻り來らず、是のミ氣の毒ニ存候處、年々外科療治ニ天草より差越、作右衛門処へ宿いたし候

林文察と申醫者、竊に右の繪像掛物之様躰寸尺を書付、天草へ持帰り、宗意軒方ニ而右之繪古懸物ニ少も不替様ニ新敷調、此度持越し、人不知様に古掛物と引替掛置候得者、愚蒙の作右衛門大に驚き、扱く御利生ニ叶ひ奇妙不思議之次第かなと、弥信仰を起し、宗隱門弟之同志共を招き拜ませし処、又く此処ニ男女集事夥敷有之候、宗隱宗門之儀者、吉利支丹邪宗ニまきらハしく禁制有之最中故、村之代官役人共を召列、作右衛門宅へ押入、右之繪像を踏破り、宗門之徒黨を結、御法度を背き、不屈者共屹度御沙汰可及と稠敷叱り候処、百姓共山刀・棒なとを手に携、代官・役人を打殺し、直ニ村々多人數押入、理不盡に代官・役人不残打殺候、左候而百姓共一所ニ寄集り、右通一時之きおひニ乗村くの代官を打殺し、押付我くの身の上に公義の罪科かゝり候儀を存當り、必至と行つまり十方ニ暮居候、其時少茂不相加、空不知躰ニ而致見物居候天草之玄察、百姓共へ申聞せ候ハ、各御法度を背き宗門之徒黨を企、代官・役人衆を切害なされ候上者、今更前非を悔御断被申上候とも、中く御取揚

無之、其身ハ勿論親・妻子迄茂死罪・火あふりに被行候儀者別条有之間敷候、せめて可死命不通事候間、天草へ屯兩人早々被差越、宗意軒の御門弟歴くの浪人衆を大將ニ被頼入、衆議一味し、松倉殿を攻つふし、此嶋原領を奪取候ハ、昔よりかやうの儀ニ而、俄に大名國取と致立身事ニ候、宗意軒御門弟之智謀軍術ニ而者全勝利を得候儀ハ疑なく候、左候得ハ各子々孫く迄安堵たるべく候と、辨舌明らかに申すゝめ候ニ付、百姓共不通帰所ニ行つまり候故、一人も二心なく必死ニはまり申候而、頭取の者三四人早船ニ而天草へ押渡り、大江源左衛門へ無據頼入候ニ付、宗意軒下知として千束善左衛門・本戸但馬両人大將ニ而鉄炮・火術手練之者共百餘人召列、嶋原へ押渡り、布津村へ伏居、嶋原中拾式ヶ村之一揆共へ手配之諸下知いたし候、

228
二十五日庚申、代官小卒、走回島原、薄暮報告守相、守相岡元新兵衛・多賀主水・田中宗夫等駭會城中、及衆計議、急設守備、乃新兵衛・主水領士三十人、乗舟

至^ル有馬洋、且^シ視^ス其勢、村廬火起、賊既^ニ也^レ港、夜又^シ深更、時^ニ遇^リ有馬代官千島休太夫平糞録作本間九郎兵衛門、今從藤掛記挺身掉^レ舟、來報^ニ賊勢甚銳、新兵衛等乃^チ慮^リ以^テ寡兵難^キ當^リ之、曰、今皆進戰、孰得^ニ生還、不^レ如^ク疾^ク回^リ報^ニ諸城兵、急整^シ軍威、陸行^シ討^ム之、壯士皆請^フ戰、曰、視^レ賊歸^ル舟、世笑^ニ怯懦、新兵衛等不^レ許^ス之、遂^ニ飯、而^シ其入^ル城也、恐^レ賊起^リ、衢、乃^チ戒^リ衆曰、功不^レ在^ル聞、惟^ニ在^ル保^ル城、宵守將田中宗夫等、使^シ米店半入或作半兵衛、徧巡ニ安德・時年八十許、深江等、說^キ諸村民、催^シ償^ム其所^ニ私藏^シ米穀、欲^シ運^ス諸城、以^テ充^ル糧儲、衆民不^レ聽、反^シ成^リ仇謗、半入遁回、但三會民作左衛門・太郎兵衛・作次郎・源之丞等因^テ半入上^ニ請^フ曰、僕等農間、頗^ル學^ニ火銃、願^シ當^リ一方^ニ以^テ與^ル城守、半入聞^テ之、守將、守將大懼、乃^チ許^シ之曰、壯哉汝儕、臨^テ變^レ優^レ士、特^ニ授^ク兵器、猶^シ且^シ試^シ技、

229 説書云、同月廿五日夜、町人の隠居に半入と申す八十歳計なる老人有しを便にして、安德村城近所ゆへ先遣し、味方に参り候へと申候へハ、御味方可仕由申、夫より深

江村へ参り、庄屋を集め、右之通申候得者、返事ハ不申悪口し、扱半入には己不入使に参りたり、討殺すべきやつなれ共、其年寄たる町人の事なれハゆるすと申けり、急ぎ立帰り、大息つき、あふなきめに逢たるよし申候、

230 藤掛覚書云、然處に有馬村の代官林兵左衛門を百姓共殺し申由、十月廿五日の晚六ツ時分打寄嶋原城本江注進有之故、留守居の家老驚き打寄談合仕、岡本新兵衛家老知行・千三百石、多賀主水家老知行・行千石此兩人侍式三千人召列、すハたにて船に乗り、有馬の沖に夜半時分に参着、陸を見候得者、徒黨共我宗旨無之、寺へ火を付焼立、有馬の湊には鉄炮の火繩の火湊端に夥敷見へ申故、新兵衛思ひの外ニ存、類船侍中を我船へ呼、何れ茂存寄を先聞、面へ思ひへに申候故、何れも申候ハ、此躰にて陸へ上り候ハ、此者共不殘討死仕、其上嶋原の城一搦共ニ被取可申候間、急ぎ帰り皆へ此躰申聞せ、城の用心いたし、兵具を堅め、陸より押寄追散し可申旨申候、若き侍共ハ新兵衛臆病なる所存とハさゝやき候得共、合点不仕侍共召列、

無理ニ帰り可申由候、有馬の代官千嶋休太夫ハ有馬村を船にて退、嶋原の侍共来る船乗寄、一揆の起様夥敷様子申ニ付、弥惣船を嶋原指て漕戻す、岡元新兵衛ハ松葉と云早船に乗候ゆへ、何れもよりも先へ帰り、濱端へ人数を立、大身の鑓式拾本両方に立させ、大籌をたかせ、何れも跡より帰船の侍中を相待、何れも同道して帰り、其時諸人へ申候者、ケ様之節ハ足本に敵有之茂不知候、町中江者行燈出し候へのよし申付候条、侍中ハ式行ニ脇ニ立、下ノを中に置通り可被申候、縦一揆有之候而、出戦共随分切ぬけ城へ入可被申候、此時ハ城に入か手柄にて候故、跡勢少々被討候共、不構先を切捨可通と下知して、如其人数を押返し、無恙城へ夜明かたに帰り、皆々彼鉢申候得者、先々様子不存若者共ハ新兵衛弱様に申候、扱城の矢倉を明、何れも武器・馬具を相渡申候、扱町人の隠居に半入と申者八拾計なる老人御座候、是を先使にして安徳村城近所故遣し、味方申て百姓共と一味仕候欵と尋候へハ、此村の者共ハ御味方可申由候故、先の深江村へ廻り、庄屋を集め、右之通申候得ハ、返事をハ何共

不申、新兵衛・主水に我等共の物を奪つ宛給候得と悪口いたし、半入へ申候者、おのれ不入使に参候、討殺可申候得共、年寄たる町人の事候間免申由申に付、急ぎ帰り、大息をつき、我等もあぶなきめに逢申候とて、右の段申候事、

231 平塞録云、有馬村代官本間「本ノマ、」九郎兵衛門ハ有馬村ヲ船ニ（九郎左衛門カ）テ退ケル云々、且無恙夜明ニ帰城ス、此節新兵衛武邊

ノ仁故裁判宜シト諸方ニ稱美ストアリ、他ハ大同小異ノ□侍二三千人召列ト云ヲ土三十人ニ作ルノ類ナリ、

232 星野寿庵云、肥前國島原高六萬石城主松倉長門守・子息右近父子共に在江戸の故、留守居家老多賀主水・岡元新兵衛城を預り居候、十月廿五日村々へ徒黨之郷民共相起り、代官役人を悉く討殺候由、所々より注進有之候ニ付、岡元新兵衛士三拾人・足輕五拾人召列、船ニ而有馬村之沖へ夜半過漕出し、陸を見候得者、一揆共人家・寺ノを焼立、湊口ニ者鉄炮の火繩夥敷相見得、可致着船様無

之、其上城内之甲冑・鉄炮等過半躍用ニ借置不有合候ニ付、土・足輕何れも素肌ニ而候故、押寄戦候儀難成候故無是非舟を漕戻し城ニ引入候、翌日より早々諸士・足輕・人夫まで召集、城を不被乗取用心専ニ致下知候、左候而米屋半兵衛と申老人之町人を使として、村ノノの百姓共へ、致御味方貯有之米穀物上納仕候得与申渡候得共、色ノノの過言共申候而下知ニ随不申候、其内三會村之百姓作左衛門・太郎兵衛俸作次郎・源之丞を始五人之若者共、嶋原城内へ右之米屋を以願出候ハ、私共儀土民不成合之事ニ御座候へ共、天草二八月の鉄炮勝負ニ毎度相加里少々鉄炮手馴申候間、何卒此節御城内之狭間一間乍憚御預被下候ハ、相働申度奉存候と申出候、両家老尤と聞入、ケ様之変時に及候へ者、足輕・郷士共さへ致身構候者多有之候ニ、殊勝之志ニ而候間、望之通狭間者間可相渡候、一涯相働候ハ、士ニ立身可申付候、先鉄炮・大筒手練之程見分とて、其翌日城外之松原へ幕を打、棧敷を構、物頭并兵具役城内より鉄炮・大筒・玉薬等持せ出張有之致見分候、右五人之者共ハ鹿子木本戸の門弟にて、

宗意軒流之鉄炮・大筒達者ニ而候故、式拾目玉の鉄炮ニ而玉込取つかひ、無滞早業ニ引車ニ立候六寸の的を幾度茂不迎打當申候、引車と申候者、宗意軒流ニ而四五尺計の板の跡先ニ車を仕懸、板の上に人長ケに的を立置、車の際に綱を付、厚地之蔭より其車を引かせ、引候間ニ其的を認打事ニ而候、其翌日ハ大砲・火術の見分可有之筈ニ而、其夜ハ鉄炮・玉薬等棧敷の内に留置、物頭式人・足輕式拾人番ニ付置候處、夜ニ入、右五人之者とも今日難有見分被仰付候、御禮とて重之内酒肴等過分ニ取寄、番人之物頭・足輕を馳走致し、夜ふけ何れも前後を不覺沈酔いたし候間ニ、鉄炮・大筒・玉薬を不残夫馬ニ負せ、五人之者共盜取逃去申候、翌朝右之次第城内ニ相聞得、三會村之百姓共、油断難成候とて、城内へ公役入来居候無罪百姓共式拾人計成敗有之候、

233

寛明日記云、廿五日、同所大江村或有馬村ニ左志木佐右衛門ト云者有リ、耶蘇ノ古キ繪像ヲ隱置、表具仕度ト日來内々願望ス、然トモ世ヲ憚リシニ、此繪像一夜ノ内ニ

望ノ模様ニ表具出来タリ、(右脱之)佐衛門常ノ勤為トテ繪像ヲ見ニ表具出来タリ、大キニ駭キ、尊敬仰渴ノ思限リナシ、近隣ノ同宗ニ告ケ知ス、老若奇特ノ思ヲ成、佐志木カ宿處ニ群集ヲ為ス、代官聞付、馳行見ニ聞シハ物ノ數ナラス、則彼繪像ヲ押取、散々ニ引破焼失ス、又有馬ノ内大矢村ニ三吉ト作内ト云宗門ノ棟梁アリ、則此兩人ヲ搦メ捕リ、島原ノ城ヘ遣ス、宗門ノ者トモ斯ク露頭ノ上ハ思詰メ、代官林兵左エ門宅ヘ押寄討殺ス、此外口ノ津□代官山内小右衛門・安井三郎左エ門・小濱村ノ代官高橋武右エ門ナト皆討殺由、然處ニ有馬村ノ代官林六左エ門ヲ殺スノ由、今日暮六ツ時分ニ島原ノ城ヘ注進ス、

一右ノ注進ニ因テ島原城中家老トモ評議シ、同月戌刻岡本新兵衛家老百石・多賀主水家老千石兩人、武士二十八人乗船シ或記ニ松倉城代田中宗大夫、岡本新兵衛、侍十五騎、徒庸ニテ有鉄炮八十丁、陸ヲ三百余人深江村ヘ廿六日ニ行ト云馬ノ海上ヘ子ノ刻ニ着ク、陸ヲ見ニ、一揆等放火或鉄炮ノ火見ルコト夥シ、新兵衛大ニ驚テ飯シト云、若武者不肯、無理ニ舟ヲ押戻ス、有馬村ノ代官手島久太夫

234

モ舟ニ而乗寄セ、一揆強大ノ物語シ、共ニ島原差テ漕戻ス、岡本ハ松葉ト云早舟ニテ惣人數ヨリ早ク飯、何モ着船ヲ湏、皆同道シテ島原ノ城ヘ飯ル、私云、此時岡本ハ先キニ飯リ、大身ノ鎗二十本ヲ両方ニ立、大篝ヲ焼テ何モ着船ヲ順、何モ来リシ時岡本下知ニ足下ニ敵有モ不知候、町中ヘハ行燈出シ候ヘト申付候条、侍衆ハ二行ニ立チ、下々人ヲ中ニ立テ押戻ルヘシ、縦一揆有之トテモ強テ戰ヲ事トスヘカラス、加様ノ時ハ随分切抜ケ、城ヘ入候カ働ニ候間、手勢少々討レ候トモ不構戰、先キヘ切捨切抜ケ通ルヘシト下知シテケレハ、其如ク人數ヲ押通シ、無恙夜明方ニ城ヘ飯ト云々、

天草郡覺書

一切支丹一件の事

一切支丹一揆之大將ハ益田四郎也、一揆蜂起の年ハ十六才ニ成、才覚人に勝れたる者と申傳、親ハ肥後國宇土郡江邊村之百姓甚兵衛と申、其頃甚兵衛ハ相果、彼村ニ母姉此兩人、其外親類罷在候也、母ハ天草千歳島(千歳島々島カ)ニ

テ山城傳兵衛と申者の姉也、傳兵衛ハ其節隱居致居、

住所千束村也、四郎母の兄ハ渡邊小左エ門と申、大矢

野上村ニ罷在候、其弟小兵衛と申者ハ小左衛門ト一所

ニ居候、其外大矢野ニ諸親類數多有之候、四郎儀幼少

之節ヨリ天草ハ參候而罷在候、其身ハ人ニ勝れし者故、

所之者共おのつから崇敬有しと也、始ハ宮津ニ罷在邪

宗を弘めたり、又肥前高來郡四萬石は島原之城主松倉

長門守殿領内也、右郡之内口之津ニ繪師山田右衛門

佐・座頭城宅兩人トモ藝者にて知人多もの共也、此者

共四郎ニ便り(類)邪宗を弘めたりと也、

一大矢野支配之内湯島と申離島有之、是ハ嶋原・天草と

の間在、長崎往來の船掛也、此島ニ嶋原・天草兩所

より一揆共丑十月廿四日出會相談を相究め、同廿五日

より邪宗をあらわし、人數を催しけると也、依之世俗

に此嶋を談合島と申也、

一天草之内北東南之分ハ邪宗と一味仕候ニ付、唐津より

年貢等催促の人來り候ても中々不取合、後は打捨置候

ニ付、百姓共余程米を貯たりと也、依之寺澤殿不勝手

之由申傳候也、

235

二十六日辛酉味爽、新兵衛等還ニ島原城、乃擧ニ府下士卒、
與レ之盟曰、公在ニ江戸、我雖ニ不材、辱ニ柄ニ兵權、務明ニ

賞罪、汝等宜下立ニ軍功、以待ニ公至、勿ニ禮違ニ令、

若我或レ私、明神其殛レ之、遂ニ杖分ニ其衆、使ニ宗夫等

將ニ一隊、留守島原城、新兵衛・主水等、乃帥ニ兵三百、

往討賊徒、進入ニ深江、賊伏ニ林丘、新兵衛曰、恐山

有レ覆、騎先必歩、卒亦齊進、方ニ踰至ニ岑、賊一千餘、

呐喊・鼓躁、火銃齊發、城兵與レ之奮戰、斃ニ賊四十五人、

藤掛記作、弓銃將近藤與兵衛・槍手將松田兵右衛門死レ之、

四五十人、騎將多賀主膳・竹村新兵衛或作新右衛門・弓銃將中西甚五兵衛等

被レ創、賊徒走ニ深江、新兵衛・主水等壓レ衆追レ趕、各獲ニ

一級、入逼ニ公癩莊屋役所、賊發レ銃拒レ之、小木右馬助等被レ

傷幾、死小木或作波野、後改稱小、賊又集ニ高丘處、投レ石擊レ我、

新兵之子宅市左衛門等、被ニ賊中ノ石、新兵衛乃收レ兵還、

時、賊將千束善左衛門・本戶但馬本邦史記則書千々輪五郎左衛門、佐敷佐次右衛門、大矢野

衛門、縦ニ銃千二百、從ニ林間一起、喊聲大舉、徑ニ要ニ歸

路、火銃竝發、尾擊之、松倉師敗走、新兵衛亦被賊中、
 銃、為其臣畑六藏所負而退、賊別分兵、又侵二城市、
 縱火劫掠、盡奪糧、儲火藥、進破二城門、城兵堅拒、
 發銃如飛蝗、斃賊二百餘或作百三、遂却之、青木少
 七等有功、岡元以下敗殘兵、飯自深江、會賊方退、
 轉入二搦手、

236

元寬日記云、同廿六日卯ノ刻、松倉カ兵士押寄于深江村、
 發開欲討殺放鉄炮、郷人一千餘人蜂起シテ立以鉄炮相戦、
 郷民二十餘人忽被討、雖然以多勢少モ不疼、圍責於松倉
 人數、武士共ノ僕從ハ大略所之者共也故、一揆ノ中ニ
 父子・一族・親類・在縁者輩多シ、依之忽一揆ニ相屬ス、
 於是騎馬之武士五六人足輕以下矢庭ニ討百餘人、開靡這
 ヲ高来ノ城迄逃飯ル、西戎乗氣追討之、甚疾剩一揆ノ
 與黨追香ヒ逃味方ヲ押寄高来城下焼拂於民屋、城兵自深
 江村被追立、逃籠城中、一揆續欲責入、城兵捨命、一
 揆、奴原或竹鑓或鉞・長刀以棒能手等雖欲責攻、此城ハ
 長門守親父豊後守數年在此城、高壘深濠構堀櫓之間、早

速難破、城兵登高櫓、開矢挾間、飛矢炮事如雨、一揆忽二
 百餘人被討、堪兼引退ク、然後ハ松倉兵共一揆等被吞氣、
 郷民征伐之夏迄ハ不思寄、唯一揆等ニ高来城不被取用心
 ノ外無佗、城兵僅ニ七百餘人、其内勇士ハ不過五十騎云
 ヲ、

237

説書云、同月廿六日、深江村引口に荻野右馬之助見得
 不申、尋けれハ深江村へ押込申由、左の肩先より右の
 あばら下迄、なた長刀にて切先はづれに打込まれ、所
 ヲ手負、溝にころひ居候を引掛ケ連て帰り、養生し、
 後ハ本腹し能き働也、後荻小右衛門とて板倉隠岐守に
 居申候、
 一嶋原城ハ松倉豊後守所を見立、有馬の城を引、高来郡
 温泉か嶽の麓海邊にて堅固の地也、

238

藤掛勘九郎嶋原軍記
 深江働之事
 一五十月廿六日早朝、城内の武者だまりへ諸人集、新兵

衛申候者、此度随分御梓候へ、其由申上、八幡大菩薩も照覽候へ、急度恩賞可行、少茂依怙仕間敷候、働の善悪次第ニ吟味之上、其實可有之候、又今度殿様御留守に候間、我等萬事差圖仕候、此下知御背の方ハ軍神も照覽あれ、切腹可申付候由令申候得者、中にも老人共尤の御事に候と申、扱竹の杖にて人数を二ツに押分ケ、右の方ハ先へ御出候へ、左ハ跡に御残り城を守り候得と申候得へ、新兵衛下知背候者一人茂無之、忒ツに分り申候、扱新兵衛・多賀主水大將にて足輕大將五六人・組侍五六十・雜兵三百餘參候、深江村の少此方に野山御座候、新兵衛申候者、あの高さの彼方杯に一揆居申事に可有之候、足輕一面に押せ申様にと申付、一面に立、侍中ハ何れも馬よりおり、步行にて人数を押申候、如案山の峠の打越に一揆共千餘人伏居たり、此方の勢を見付申と、一度に鯨波をあけ、鉄炮を打掛切て懸り申候、足輕共鉄炮一放宛打候得へ、餘り世話敷掛り申候故、二の玉打申事不成、鉄炮をすて切て懸り申候、互ニ手負・死人數多御座候、此時進藤与兵衛

討死平塞録ニハ近藤與兵衛討死致トアリ・松田兵右衛門手負申候、一揆共討死四五拾人平塞録ニハ四、(敵)十五人トアリ、敵配軍仕候間、深江村迄追討に付申候、新兵衛申へ、可様ニ得勝利候得者先引取又明日參可致退治候、若敵跡へ廻り城へ取懸候へ、城内無人ニ候間、城を被取候而者如何ニ候間、先引入長崎又者豊後府内の御目附江注進を逐、隣國の加勢を乞退治可仕と申、扱味方老人も不殘引取可被申候、武器一色も落し被申候へ、可為越度、人数を丸していかにも靜に引可被申候と有之内、小木右馬助見得不申候与尋候得者、深江村の中へ押込申候刻、敵に左の肩先より右のあばら下迄なた長刀にて切先はづれに被打込其外所々手負、溝にころび死居申候を引あげ、列て戻り候得者、後にハ生申候、好働候と諸人誉申候、只今小木小左衛門と申、板倉隠岐守殿に居申候、扱新兵衛宅市左衛門杯庄屋の家に押込見申候得者、門際石垣の上より百姓共石を打申候、新兵衛子宅市左衛門右手負好働無比類候、諸人草臥働申候者、前日食給候まゝにて、腰兵糧も不持候得者悉つかれ申候、濱辺の方を見

候得者、一揆跡に廻り申鉢ニ候、左候得者何れも城へ帰り候得者、付入に可仕とて、城下へ程なく敵参り、町屋へ火を懸、城の大手門深く押寄、門の扉をまさかりにて打割、内へ入らんといたし候處ニ、何れも出合防申候、此時青木少七と云者好働有、然る間彼破れより敵鋼鎗にて突相候、味方も破れより鉄炮を打、塀のさま或ハ屋ねの上より鎗にて突、鉄炮を打申故、門外にて敵を百三拾餘人討殺す、一揆不叶、終に引取申候、此嶋原の城と申ハ、古は森たけ山と云、去ル元和年中に、松倉豊後此所を見立て、有馬の城を此所へ引築城也、嶋原の城と号す、高来郡温泉嶽の麓、海邊にて堅固の地也、

239 平塞録云、扱村中ニ押入ル節、右一揆頭取スル者一人ハ主水鎗ニテ突殺ス、外ニ頭取一人有之ヲ新兵衛鎗ニテ突殺ス、其餘ノ一揆トモハ庄屋々敷ニ込入ニ付、兩人寄候處ニ左右ハ高岸中ニ路一筋有之ニ、侍中ヲ押向ケ候エハ、岸ノ上ヨリハ石礫ヲ打チ、木戸ヨリハ鉄炮ヲ強ク打立ル

ニ付、手負大分有之、岡本新兵衛モ石ニテ被打手負ケルニ付、惣勢ヲ引揚、主水跡ニ残り殿ヲ勤ム、其節新兵衛申候ハ、ケ様ニ勝利ヲ得云々、

240 星野寿菴云、同十一月五日、嶋原城内ニ而饑定有之、籠城之人数を二手に分け、一手は城を守り、一手は足輕頭近藤与兵衛・中西甚五兵衛ニ鉄炮三拾挺・弓式拾張・足輕五拾人、長柄奉行松田兵右衛門長柄足輕五拾人、騎馬士與頭多賀主膳・竹村新兵衛騎馬士五拾人、総兵三百餘人、岡元新兵衛を備頭大將ニ而、村ノノ徒黨退治として城内より押出し、城より南深江村へ行懸り候、此所に少の野山有之候付、伏兵を氣遣ひ行列を揃押行候ニ、如案山陰より一揆共百人計一樣ニ白鉢巻致し、佛像を書たる旗をすゝめ頭れ出て、おかしき同音に高砂の小謡をうとふ、松倉衆にくき奴原打殺せと平押に追つめ候へハ、一揆共玉無鉄炮を打出し、乱散足早逃行候を、松倉衆騎ニ乗り深江村迄追したひ、庄屋やしきの内より石垣を崩し、石を抛出し候百姓共を追拂ひ、暫時息を休候、新兵

衛致下知、一揆共跡城の方へ人數之不廻内に早く城中心引取候へと、人數をまとめ候処、村のあなたより千束善左衛門・本戸但馬両大將ニ而、総鉄炮之軍兵式百人計徐に太鼓を鳴して進寄候、松倉衆之足輕ハ四五匁玉の短き鉄炮故たしかに玉届不申、足輕共悉被打倒候ニ付、騎馬の衆長柄の者鎗先を揃へ、無二に突入らんと押寄候へとも、一揆共大小銃砲をすぎ間なく込替く打出候ゆへ、騎馬・弓・長柄の軍兵打ひしかれ、表に追候者ハ的に成りて亡命致し、ひたすくみに成り立あかり、面を可向様無之、跡勢の方江も大筒を越して打込候ニ付、松倉衆混崩いたし逃去候、此迫合の間に別手の一揆濱邊より嶋原の城下に押入、町屋を乱妨いたし、米穀物を奪取、塩焔藏の番人を追拂ひ、不殘焔焔を運出し、城の大手門の扉を打破、番所に飾たる鉄炮幕の類を奪取、手強く攻付候故、城兵やうやく防留申候、深江村より逃去候敗北の松倉衆、右通故大手口へ引取候事不叶、搦手口よりやふく城内へ引取候、此迫合ニ五人の組頭何れも深手を負、又ハ討死仕候も有之、備頭岡元新兵衛ハ鉄炮ニ而兩

腰を打挫かれ候を、家来畑六藏肩に掛やうやく引取申候、

241の1 寛明日記云、廿六日、今日江戸ニテハ御法度被仰出、

241の2 覺 但書様草字也、

一 従此前被 仰出候五人組、弥念入可相改事、

一 在々所々惡黨無之様ニ郷切ニ申合、常々可改之、若不

届者於有之者、穿撃之上五人組ハ不及申、依其品

一 郷之者可為曲事矣、

一 不審成者ニ宿ヲ借ヘカラス、自然不知借シ、輕キ事有

ラハ、縦ヒ親類縁者タリト云トモ、早々其所ノ庄屋・

五人組マテ有様可申届事、

一 御領・私領トモニ、或新田、或郷中へ越来者有之時ハ、

本ノ所ヲ能々相改、慥ナル者ニテ於無構可指置事、

一 郷中ヨリ奉公ニ出候トモ、又商買ニ行候トモ、先々落

着キ処ヲ庄屋・五人組ニ為知罷出候様可申付矣、

一 在々所々ニ盜賊之者・惡黨於有之者、急度可申出、縦

雖為同類其科ヲ許シ、御褒美可被下、若隱置、他方ヨ

リ訴人有之者、穿鑿ノ上、其五人組ハ勿論、庄屋トモニ可為曲衷、或同類、或ハ親類縁者等、仇ヲ可成ト存不申出儀モ可有之、右之通ニ候ハ内々以可申上候、御褒美被下、其上仇ヲ致シ候ヌ様ニ、急度可被仰付事、

一在々所々堂宮并山林ニカウマリ不審成者於見出候者、

相搦、庄屋并所ノ者相談ノ上、其所々ノ地頭・代官へ

可渡之、捕候儀難成候者、其村ノ庄屋所へ可申届、御

褒美可被下、然上ハ其庄屋早速人ヲ集、精ヲ入可搦捕、

自然トラへ候儀難成候ハ、相慕之落着所へ断之搦捕様

ニ可仕之、若見ノカシ聞ノカシ於令欠落者、後日ニ聞

候トモ可為曲事、

一在々所々悪黨有之時ハ□□□□先々ノ村ヨリ出合可召

捕也、御褒美可被下、於不出合者郷中穿鑿之上可為曲

事衷、

一悪黨トラへ候刻、地頭・代官其所ニ不有合候ハ、江戸

へ召連レ奉行所へ可指上衷、入用自公儀可被下之事、

右在々所々盜賊之族有之候而、切々致惡逆事給人面

々ト代官之輩油断ニ被思召候、堅相改之悪黨可穿鑿、

若無沙汰ニ此後悪人於有之者、其所ノ給人・代官常可為無念、此外御法度之儀弥念入可申付者也、

寛永十四年丁丑十月廿六日

火事見舞

一親子 一兄弟 一祖父母 一甥姪 一從弟

一孫 一舅聳 一小舅

家中者、右之外其日其夜之内ナリトモ越候儀、堅御停止之事、

241の3

一今晚廿六、島原城内ニ於テ集諸士、岡本新兵衛申曰、

今度不圖一揆蜂起ス、然ニ主君松倉在江戸ノ儀ナレハ、

我等下知ヲ可被用、其忠不忠・功ノ淺深、八幡モ照覽

アレ、不可私トテ杖ヲ以人數ヲ分、左ノ方^(ハ可カ)守城、

右ノ方ハ可打出ト云、一人モ無背者、新兵衛・主水大

將ニテ五六十騎・雜兵三百余人押出ス、深江村ノ前ノ

方ニ山アリ、新兵衛伏兵有シ衷ヲ察シ、足輕ヲ一面ニ

立、武士ハ下立テ押行ク、如案伏兵一千余人有之、鉄

炮ヲ放合ヒテ、後ハ切合、双方死人・手負多、此時進藤

與兵衛・松田右衛門討死、竹村新右衛門・中西甚五兵衛手負、一揆ヲ討取四五十人、敵敗軍ス、新兵衛申ハ、勝利ヲ得ル上ハ引取重テ可出兵、若敵跡ヘ責来シモ難計、先城内ヘ皈、長崎并豊後府内ヘモ注進シ、隣国ノ加勢ヲ可受トテ人數ヲ集引取、新兵衛子宅市右衛門杯庄屋ノ家ヘ押込、門際ヲ見ニ石垣ノ上ヨリ石ヲ打申事夥シ、宅市右エ門モ能働キ、諸人モ勞レシ故、引取ニ濱辺ヲ見レハ、一揆トモ跡ヘ廻申候、諸人城ヘ皈、八時附入ニ為トテ、一揆町□放火シ、大手門ヲ鉞ニテ打破ントス、然ニ城内ヨリ打出戦、一揆ヲ百三十余人□殺ス、一揆敗軍ニ及引取、

242 二十七日壬戌、島原守將多賀主水等、使_レ卒將二名、各領_レ隊下、_一莅_二三會農人試_レ火砲於城下、_一當_レ此時、熊本侯忠利、_{細川越中守}士人沼田勘解由左衛門・浦兵太夫等圍_ニ著於肥相米田監物宅、_一未_レ剋、監物聞_ニ大砲頻_ニ響_ニ於西疆、_一曰、此_レ必兵擾、乃相挺會_ニ于長岡佐渡守宅、_一時忠利及世子光尚_{細川肥後守}在_ニ江戸、_一佐渡守及米田監物・有吉頼母英貴

等、為_レ守相、各_レ埃_レ邊報、_一忽_レ小島_{田郡}農人來_レ報、天教黨起_ニ於島原、_一肥相計議遷延、_一戊_辰尅、遂遣_ニ肥士道家七郎右衛門・横川助右衛門、_一如_ニ島原、_一書_ニ問守將、_一探_レ聽_ニ消息、_一前_レ此、島原守相多賀・岡元等、既_ニ飛_ニ報_ニ熊本及佐賀、_一以_レ乞_ニ援兵、_一柳川候宗茂_{立花飛彈守}・佐賀候勝重_{鍋島信濃守}亦_ニ在_ニ江戸、_一佐賀守將致_ニ熊本書、_一問_ニ島原消息、_一柳川候世子忠茂_{左近}在_レ藩聞_レ變、亦遣_ニ細作_ニ探_レ聽_ニ之、_一使_レ清田大膳_檄熊本三省、_一問_ニ消息、_一三省以聞_ニ郡代井上孫兵衛、_一子尅、孫兵衛乃飛_ニ報_ニ肥將佐渡守等、_一三會農人頗_ニ善_ニ銃術、_一故命_ニ明日亦益試_レ之、_一因卒將等監_ニ護_ニ火砲、_一舍_ニ于松原、_一宵農人等款_ニ待_ニ松原、_一飲_ニ將卒酒、_一拜_ニ試業恩、_一皆醉眠臥、農人作左等、_一問_ニ其不覺、_一乃竊_ニ兵器火藥、_一負_レ馬遁去、

243 一_レ字_レトケニシテスミ写也

『日』此_レ躰_ニ一_レ乱_ニ之始終を、乍_レ不_レ文書綴申度存立、如此仕掛置□證書ニ可引用古文書等、思_レ之_レ俟_ニ借集申候事、難及手御座候故、たとへ_レ不_レ文を綴置候ト而茂、無程古證等見出候得者、動_レともすれハ、事實及相違、誠_ニ無益_ニ之隙盡シ_ニ成候間、先記述候事ハ取止め、只

事實計如此集置候ハ、後年文雅之人集覧之上、篇と考合せ致史述人も可有之筈と思付、浩博重繁を不厭如此集置也、然共秘庫之難窺もの猶如何程も可有之、御一覽萬一有志之人も候ハ、追々被補入あるへく候事』

244の1

平塞録云、今年ハ妙解公細川忠利・真源公世子光尚江戸御勤故、
松井佐渡守(奥長)・有吉頼母(美濃)・米田監物御留守(是季)ヲ警衛ス、然ル處ニ十月廿七日、米田監物宅ニテ圍碁ノ會アリ、沼田勘解由左衛門・浦兵太夫杯集ル、其節西ノ方ニ大筒ノ音ス、主人監物怪ミ、是ハ平生ノ大筒ニ類セス、今一度發セハ必定兵亂ナラント、云不畢ルニ又一放西ノ方ニ轟ク、夫故何レモ碁ヲ罷テ様子ヲ見計イ、佐渡宅へ監物被參、然ル處ニ國端ヨリ追々注進致スハ、島原ニ切支丹立アカリ合戦最中ノ由訴フ、三家老中何モ打寄、御留守ニ付府内御目附林丹波守殿(藤正)・牧傳藏殿(牧野成純)ニ御注進申上可然ト一決、右ノ監物宅ニテ大筒聞附タルハ昼ル八時少シ過、夫ヨリ佐渡宅ニテ頼母・監物相談、一決ハ夜ル五ツ過故、明朝

244の2

早々飛脚ヲ差立可申由三人申合、松倉家老中へハ先様子可聞トテ、早速飛脚ヲ發ス、今日肥後ニ一揆ノ様子ヲ告ケルハ、井上孫兵衛ト申仁也、肥後ノ郡代役ト聞候、其紙面ノ寫、

熊以繼飛脚申上候、然則嶋原題目出来仕由ニ而、橘左近殿御家中侍衆皆嶋原被罷通、今夜子之下刻ニ承申候付申上候、嶋原題目之様子者委敷者不承候得共、右之仕合故御座候間、先申上候、則柳川江様子承リニ人遣仕候間、追々可申上候、恐惶謹言、

子ノ下刻
十月廿七日

井上孫兵衛

(松井奥長)
佐渡守様

(有吉英貴)
頼母佐様

(米田是季)
監物様

猶以、右近様御内清田大膳方より如此申来候間、熊本三省と申坊主江申来候、別ニ三省へ參申状相添指上申候、急候間大形申上候、以上、

松倉家老中ヨリ書簡ヲ以テ、肥後熊本ノ家老中ニ加勢ヲ乞、
肥後ニ在中ヨリ一番ニ告来ルハ飽田郡小島村ノ百姓ナリ、

態一書令啓上候、然者爰元百姓共切支丹俄ニ立あかり、一揆之仕合ニ而、村々やきへらひ、城下之町まで昨日やき申候、隣國之儀ニ御座候間、早速御加勢被成可被下候、奉頼候、下々之儀ニ者御座候得共、人数五六千程御座候、恐惶謹言、

十月廿七日

松倉長門守内(次定)

多賀主水

在判

岡本新兵衛(政信)

在判

田中宗夫(宗行)

在判

(米田是孝)
長岡監物様

(英貴)
有吉頼母様

(松井與長)
長岡佐渡守様

人々御中

寛明日記云、廿七日、岡本新兵衛・多賀主水相議スル

ニ、城内ニハ松倉留守ニテ、侍分上下大小□十余騎・雑兵七百ニ不過、因テ隣國細川・鍋島両家へ加勢ヲ乞、然ニ細川・鍋島在江戸ノ亶ナレハ、鍋島信濃守勝茂ノ留守居諫早豊前三千ノ兵ヲ引率シ、竜造寺ヨリ押出シ、刈田ノ□ニ扣ヘタリ、細川越中守忠利留守居清水伯耆四千ノ兵ヲ押シ纏ヒ、肥後内川尻ニ扣タリ、然トモ無御奉書内ハ、兵ヲ妄ニ起難ニヨリ、豊後ノ府内ニ有之御目付牧野傳藏・林丹波守へ事ヲ窺処ニ、弥可順上意ノ由也云々、

一 誅戮ノ儀速ナラサレハ、漸ク一揆強大ニ及、偕松倉カ家人ハ籠城仕、地下ノ一揆ニ縁有下人四十餘人斬罪ス、守城ノ躰堅固故、一揆等温泉山へ引退、天草へ牒シ合セン亶ヲ議ス、

藤掛集書云、扱嶋原ハ籠城きびしく仕、侍共妻子□本城へ入致用心候、然處城内の下々大方地下の者成故、内輪よりいか様成悪事出来可申度不存と談合仕、無心本下々の分ハ本丸へ使に越し候得とも、約束申主人使

に越候を城中にて不殘擄捕、百四拾餘人成敗仕に付、

日・十四日の下にも見得たり、考合すへし、

猶城中無人、纔侍六七十人有之、然共城堅固に相拘へ

働申に付、一揆共不叶、夫より温泉山へ引退、評議仕

けるへ、先天草へ手合有之可然とて、小早船を仕立、

天草の切支丹共へ此由申遣處に、内々心得たりとて、

おのれが宗門の者共催すに、其勢八千餘と着到をつく

る、

247 星野寛書云、嶋原城内へ籠候諸士の家来・又者・足輕・

長柄之者、過半村々地下人之子共、無據親族の者有之候、

然勉ニ安德村之大庄屋方より、彼の者共一揆共へ一味に

て候間御油断有之間數候と、竊に致注進候ニ付、城代多

賀主水・岡本新兵衛尤と致同意、地下人へ類縁有之家

来・又もの、其主人へ致本丸に使ニ遣し、足輕・長柄の

者ハ公用の由ニ而老人ツ、呼寄擄取、五六百人計致成敗

候ニ付、城内弥少人数ニ相成候、是ハ千束・本戸の兩将、

間謀を安德村の大庄屋におしへ候と相聞得候、

按に、城内にて三會村の者共式百人首を刎し事、霜月十一

□ (印文「伊地知氏珍藏」)